

会報

第73号

国立大学協会

昭和51年8月

●事業報告●

諸会議議事要録 (51年5月～6月)	
理事会 (5.7)	8
同 (6.21)	16
第58回総会【第1日】 (6.22)	24
同 【第2日】 (6.23)	42
第25回事務連絡会議 (6.25)	46
第1常置委員会 (6.7)	49
同 (6.23)	51
第2常置委員会 (6.23)	53
第3・第4常置委員会合同会議 (5.25)	55
同 (6.23)	62
第5常置委員会 (6.23)	66
第6常置委員会 (5.7)	68
同 (6.4)	72
同 (6.23)	76
大学格差問題特別委員会 (6.7)	78
同 (6.21)	83
教員養成制度特別委員会 (5.19)	85
入試改善調査委員会 (6.21)	92
実施方法等調査専門委員会小委員会・各試験実施委員会委員長合同会議 (6.2)	97
特別会計制度協議会 (5.8)	103
就職問題懇談会 (6.30)	108
第58回総会国立大学協会事業報告書	115
諸 会 合 (51年5月～6月)	122

●要望書等●

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書 (6.23)	124
国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書 (6.23)	124
大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書 (6.23)	125
学生部関係職員の待遇改善に関する要望書 (6.23)	126
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 (6.22)	126

「高等教育の計画的整備について」に対する見解 (6.22) 127

●資 料●

「学長以外の委員の会議出席旅費支給基準」の一部改正について 131

昭和51年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書 131

国立大学協会第58回総会における「大学入試改善に関する意見」ならび
に「国立大学入試改善調査研究報告書（昭和51年3月）」に関するアン
ケートについて 132

昭和50年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職決定（内定）状況調
査中間集計について（文部省） 140

学生教育研究災害傷害保険加入状況調（51年4月分）（学徒援護会） 141

●その他●

学長等の異動について 142

大学設置審議会（大学設置分科会）委員の委嘱について 143

寄贈図書 143

湖底に眠る漁村	市原寿文 121
ミズパショウと尾瀬	堀 正一 123

国立六大学学長会議の思い出

相磯和嘉

私の部屋に九谷焼の六個のぐい呑、肥後高田焼の花瓶、新潟村上堆朱の花瓶、有田焼梅牡丹の花瓶、千葉鬼越真朱焼の花瓶、備前焼の徳利などが並んでいる。いずれも国立六大学学長会議の際の当番大学から記念品にいただいたものである。会費持寄りの会議のことであるから、勿論高価なものではないが、各地ご自慢のやきものについて、当番大学の学長さん局長さんが吟味して選んだものだけに、まことに工芸の香り高い気品のある品々である。

ここに国立六大学学長会議というのは、別に旧六ともいって、国大協加盟大学の中にあって、たとえば旧七、新八などと同じように、生い立ちを同じくする大学同士の集りの一つである。金沢、熊本、新潟、長崎、千葉、岡山の六市にある新制総合大学で、旧帝大系のある大都市以外のわが国の主要都市に蟠踞^{はんきよ}している大学群である。旧制の官立医科大学を持っていて、それを柱にして発足したことのほかに、学部構成、学生数、施設設備、所在都市の規模など多くの共通点を持っていて、古くから兄弟づき合いをしたり、競争相手になったりしてきている大学である。

17年前から、この六大学の学長、事務局長らが年一回参集して二日間の学長会議を持つ慣行が出来ている。六年に一回当番校が廻ってくるわけであるが、私は幸運にも六年の任期中に金沢、熊本、新潟、千葉、長崎、岡山の順にこの会議に出席して、丁度一めぐりすることが出来た。

歴史の古い由緒ある都市に、伝統を持つ大学として存在しているので、それぞれの大学での学長会議の思い出は、今回千葉大を退官するに当って一しお懐かしい回想として浮んでくる。もともと、旧六の学長だけが集って協議しなければならない重要問題が常に起きているわけではないので、ブロック別学長会議とはちがって多分に親睦の意味もあり、毎日忙しい日を送っている学長、局長には、どちらかといえば息抜き^{いきばき}の為の気楽な集りともいえないことはない。

とはいっても、かつて駅弁大学と酷評された時代もあったわれわれ旧六も、今ではいずれも新制地方大学の中核として発展の道をたどり、27年の歴史を閲して、地方大学の拡充整備のリーダーとしての役割を自然に課せられているという自覚と責任を持つにいたっている。その意味で、この学長会議も、お互に協力し合って、国立大学の発展のために国大協において推進力の一つにならなければならないという自負に立っている。

私の出席した第十二回金沢会議から第十七回岡山会議までの議事録を繰ってみる

と、そのときどきの国立大学の当面する諸問題はもとより、国立大学のあるべき姿と将来の発展の方向などについて適切に討議をしてきたことがわかる。ここでは論議のむし返しは避けるが、協議事項の主なものを拾ってみると、(1)第二次定員削減問題、(2)入試期一本化と共通テスト問題、(3)医学部の学生増募に伴う事項、医学教育のあり方、一般教育との関連、病院の防災対策、パラメディカル問題など、(4)非常勤職員問題、学内保育所事項、(5)新構想大学問題、地方大学の充実に関する方策、(6)博士課程大学院設置に関する事項——などがあげられる。そのほか、学生問題、課外活動などについても情報の交換、承合事項も常に話し合ってきている。これらの討議の結果は、その都度要望書にまとめるなり、当番校の学長より口頭で、国大協の会長又は理事会或いは該当常置および特別委員会に意見具申を行ってきた。

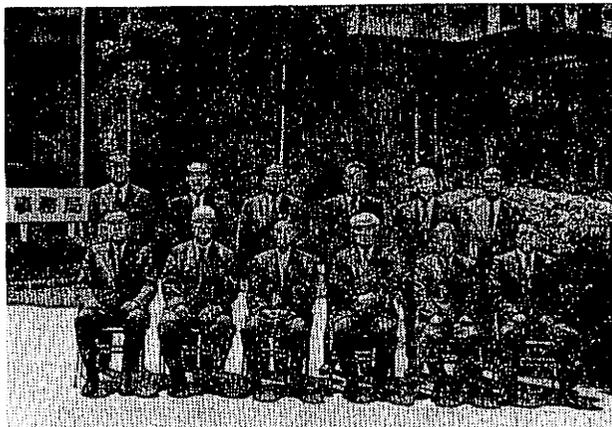
◆ 会議のあとさき

加盟大学はお互に遠くはなれているので、会議の前日の夕刻までに各地から集まり、当番校の世話で夕食会が持たれる。また予定された議題が終ったあと会場をうつして自由討議をつづける。それから学内見学、市内観光、近郊への小旅行など懇親の催しがある。いずれも楽しい思い出のみである。記憶を拾いながらそのあとをたどってみよう。

第十二回金沢会議(昭・46)：中川善之助学長、磯村正局長の招集で4月20・21日開催。私は堀川局長を帯同して出席した。市内の昔からの料亭で夕食会、中川先生はもとも金沢のご出身ということで、おんみずからの接待、興がのってくると両肌ぬいで太鼓を打たれる。有名な加賀の老妓の横笛を、部屋の灯を消して聴く、そのあえかな音色は今でも耳朶をうつ。大学本部での会議をおえ、金沢大の現状を伺う。市内に出て兼六公園を散策、生憎私は体調を崩して、持病の背骨が痛み、秋のくれならぬ春の午後であったが、芭蕉のように、あかあかと日はつれなくて、杖を曳いて歩いた。そのようなわけで、日程に組まれていた能登小旅行は失礼して帰葉、あとで堀川君から能登の話をかきかせてもらった。

第十三回熊本会議(昭・47)：黒田正巳学長、三宅能正局長の招集で4月19・20日開催。私は田辺正二局長を伴って空路熊本入り、前夜の夕食会は市内の料亭<おくむら>、宿泊は郵便貯金会館であったと思う。会議終了後、熊本をあとに春たけなわの九州横断道路のドライブを楽しみながら阿蘇をめぐり、九重火山群の湯布院山下温泉のレークサイドホテルに着く。静かな山の湖水のほとりで、鳥達のさえざりを聴きながらくつろぐことが出来た。普通の旅では一気に別府に下ってしまうだろうので、この高原と温泉の湯の町の湖畔の宿は格別に印象が深い。

第十四回新潟会議(昭・48)：長崎明学長、増田伝一局長の招集で4月19・20日開催。私は田辺正二局長を帯同して参加、前夜夕食会は新潟会館の<行形亭>であったか。



第十三回熊本会議（昭和47年4月19日）熊本大学にて

会議場は新潟大学の五十嵐地区の新キャンパスの本部建物。午前の会議を終って統合整備の進行中のキャンパスの状況を見学する。市内に出て国上山～西生寺～小千谷を経て越後大湯温泉にて宿泊。このあたりまだ残雪あり、雪解水のため川水の増水いちぢるしい。山菜を賞味しながら懇親会。この夜は中川先生と同室、このとき先生は76才であられたがすこぶるご元氣、いろいろとお話を伺うことが

出来た。翌日は奥只見のダムを見学、銀山平から堀の内のヤナ場にて小憩、獲物をいただきながら昼食、下って長岡市に出て解散となる。新潟大学はその前年関東甲信越大学体育大会、前々年には関東ブロック学長会議と当番校がつづき、長崎学長には大変お世話になった。

第十五回千葉会議（昭・49）：千葉大が当番校になったのは今度で三回目である。4月24・25日開催。田辺局長らが準備を整えたが、金沢や熊本など大藩の城下町とちがって荒々しい工業都市に変ぼうしているので設営に苦心する。市内の小亭で歓迎夕食会、会議は西千葉の大学本部で行われた。会議終って本部屋上からキャンパスや千葉市を展望していただく。第2会場に移動して千葉市から内湾沿いに姉が崎まで、ほぼ完成した京葉臨海工業地帯を通り抜けて、藻原～一宮～九十九里浜の波乗り道路をドライブして銚子に到着、犬吠岬京成ホテルに宿泊、懇談。翌日は成田新東京国際空港の未完成状況を視察していただき、成田山新勝寺に詣でる。新勝寺壇家総代の藤崎夫人に案内していただき、大僧正により、諸先生、局長さん方の家内安全、交通安全祈願の大護摩をたいてもらふ。

第十六回長崎会議（昭・50）：具島兼三郎学長、関実局長のもとに5月29・30日に招集された。私は吉川孔敏局長を伴って出席。新装なった長崎（大村）空港まで一飛び、随分と便利になったものだ。直ちに高台の矢太桜に直行、ここで夕食会に参加する。その夜は長崎大のゲストハウスの＜観月荘＞に宿泊する。29日大学本部会議室にて熱心に論議したのち、長崎港より水産学部の練習船に乗船、甲板上で昼食をいただく。この lunch は大変おいしかった記憶がある。船は長崎港内をめぐり、湾外に出て海上の炭鉱島を望みながら、野母崎に出て脇岬で下船、県立亜熱帯植物園をみる。ここの感じは、かつて遊んだカリフォルニア南海岸ラホヤのあたりに似ているなど思った。ここで車に乗りかえて島原半島に入り雲仙に着き、有明ホテルに投宿。雲仙は

久しぶりの訪問である。普賢岳のみやまきりしまは、盛りを過ぎていたものの矢張り美しい眺めであった。翌日は島原城を見学して、豊田学長と空港までご一緒して一路帰葉する。

第十七回岡山会議(昭・51): 6月8・9日, 小坂淳夫学長, 長谷川常喜局長の招集で開催される。今年も例年のごとく4月20・21日が予定されていたようであったがストで流れ, 5月も日程が組めず, 6月にずれこんだので当番校は苦労が多かったことと察せられる。しかしまた, 月末の国大協総会を前にして好都合の面もあった。吉川局長を帯同して出席, 岡山国際ホテルにて前夜夕食会。岡山大本部にて会議終了後キャンパス見学を行う。岡大のキャンパスは六大学の中では最も広く, 隣接して120万 m^2 に及ぶ農学部演習林や牧場を持っているのは羨しい限りである。中央図書館の池田家文庫は六万点の資料をよく分類, 整理されてあって, 流石池田藩の拠点であると思った。専門家にとっては垂涎ものが沢山含まれているらしい。市外に出て備前焼の窯元を訪れ工程を詳しく説明してもらう。近年備前焼の高級品がもてはやされているので興味深く見学することが出来た。さらに備前市から山に入り溪谷に沿ってしづたにの里に閑谷学校を訪れる。この閑谷学校のことについては前岡山大学長谷口澄夫先生が本誌(第65号)に詳しく紹介されているので, 一度現地を見学したいものと念願していたが, その機会に恵まれつぶさに拝見することが出来た。まことにききしにまさる立派な施設であることに驚歎した。更にバスを進めて播州赤穂市を訪れこの潮光園ホテルに投宿する。普通, 関東の旅行者が岡山を訪れても, ここまでは足を伸ばせないのが, 当番校の心づかいに感謝する。義士の史蹟など見学して, 夜は瀬戸内の島かげの近く見える部屋で懇談会を楽しむことが出来た。

いつの会議のときでもそうであったが, 会議を終えた晩の懇談会は楽しいものであった。大学運営のベテランである事務局長さん達が, それにもまして良きもの持主ばかりで, 旅の興をそえてくれたことも忘れがたく思い出される。

◆ お世話になった人びと

大学紛争以来, 学長の在任期間も短くなり, また国立大学の数もふえてきたので局長の異動も早く, この六年間に六大学学長会議のメンバーも随分とかわった。第十二回は中川学長・磯村局長, 黒田学長・三宅局長, 長崎学長・増田局長, 相磯学長・堀川局長, 中塚学長・青木局長, 谷口学長・長崎局長であったのが, 第十三回には金沢が白鳥局長に, 千葉が田辺局長に, 岡山が石塚局長にかわり, 第十四回には異動はなく, 第十五回には金沢が豊田学長・青木(鷹司)局長に, 新潟が北村学長・五十嵐局長に, 長崎が関局長にかわられた。第十六回には熊本が岳中学長・大野局長に, 千葉が吉川局長に, 長崎が具島学長に, 第十七回には岡山が小坂学長・長谷川局長にかわられた。



第十六回長崎会議（昭和50年5月29日）雲仙にて

かくて六年間にこの会議で10人の学長、15人の局長と一緒であり、ご交誼をいただき、お世話になったことになる。この誌上をかりて厚くお礼を申し上げたい。またこの中で中川善之助先生が昨年亡くなられたことは残念で、改めてご冥福を祈りたい。更に現役の方々とは勿論、すでに退官、退職された方々の一層のご健康をお祈りする。終りに臨み私の無精の故に記憶違いや間違いの個所がある

かも知れないので、その節はご注意をいただきかつご寛容を賜りたい。

（筆者 前国立大学協会副会長・前千葉大学学長）

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和51年5月7日(金) 14:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 林会長

岡本, 相磯各副会長

今村, 臼淵, 加藤, 畑, 大山, 川上, 桜

場, 若槻, 中村(正), 円藤, 具島, 中村

(末)各理事

広根(第3), 山岡(第4), 飯島(第6)各

常置委員長

小泉, 太田各監事

林会長主宰のもとに開会。

会長の開会の挨拶に続いて、役員の交代について次のとおり報告があった。

	(旧)	(新)
理事	水戸部正男 (横浜国大)	久保村隆祐 (同大)
第2常置 委員長	谷田 関次 (お茶の水大)	若槻 哲雄 (大阪大)
第6常置 委員長	渡辺 武男 (秋田大)	飯島 宗一 (広島大)
監事	飯島 宗一 (広島大)	太田 善麿 (東京学芸大)

次いで竹下事務局次長より配付資料についての説明があった。

前回(2月13日)の議事要録の朗読は省略し直ちに議事に入った。

議事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 学費について

イ) 前回の理事会において決定された、国立大

学授業料について国会に要望する件については、同日理事会終了後両副会長ならびに渡辺第6常置委員長と協議し、授業料の引上げについては慎重に措置せられたい旨の要望書を作成し、これを衆参両院の各文教委員長宛提出した。同時に各大学に対しては、事務局長から事務連絡としてこの旨報告した。

ロ) その後51年度予算については、40日間の暫定予算を組むことになったので、取敢えず51年度前期の授業料は、従来の金額のまま据置かれることになったことはご承知のとおりである。

(2) 高等教育懇談会高等教育計画部会(中間報告)に対する意見について

前回の理事会の際に文部省から説明を受けた高等教育懇談会高等教育計画部会(中間報告)に対する国立大学協会の意見は、その後、第1常置委員会において審議を行い、その大要(資料4)について、高等教育懇談会に対し飯島第6常置委員長ならびに相磯副会長から、取敢えず口頭をもってお伝えを願った。なお、これについては後刻関係の理事から補足説明をお願いしたい。

(3) 医学教育の改革に関する調査研究報告書について

前回の理事会において了承を得た「医学教育の改革に関する調査研究報告書」については、去る2月13日付をもって文部省、厚生省その他関係各方面に対し、参考に供せられるよう要望してこれを提出した。

(4) 大学設置審議会(大学設置分科会)委員の推せ

んについて

かねて当協会から推せんしている大学設置審議会(大学設置分科会)委員のうち、近く任期満了となる2名の委員とお茶の水女子大谷田学長のあとの委員の計3名の補充について、文部省から4月10日までに候補者を推せんされたい旨の依頼があったので、両副会長とも協議し、複数の候補者を推せんしていたが、このほど岡本埼玉、太田東京学芸、大山東京教育の3学長にご委嘱の旨連絡があったのでこの旨ご報告する。

(5) 国大協宛要望書について

前回ご報告した以後に、当協会宛にだされた要望書は資料5のとおりであり、関係の委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り協議に移った。

II 協 議

1. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長より資料6「昭和50年度国立大学協会歳入歳出決算(案)」について説明があり、これについて、小泉監事より監査結果の報告があり、原案どおり承認され、これを6月の総会に提出し追認を得ることが了承された。

2. 「学長以外の委員の会議出席旅費支給基準」の一部改正について

事務局長より資料9について説明があり、原案どおり承認された。

3. 特別委員会委員の交代等について

資料8により、事務局長から次のとおり説明があり承認された。

委員会名	(旧)	(新)
大学格差問題	委員長 水戸部正男 (横浜国大)	岡本 舜三 (埼玉大)

委員	水戸部正男 (横浜国大)	久保村隆祐 (同 大)
図書館	実方 正雄 (小樽商大)	今村 成和 (北海道大)
入試調査	実方 正雄 (小樽商大)	松本 秋男 (北見工大)
	谷田 関次 (お茶の水大)	市古 宙三 (同 大)
教養課程	谷田 関次 (お茶の水大)	若槻 哲雄 (大阪大)

4. 第58回総会日程について

事務局長より資料9に基づき説明があり承認された。

5. 第59回総会日時・場所等について

事務局長より資料10に基づき、次のとおり説明があり承認された。

51.11.17(水) 総会 第1日 学士会館(神田)

18(木) " 第2日 " (")

19(金) 事務連絡会議 " (")

6. 各委員会委員長報告と協議

1) 入試改善調査委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

(イ) 副委員長の交替 谷田(前)副委員長が退任されたので、その後任を相磯委員にお願いすることにした。

(ロ) その後の作業経過 昨年9月30日に締切ったアンケートの結果については11月総会に報告したが、各大学から寄せられた意見について、その後実施方法等調査専門委員会をはじめ、科目別専門委員会、コンピューター専門委員会等において検討が進められた。その焦点は、第一次試験に関連して第二次試験のあり方をどう考えるかというガイドラインを示すことの問題である。これらの問題について検討を重ね、去る3月末に「国立大学入試改善調査研究報告書(昭和51年3月)」が出来たので、これを文部省および各大学に配布するとともに、去る4月12

日に記者会見を行ってこれを公表した。なお、各大学に対しては、この報告書についての意見を求めるため4月5日付でアンケート調査をお願いした。

(イ) 今後の事業予定 今回のアンケートに関連し、今年も5月中旬から全国7地区において各大学に対する「報告書に関する説明会」を開催し、また、各高等学校に対しても後日説明懇談会を開くことを予定している。差当りの大きな事業としては、今年も10月10・11日に全国7地区48大学において11,700名の受験希望者の参加を得て実地研究を行うことにしており、これについては各大学に種々お世話になるのでよろしくお願ひしたい。

(ロ) 入試改善調査施設 51年度に、入試改善調査施設を、東京大学の承諾を得て東大に設けることになり、51年度予算の成立によって正式に発足することになった。それに先立って、入試改善調査施設設立準備委員会の初会合が去る3月10日に開催され、これまでのいきがかり上委員長には私(入試改善調査委員会委員長)が就任することになり、施設長には湊秀雄東京大学教授、総主幹には田保橋彬文部事務官をそれぞれ当てることになった。

(ハ) 公立大学協会との懇談会 去る3月17日に公立大学との懇談会が開かれたが、公立大学側はできれば国立大学の共通一次試験に参加したい意向であった。

(ニ) 海外の実情視察 共通一次に関連して去る3月末から4月にかけて、私と湊委員その他の関係者がアメリカとヨーロッパにおける最近の統一試験の実情視察をした。

以上が共通一次に関連した現在までの情況である。

次に、アンケートに関することであるが、前回のアンケートの結果については、昨年の11月総会に報告をしたとおり、共通第一次試験の趣旨について数字的には70%肯定、10%否定、20%が何等かの条件付きで賛否いずれとも言いかねるということであった。それで、20%の中で提起された問題に答えるということで、50年度の報告書ができた。各大学はこの報告書をよく検討されたうえで、今回のアンケートにお答えいただきたい。

なお、今回のアンケートの締切日は6月10日である。回答が集まり次第集計し、6月21日に入試改善調査委員会を開いておおよその方向をとらえ、総会に報告する基礎をまとめることになる。

次いで、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のように補足説明があった。

昨年の調査研究報告書に対して、20%に相当する大学から幾つかの疑問が提起されたので、その疑問点を解消する意味において今回の報告書ができた。つまり、今回の報告書は昨年3月の報告書の補完をなすもので、昨年のもとの合せて一本になる。昨年の報告書の内容に対し意見の多かったのは、

- ① 第二次試験の性質がわかりにくい、そのガイドラインを示すべきである、ということであった。しかし、第二次試験は本来は各大学が主体的に検討すべき性格のもので、具体的な提示は難しいということから、報告書には概念的なガイドラインを示すにとどめた。
- ② 居住地試験に関する問題があったが、これは事務的に解決できる内容の問題であって、その調整のメドがついたということである。
- ③ 入試センターの具体的な規模の問題があ

るが、これは今後に持越されている。ところで、これは国立大学の共同責任のもとに行われなければならないのであって、その主体性が失われることがあってはならないということは強調されるべきである、と報告書には述べた。

④ 共通第一次試験の試験時期について、昨年示した案に対し、大学行事との関係や北国における雪害のおそれなどから不相当であるとの意見が多かった。これについては種々様々の案を示し、それについての判断を願うことにした。しかし、いずれの案も一期、二期の区別廃止を前提にして考えられる適当な案ということである。

以上の他にも幾つかの問題に報告書は答えているが、その他の現在の入試改善調査委員会では解決困難な事務的処理を要する問題として、

①入試センターの組織およびこれに対応する各大学の入試事務体制の整備、②事故処理、③身障者問題の扱い、等のことがある。これらの問題を除けば、殆どの疑問点におよそのことはふれてあるので、これを提示してさらに各大学の意見を徴するため、今回のアンケート調査（資料14）を行うことになった。そのための説明会を、資料13「国立大学入試改善調査研究報告書及びアンケートの説明会開催要領」により開催することになっているので、関係の大学は特にご協力をお願いしたい。なお、高等学校への説明会は夏以降になると考えられる。

以上のように、共通一次について入試改善調査委員会としてなすべき基本的な問題の研究はほぼ終りに近づいた。残された問題は技術的に解決されるべき性質の事柄だけになった。

ところで、標準問題の作成を担当している科目別研究専門委員会は、同じ委員が3年間継続

してやってきたが、同じ顔ぶれで何年も続けていると出題にある種のカラーがでることになるので、それを避けるため委員は毎年半数交代するという原則を立て、それに即応し、今年の実地研究の試験問題作成は資料「昭和51年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書(案)」の「2. 標準問題の作成等に関する調査研究」にあるように、従来の委員のうち4名だけを残して全面的に編成を改めることになった。なお、今年の実地研究は、なるべく多くの大学に実施の協力をお願いすることにし、1校当りの受験者数は昨年より少数とした。

以上の報告に対し次のような意見が交された。

- 共通一次の試験成績を知らせる所はどこか。試験成績の高校別統計はとるのか。
- 共通一次の本試験の成績は、受験大学だけに通知し、他には（本人・高校にも）一切知らせることはしない。次に、統計は入試センター研究部が必要によってとることになるが、これも発表することはしない。しかし、実地研究の成績は協力された高校を通じて本人にも知らせることにしている。
- 入試センターはどこに設置するのか。
- 共通一次の課題は、国大協はあくまでも研究として作業を進めているのであるから、具体的な実施面の問題である入試センターの設置場所などのことは、入試改善調査委員会でも話題になったこともないし、また、話題にすべき問題でもない。
- 新聞報道等によると公立大学、私立大学もこの共通第一次試験に参加したい意向があるようだがどうなのか。
- 公立大学は、共通一次入試が実施されるこ

とになれば、参加ないしはそれを利用したいという意向であるが、私大の方には今のところそれらしい動きは見当らない。

- 6月の総会において今回のアンケートの結果を報告することになるが、このアンケートは入試改善調査委員会（岡本委員長）が行うものであって、それに対する各大学の答えは、それによって、直ちにこの共通入試の方法をその大学が採用するしないという見解を明らかにしているのではない、という考えもあるかもしれない。しかし、今回の総会において、この課題がいかなる方向性を示すことになるかは、社会一般の注目するところである。そこで、今回の総会に、会長からどのような形で各大学の意向を伺うことにすべきか、あるいはすべきでないか、または、他により好ましい方策はないかについて、ここで伺うことができれば、総会において、この議題をスムーズに運ぶことができることになる。
- 国大協としては、昭和46年3月から入試調査特別委員会を設置し、入試改善に関する一つの研究過程を一貫して進んできた歴史は一つの大きな柱である。実際の作業は入試改善調査委員会が行っていて、なお、多くの問題が残されてはいるが、入試改善の方法を見出すという一つの目標をもって、数年間継続してきたことは、国大協の入試調査特別委員会の一連の筋道であるといえよう。
- 今回の総会で、共通入試の課題について何をどうするかが決まっているわけではないが、数年間一つの筋道を進んできているので、国大協の内部でも一歩前に進んだ何かを期待されているであろうし、論理的にもその必然性はある。外に向っては、国大協は共通一次を

実施するしないを決めて発表すべき事柄ではないが、もう少し前に進んだ何かの意思表示はなさざるをえない状況になっていることは確かである。

- 共通一次の課題を、総会当日の理事会において協議するとなれば、全く形式的に処理せざるをえなくなって好ましくない。総会の前（少なくとも1日前）の理事会において、アンケート結果の報告を受け、それを基にして理事会の考えの方向について協議することはできないのであろうか。
- アンケートの結果をみない限りは、大勢の肯・否はいずれとも決しかねる問題であり、また、最終的に実施するか否かは行政レベルの問題であるが、国大協としてはどういう形の結着をつけようとしているのか、おおよそそのとりまとめの方向性は用意しておかなければならないと思う。それには、たとえば、この共通一次には優れたメリットがある、実施段階では各大学の事務組織を整備する、十分な予算措置も講ずる、というように必要条件を明示して総会に諮るといふのであれば、国大協もそれに応じて慎重に充分な審議をして結論をだすことができる。
- 入試改善調査委員会としては、共通入試は、大学入試の改善に資するところがあるであろうという考えで報告書を公表し、さらに、アンケートでは「共通一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると考えられますか」という聞き方をしているので、結論としては、大学入試の改善に資すると考えられるという結論になりうる。それを理事会がどのように受止めるかという問題になる。
- その場合に、全国立大学一致の意見は望めない。たとえば、10%~20%の否定が仮にあ

るとして、それを収斂するかどうかは判断の問題であり、それは国大協の方針にかかわる問題である。

- 各大学の意見の中には、第二次試験とのかわりについて多くの意見が寄せられており、研究しなければならない幾つかの問題が残されているが、相当長期の研究を続け、段階的にアンケートをとってその都度結論をまとめながら進んできているので、この時点で、国大協が到達した結論なり方向なりを率直にださざるをえない段階まできていると思う。
- いずれにしても、国大協が、いつまでも研究の名のもとに曖昧模糊とした状態におくことは適当でない。
- この共通第一次入試が大学入試の改善になるかならないかは第二次試験のあり方にかかっているため、各大学の第二次入試に難問・奇問の出題は避けなければならない。しかし、第二次試験を綿密にやるとなると共通一次は余計なものとなる恐れがある。
- 難問・奇問を是正することはよいが、共通一次が実施されるとなると、高等教育のウェイトがその方に傾斜し、教育レベルを低下させることにならないであろうかと心配する向きがある。それに対し二次試験があるからその心配はないといっているが、2回試験をやることは受験生個人にも大学側にも二重負担になると思われる。
- 実地研究の結果には、受験生の能力の差ははっきりしており、また、現在の各大学の入試との相関はかなり高い相関関係のあることも実証されたので、問題のレベルが低いとは言いが切れない。次に、二次試験との関係は、共通一次の試験科目以外の科目ないしは共通

一次の客観テストではできない分野を、二次試験では考えるべきであると報告書は述べている。

- 先般世界各国の統一試験の実情視察のため欧米各国を訪れた。この海外調査の総括について見解がまとめられれば、改めて報告することになるが、欧米諸国では統一試験の方向に向かって進んでいる。アメリカの共通入試は70年の歴史があるが、共通一次と各大学固有の入試を組み合せるというアイデアは、ある意味においてはユニークな考えであって、アメリカとは国民性の異なるわが国においてもマッチするのではないかと思われる。
- 共通入試が実施されるとなれば、各大学の入試に関する労務の負担が倍加するという問題について、教官・事務を問わずかなりの抵抗がある。したがって、国大協は“金と人”の問題はパラレルに解決されなければならないということは、政府に対し強く要望すべきである。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、6月21日(月)15:30~17:30まで学士会館(神田)において理事会を開催し、入試改善調査委員会のアンケート調査の結果の報告を受け、それを基にして、入試改善という課題について、これまで国大協がつづけてきた研究からえられた結果の方向性について協議することになった。

2) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

前回(2月13日)の理事会において、高等教育計画部会の中間報告について、文部省から報告を受け意見を求められたが、この中間報告は3月15日の高等教育懇談会総会で正式決定され

る予定とのことで、この中間報告の内容について検討し国大協の意見を述べることは時間的に無理な状況であった。しかし、ここで取り上げられている「高等教育の計画的整備」の問題は重要な問題であるので、国大協としての意見を何らかの形で表明すべきであるということになり、そのまとめを第1常置に委ねられたので、去る3月10日の委員会で検討したが、その時は成案を得るに至らなかった。しかし、3月15日に高等教育懇談会総会が開かれるというので、取敢えずの処置として相磯副会長、飯島学長から資料4-1「高等教育計画部会中間報告に対する国立大学協会第1常置委員会の当面の要望(メモ)」を基にして口頭で趣意を述べていただいた。つづいて、第1常置では小委員会・親委員会において論議を重ね、資料4-2<「高等教育の計画的整備について」に対する見解>のとおり、小委員会原案をまとめるところまで作業を進めた。総会までには成案をまとめて報告する予定にしている。なお、この見解をまとめるについては、事柄の性質上、総会に諮る前に各大学の意見を伺うことは差控え、総会に報告したのちに、各大学には事後報告の形で、この見解を送付したいと考えている。

以上の報告に続いて「見解」で取り上げた主要な問題点の紹介があり、また、高等教育懇談会ではすでに「高等教育の計画的整備について」という形で正式報告がだされたので、この「見解」はこの正式報告に対する見解ということになり、報告に示されている計画が実施される際に充分考慮されたいという趣旨のものになることなどが述べられた。

これに対し、高等教育懇談会の報告は行政上どのような性質をもつものか、この計画を実施する場合総定員法にどう対処するつもりなのか、

などのことについて論議が交されたのち、明日の特別会計制度協議会においてもこの「見解」の趣旨を強調することとした。なお、この第1常置委員会の見解が、総会において採択されれば国大協の見解として発表することとした。

3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

一昨年秋の総会から懸案になっている学寮問題の再検討については、目下、第3・4の常置委員会合同会議において検討を進めている。学寮は、それぞれの歴史や慣行によりその性格が異なり、運用も一様ではない。それで、これを一律にとらえて、学寮のあるべき姿を描くだけでは問題の解決にはならない。しかし、学寮には①入退寮選考権を中心とする管理体制、②光熱水料等の負担区分、③炊事人問題等の共通する問題もあるので、今回は、46年に作成された調査資料も、変遷した情勢を考慮に入れて検討を加えることにしている。また、学寮問題を検討するについては、その実態を把握する必要があるので、各大学にアンケート調査を行い、その結果を分析したうえで見解をまとめることにしている。なお、アンケートでは学寮の実情調査とともに学寮についての考え方を伺うことになろう。このアンケート案がまとまったら総会に提出し了承を得たいと考えている。なお、今年もアフターケアの意味で、昨年6月に提出した「大学における課外活動の振興に関する要望書」を再検討して重ねて要望を行いたいと考えている。

4) 第4常置委員会

山岡委員長より次のとおり報告があった。

学寮問題については、第3常置委員長より報告のとおりであるが、第4常置固有の問題として、①大学および大学院の奨学制度の拡充につ

いての要望書、②大学保健管理施設の増設・充実についての要望書、③国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書を提出することにして
いる。なお、学生教育研究災害傷害保険の加入は順調に進んでいることを併せてご報告する。

5) 第5常置委員会

同委員会の桜場委員より次のとおり報告があった。

学長の国際交流について、今年度は3名の招待予算が用意された、ということである。そこで、第5常置では、今回はわが国に多くの留学生を送っている東南アジアの国から招待してはどうかということで、韓国・タイ国・フィリピン等の国が話題になったが、結局タイ国から招へいすることになった。時期は10月中旬から11月上旬、期間は約2週間ということで、文部省の了解も得て作業を進めることになった。その他には、留学生の問題、大学間交流問題などが委員会の話題になった。

以上の報告に対し、招待準備委員会を設けることもありうることを含めて了解された。

6) 第6常置委員会

飯島委員長より次のとおり報告があった。

第6常置では、明日、特別会計制度協議会が開かれる関係もあるので、本日午前中に委員会を開催し、52年度の国立学校特別会計予算編成の方針について文部省の説明をきき、それに対し質疑応答をした。その主要な事項の第一は、総定員法にかかわる問題であった。第二は、基準経費を上げることが難しいので、これをカバーする方法を考えなければならないということであった。これに対し、委員の方からは、基準経費は大学にとっては基本的な経費であるのでぜひ増額を図ってほしい。教官研究費は他省庁の研究所の研究費とのバランスもあって増額が

難しいとのことだが、他省庁ではそれ以外のプロジェクト研究の経費が大きな割合を占めているので、大学の基準経費を他省庁のそれと同一基準に扱うのは問題である。なお、今年度からバイパス的に設けられた特別教育研究経費の望ましい配分を検討されたい、という意見が述べられた。第三は、大学間交流の促進を図りたいということであった。これに関連する新しい措置として、省令を改正して客員教授という称号を与えることができるようにしたいということである。第四は、来年度の概算編成方針は、本年度の場合と殆ど変更はなく、一般的方針としては地方大学の計画的整備に重点をおく。数年間の見通しのもとに計画をたてる。新しい用地の取得は認めないが、既存用地の適正な利用については検討する。その他、学部改組拡充は無理であるが、学科については検討したい。大学院については、博士課程は慎重にするが、修士課程の拡充はある程度は推進する。医療技術短大の新增設は再検討する。附属病院については急救医療体制の整備を図る。教員養成については教科教育を整備充実する。次に、研究部門については核融合、原子力、宇宙科学、地球科学、生命科学に関する研究などの推進を図る。事務部門については医学部と附属病院の事務組織の一体化を推進する。以上のようなことの説明があった。

これに対し、委員の方からの質問ないしは要求としては、総定員法の問題、外国人教師の問題、基準経費の問題、光熱水料の問題、その他実習旅費の問題、紀要出版経費の問題などのことが提起された。そのほか、大学院について大学院問題懇談会の審議の実情、格差解消の進み具合、医療短大の問題、教職課程の希望者が急増しているのに対応する教官増の問題、5年の

先行きを見通しての計画化については、インフォメーションを充分交流していくべきである、などということが話題となった。

以上のことを委員長が整理して理事会に報告し、特会制度協議会にも意見を反映することにするということになった。

なお、第6常置の具体的な問題としては、教官待遇改善の要望書をまとめて総会に提出することになっている。大きな問題としては、52年度の概算編成に当って、国大協は総定員法の問題について何らかの意見をだすかどうかという問題がある。その外には、国立大学財政の基本的問題についての検討を、小委員会レベルで進めているので、秋の総会までにはレポートをまとめて報告することになる。

以上の報告に関連して会長より、明日の特会制度協議会においては、第6常置委員会の意見を充分反映することにしたいと述べられた。

7) 医学教育に関する特別委員会

同特別委員会相磯委員より次のとおり報告があった。

医学教育に関する特別委員会では、〈大学設置審議会基準分科会、医学及び歯学教育に関する特別委員会提案の「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について(中間報告)」〉について、各大学の意見も伺いながら資料16のように意見をまとめたので、承認が得られれば正式に提出することにした。

以上をもって委員長報告と協議を終り、ついで、高等教育懇談会の審議の経緯について懇談的に若干の意見が交された。

理事会議事要録

日時 昭和51年6月21日(月) 13:30~19:30

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 林会長

岡本, 相磯各副会長

今村, 白濁, 加藤, 畑, 大山, 川上, 久保村, 豊田, 桜場, 井上(友), 若槻, 井上(智), 安達, 中村(正), 円藤, 武谷(代一木下) 具島, 中村(末)各理事

山岡(第4), 佐々木(第5), 飯島(第6)各常置委員長

小泉, 太田各監事

岡本大学格差問題特別委員会委員長

林会長主宰のもとに開会。

会長より、本日は明日から開かれる国大協総会の議事をまとめることが主な議題であるのでよろしくご協議をお願いする、と挨拶が述べられた。

次に事務局長より配付資料について説明があった。

議 事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 特別会計制度協議会の開催について

去る5月8日、第28回特別会計制度協議会を開催し、52年度の国立学校特別会計予算の概算要求について文部省側の方針について説明をきくとともに、相互に隔意のない意見交換を行った。

(2) 日教組大学部会との会見について

去る6月14日、日教組よりの申出により、相磯副会長ならびに飯島第6常置委員長、小泉第6委員が、畠山大学部長ほか日教組関係者と会見した。主な事項は予算・定員、教職員の待遇改善問題、入試改善問題等であった。従来の例

のように、それ等を書面にして明日の総会の際持参するので、参考のため適宜配付されたいとの申出があった。

(3) 国大協宛要望書について

その後、当協会宛に出された要望書は資料4のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り協議に移った。

II 協 議

1. 各委員会委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

前回(5月7日)の理事会においてご報告し、それについてご了解があったように、高等教育懇談会から「高等教育の計画的整備について」と題する見解がだされたので、これに対する国大協の見解をまとめることとなった。第1常置では、前回にご報告した小委員会原案を基に親委員会においても検討を重ねた上、資料6のように「高等教育の計画的整備について」に対する見解をまとめることができた。ついては、この見解の了承が得られれば、これを国大協の見解として公表することになるのでよろしくご協議をお願いします。

ところで、この見解は次の項目から構成されている。

I 基本方針について

1. 高等教育計画の基本理念について
2. 計画的整備における方法について
3. 拡充計画の所要経費について
4. 大学院の拡充・整備について

II 整備計画の内容について

1. 国立大学の整備の規模について
2. 地域配置計画について

以上のように前置をしながら資料6<「高等教育の計画的整備について」に対する見解>の概要について説明があり、これに対して若干意見交換があったのち、これを国大協の見解とすることが了承された。

2) 第3常置委員会

広根委員長欠席のため、山岡第4常置委員長より次のとおり報告があった。

学寮問題については、第3・第4常置委員会合同会議をもって討議を重ね、資料7のような形で、学寮に関する意見と学寮に関する実態をきくことにしたいということになった、と前置を述べ、調査項目の内容について概略の説明があった。次に、大学における課外活動の振興に関する要望書の検討が進められているが、なお、もう少し検討を進めた上で結論を出したいということである。

3) 第4常置委員会

山岡委員長より次のとおり報告があった。

第4常置としては、昨年の例にならい、(1)大学および大学院の奨学制度についての要望書、(2)大学保健管理施設の増設・充実について(要望)、(3)国立大学共同利用研修施設に関する要望書をそれぞれ資料9, 10, 11のように提出することになった。

以上の報告に対し、(2)および(3)の要望書についてはこれを了承し、(1)の奨学制度の拡充についての要望書については、①学生数の増加や、物価の上昇に伴い総額はかなり増額になっているものの、受給枠は却って狭められている事態がみられるので枠の拡大を強調する必要がある、②大学院学生の奨学金と学部学生の奨学金とは性格が違うのではないか、③授業料も上がることになったので、そのような状況もふまえておくことが望ましい、などの意見が述べら

れ、これらの点については総会時に開催される委員会では検討することになった。

4) 第5常置委員会

佐々木委員長より次のとおり報告があった。

学長の国際交流の推進について要望を重ねてきたが、51年度は約3名の招待をすることになり、文部省ではそれに要する予算の用意もできたので、その具体化について第5常置で協議をしたところ、今回は資料12「外国学長招致計画(案)」により、時期は10月～11月、招致期間は約2週間、経費は文部省負担ということで、わが国に留学生を多く送っているタイ国大学長約3名を招待する予定になった。

以上の報告に関連し、招待者にはタイ国の大学庁幹部職員を含めて考慮するとあるが、国大協の学長招待に相手国の政府職員も含むことには疑義があるなどの意見が述べられ、この点については総会時開催の委員会ですらに検討することにした。

5) 第6常置委員会

飯島委員長より次のとおり報告があった。

第6常置では、例年のように、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を資料13のとおり提出することになった。昨年のもより新しく取り上げた事項は、指定職の定数の大幅増加の要望に付随して、指定職の適用を受けられない部局長については、現行の管理職手当の支給率を大幅に引き上げるよう付け加えたこと。次に、大学教官の全般的待遇改善に資する方向で大学研究調整額というようなものを新たに設けること、などである。なお、大学教官の俸給水準を大幅に引き上げるべきであるという全体的な要望としては、いわゆる「人材確保法」に基づき、義務教育教員について格段の待遇改善が行われ、そのようなことから生じた国立大学

教官の給与と義務教育教員給与との逆転現象は解消すべきであるということ、第1の項目に取り上げて述べた。これにより理事会の了承が得られれば、総会に提案し、採択された上は強く要望することになっている。(了承)

次に、第3・第4常置委員長から提案のあった「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」を別個に強調して提出したいというご要望のことは、第6常置としても了承しているのでご報告する。

6) 第3・第4常置委員会合同関係

山岡第4常置委員長より次のとおり報告があった。

第6常置委員長からご報告のあったように、「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」を資料14のような形にまとめて提出したのでお諮りする。

この提案に関して、第3・第4常置委員会委員長の連名になっているのを、会長名に改めることにし、この要望書案を了承した。

7) 大学格差問題特別委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

大学の格差是正に関する課題については、昨年、「格差是正に関する報告書(案)」をまとめ、これを各大学に送付し意見を求めたところ、81大学のうち59大学から回答が寄せられた。そのうち意見を述べているのが49、意見なしが10であり、正面から反対の意見は殆どなかった。その内容は教官当り積算校費、教官研究旅費、学科の編成、学生定員、施設面積基準、教員養成系大学・学部、教養部について、いわゆる旧設、新設の大学間あるいは同一大学中においてもいろいろな格差があるので、これを是正すべきではないかと提案したところ、これに対する意見が寄せられた。これを大別すれば、

- ① 早急に実現すべきである。
- ② 内容は理解できるが取組み方が浅い、さらに広い視野から検討すべきである。
- ③ 他にも図書館の問題その他取り上げるべき諸問題がある。

このように三つにまとめることができた。そのうち最も多かったのは、格差は是正すべきである、という意見であったので、これを受けて「報告書(案)」を検討した結果、本委員会としてはなお不備な点や残された問題もあるが、これらは今後さらに検討すべき課題にするとして、とにかく現段階においては、大学格差問題特別委員会の「格差是正に関する中間報告」として、配付資料のとおり理事会の了承が得られれば、これをもって総会に報告するという事になった。

以上の報告により、「中間報告」の総会提出を了承した。

4) 入試改善調査委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

共通一次入試のことについて4月5日にアンケートを出し、6月10日締切りでご回答をお願いした。これのとりまとめについてはいま重要な段階に立至っている。本日、実施方法等調査専門委員会小委員会および入試改善調査委員会において慎重に協議を重ね、ようやく最終見解の方向を見出すことができたので、まず、加藤実施方法等調査専門委員会委員長に経過報告を願い、それにより理事会のご判断をお願いすることにしたい。

次いで、加藤実施方法等調査専門委員長よりアンケート調査の結果について、別紙資料を基に概ね次のような報告があった。

本アンケートは、本年3月公表した「国立大学入試改善調査研究報告書」に対する意見を求

めたもので、アンケートの設問は問1～問5までであり、アンケートの回収は現在82大学である。

—問1 入試センターの管理運営について

資料には、この設問に対する各大学の意見を(1)～(5)までに分類して掲げてある。これは委員会としても、重要視すべき事柄であり、今後具体的に検討したい。特に上位にランクされている次の5項目は重要な課題と思われる。

- ① センターに各大学の意思が充分反映する組織を……………30
- ② 運営委員会、評議員会、各種専門委員会委員の選出方法、選出母体に関するもの……………19
- ③ センターと大学それぞれの責任の所在と分担……………19
- ④ センターにおける各委員会の性格、権限の明確化……………10
- ⑤ センターのみならず対応する大学又は地区組織の強化……………9

ただ、これらの意見のすべてに対し、現在の入試改善調査委員会だけで独自の具体像をもって答えることは無理である。したがって、これらの問題は、今後の課題として提起しておくことになる。

—問2 実施時期の再検討の結果について

ここでの問題は、共通一次を実施するとなった場合に、その共通一次と二次の実施の時期をいつにするかということについての考え方である。これについては、E案の、2月末から3月はじめに共通一次を実施して、二次試験は3月下旬に各大学独自に実施するのがよい、という意見が最も多い。報告書では、1期・2期校の区別が一本化されることになれば、この時期が最も実現の可能性があるという説明をつけな

からA～Gまでの案を提示したが、その結果は、本委員会提案のE案の支持が多く、これは委員会の予測したとおりの結果がでたことになる。次に実施可能の意見が多かったのは、A案の1月下旬の土・日に一次を実施、二次は3月に実施という案と、D案の冬休中に一次を実施、二次は3月に実施という案であった。したがって、今後はE案を中心にこれを改善する方向で実施時期の考え方を進めることになるが、このE案については、次のような付帯意見がある。

- ① 入試期が一元化の場合は試験期が短く、受験生にとってよい。
- ② 共通第一次試験と第二次試験との間が短かすぎる。特に再試験、追試験、予備選抜などの実施に支障を生ずる。また、二次試験の採点期間も短かすぎる。
- ③ 私立大学の入試時期であり、これに対する影響が大きい。

なお、この入試実施時期に関連する問題として、ある大学から、入試期が一本化されたら一次・二次を継続的にできないかという意見が出されている。この方法によると予備選抜を行うことは困難になるが、入試が1回ですむという利点もあり、今後併せて検討したいと思っている。

—問3 第二次試験のガイドラインについて
本委員会としては、第二次試験は各大学の自主性に基づいて実施すべきであるという建前に立っているが、昨年アンケートで、各大学から第二次試験のあり方を示してほしいとの意見が多かったので、一応これらのガイドラインを本年3月の報告書に提示した。しかし、上述の趣旨よりして、ガイドラインは詳細にわたることではなれないと考え、概念的な考え方を示した。この提案に対する意見を、A=賛

成、適切、同意する～G=回答を差控える、の7項目に分類して集計した。このうちA～Cは大体この提案に賛成意見のもので、これが70%近くあり、本委員会が示した概念的なガイドラインでよろしいという意見が大勢をしめているということを知ることができた。

—問4 昨年度実地研究の試験問題の内容について

これについての回答は、全般的には、この程度が量質ともに適当であるという意見が多数であった。

ただ、科目別の設問に対しては、種々貴重な意見が少なからず寄せられたので、今後も研究を続ける必要があると判断し、科目別専門委員会にこの資料を回付することにした。

なお、そのほか、理科・社会においては、教科内科目間の難易の調整について具体的検討をすることが必要であるという意見があった。

—問5 共通第一次試験の意義について

これは、共通第一次試験は大学入試の改善に資すると考えられるか、という設問である。なお、これにはその前提として、入試実施組織の整備充実、居住地受験の具体的処理、事故処理問題、身体障害者問題等が適切に処理できた場合、という条件が付されているが、このような表現にしたのは、これらの問題は本委員会の研究領域を越え、文部省との折衝を要する事柄であると考えたからである。この設問に対する各大学の意見を、資料ではA～Iの9項目に分類し、大学別回答分(70大学)と学部別回答分(12大学—89学部)を一括した形で示した。A～Cに属するものは「共通第一次試験は大学入試問題の改善に資する」という部類に入るものと考えられ、これが76%となっている。これは、昨年のアンケートで共通第一次試験の意義につい

てたずねた（質問内容は多少異なるが）場合より高率な結果を示している。またHの「反対」に属するものは0.4%であり、これは学部別回答中の一部にみられた意見である。昨年は反対意見が約10%あったので、反対意見は大幅に減ったといえる。

なお、BとCの回答に付せられた「条件または要望事項」の主なものは、次のような類型に分類することができる。

1. 出題の内容の一層な適正化
2. 機密漏洩の防止
3. 事故処理の慎重の対策
4. 出題問題のミスのないように
5. マークリーダーの読み取りのミスの処理の適正化
6. 第二次試験との組合せ如何による
7. 入試期の一元化の実施
8. 大学入試事務の予算、定員の充実、整備が緊要
9. 大学側の負担の軽減化（二重の負担増にならないように）
10. 実地研究を地区に集中し、技術的な細部を更に検討すること。

以上のように回答事項をまとめてみた。しかし、ここに提起される重要な問題の殆どが、現在の入試改善調査委員会の調査研究の範囲を超える事柄であって、文部省との折衝ないしは具体的な実施段階や事務レベルで解決されなければならない性格の問題である。

次にD～Hに属するもの（共通第一次試験の効果に対し疑問、保留、反対等のもの）の回答に付された意見を「疑問点の指摘事項」として8項目にまとめたが、その大部分は報告書の趣旨の理解の不徹底に基づくものようである。ただ7の「実現の法的根拠を明確にしてほし

い」という意見は種々問題点を含んでおり、今後検討の要があると思う。

アンケートのまとめの結果は概ね以上のようなことであるが、共通第一次試験方式に対する各大学の評価は、数字的には76%の大学がプラスの判断をしたという結果になる。

続いて、岡本委員長から設問別の重要事項につき、加藤委員長の報告を要約しながら重ねて次のような説明があった。

<設問1>に関しては、入試センターの管理運営について幾つかの意見が寄せられたが、その多くのは国大協だけでは解決できない、むしろ具体的に文部省と折衝していかなければならない事柄である。

<設問2>の実施時期については、E案を中心にこれを改善する方向で検討を進めるということになろうが、その他に一次と二次の継続案というのも、従来の入試と同じ形態になるので実行が容易であるという点と、共通第一次試験がコンピューター方式であることに対する批判を柔らげるメリットもあるので、一考に値する案と思われる。

<設問3>は、第二次試験のガイドラインを示すことであるが、これについては、各大学に主体性があるという原則からして、報告書に示された程度のものであればとくに異論がないということである。

<設問4>については、実地研究に出題した問題は量質ともに適当という意見が大多数であるが、試験問題の各設問に対しての具体的な意見は相当あるので、これは各科目別専門委員会に検討をお願いしたいと考えている。

<設問5>は前提条件を付した形の質問となっているが、この前提条件になっているものは

国大協そのものでは解決することのできない内容の問題であって、実現に移行する過程で文部省と協議しながら解決すべき事柄であるので、このような問い方となったわけである。

それで、以上のような問題の処理ができた場合には、共通第一次試験は大学入試の改善に資することになると考えられるかどうかということになるが、約76.0%の大学は、前提の諸条件が整備されれば肯定することができるということである。これは、昨年調査で共通第一次試験構想に対して68~70%の賛成があったのに比べ、これを上回るものである。

なお、この〈設問5〉に対し疑問点として指摘された8項目のうち、①この方法のみでは根本解決にならない、②大学間格差の是正が緊要、③入試のみ変えても受験地獄は解消にならない、という諸意見については、この入試改善調査研究をはじめの前からすでに、大学入試の方法を改善することによって、これらの根本問題が解決されるものではないことは充分承知されていたことである。また、④の受験生の二重負担、⑤の大学入試の中央統制化、⑥の慎重に検討、などの事柄も本委員会としては充分考慮に入れている。⑧の「前提つきの設問で結論を出すことは問題である」という意見については、本設問の趣旨に関する説明で述べたとおりである。ただ、⑦の「実現の法的根拠を明確にしてほしい」という意見については問題点があるが、現在の入学試験要項そのものにも確たる法的拘束力があるわけではない。ただ、大学全体のコンセンサスが入試要項に表現されているということである。したがって、共通一次に関しては、国大協の意思統一のあることをコンセンサスとして用いることが、法的根拠とはいえないにしても、それに近い制約として成立つ

ではないかと考えられる。

以上のようなことで、今回のアンケートの結果では、全体的に見た場合に、肯定76.0%、反対0.4%ということであるので、この実態をふまえて、国大協としては、「共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資する」と判断したものが最も多く、なお問題点はあるがそれは文部省との交渉で解決すべきことである、そしてさらに慎重に進めるべきである、という精神がともに盛り込めるような結論にすべきではないかと考えている。それで、このような考えを別紙資料のような文章にまとめてみた。すなわち「共通第一次試験の方式は大学入試の改善に資するものと判断する。共通第一次の実施に関しては、残された問題点があるので、今後、文部省と協議し、慎重に対処すべきものとする。」という意見にまとめた。これを今回のアンケート調査結果の「むすび」としてよろしいかどうかご審議をお願いする。

以上の提案に対し、主に次のような問題点を指摘しながら意見交換が行われた。

○ アンケート結果については了解できたが、国大協はこの課題について今後はなにをなすのか。なお、今後は文部省と協議するという事は、国大協がいまの組織で文部省と具体的な細部まで詰めるということを意味しているものか、実際にふみきるのは何年度になるのか、それを決めるのは国大協なのか、文部省なのか。53年度実施という説も流れているし、高校の学年制から言えば3年間の猶予期間をおくべきだという問題もある。仮に53年度からスタートするとなった場合に、今後、具体的問題を文部省と詰めて、次に国大協がなにをなすかという心構えがあるかないかに

よって見解の表現のニュアンスが異なってくる。次に、新たに設けられる共通の研究機関の性格・責任・機能について、ある程度の内部了解がある方が判断しやすいと思う。

- ここで国大協という場合には、まず入試改善調査委員会があって、今年度からその事務運営のための「施設」も設けられたので、それらを含めて国大協と称するわけであるが、具体的には「施設」に中心をおいて文部省とコンタクトして概算要求を進めるという形が考えられる。次に、実施をどうするかについては、法的根拠の問題とも関連して、国大協全体としての実施に対するコンセンサスがなければならないと考えられるので、そのステップはふまえていかなければならないと思う。
- 実施についての最終的なコンセンサスを得るためには、もう一度確認の手順をふむというのを前提条件にして、アンケートの概要と今後の条件整備が行われるということをバックに、現時点では、賛否いずれかという提言であれば、賛成ということになる。
- 「むすび」としての提言の前段と後段とのつながりが、すっきりしない。文部省と協議する、というのであれば、そこにはなにかの目的があるはずである。その点が明確でない。次に、53年度実施説があるが、それに対して国大協はいかなる態度で臨むのか。また、法的根拠のことであるが、これは、現在も相当多数の大学入学志願者がおれば選抜しなければならないことは当然のことであるし、そのためには法的根拠を必要とするものではない。したがって、共通一次の実施についても国大協のコンセンサスを得るのが先決の問題であって、その前に法的根拠が設けら

れるのであれば、国大協としてはそれに従わざるをえなくなるので、コンセンサスの必要性はなくなることになる。

- 国立大学協会は、「共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する」ということは実施を含意することだと思うが、いま実施ということは打ち出せないで、その後段で、「実施に関しては、……」とした。これは、この段階では、第一には、国大協内の問題があり、次には文部省に対する概算要求の問題があるので、そのような多面的な問題をふまえて、このような表現を考えた。次の法的根拠の問題については、現行の入試要項により実施しているという事実は、必ずしも法的根拠とは言えないであろうし、共通一次入試も法的根拠による統制のもとで行われるよりは、国大協全体のコンセンサスに基づいて実施する方が大学入試には相応しいと考えている。
- 全国立大学の同意が得られれば問題はないが得られない場合もありうる。その場合には文部省通達ということになる。国大協としては、一片の行政通達によって実施するよりも、共通一次は従来の入試のように各大学の必要性から行うというのではなく、国大協が共同の事業として実施するのであるから、そこには行政命令ではない法的根拠のあることが望ましいと思う。
- いずれにしても共通一次入試については、まず、これを実施するか否かにつき、各大学が賛否を決めなければならない。入試の改善に資するものと判断したということと、実施するかどうかということは異なると思う。どういう形で賛否を問うかということはあるが、いずれは各大学の最終的な見解をもとめ

るステップはふまえなければならない。

○ 11月総会で実施についての態度を決めるといっても、当面概算要求の問題がある。文部省は52年度概算でどの程度のことを考えているのか。また、国大協としてはどう考えているのか。53年度に実施できるのか、或いは無理なのか。11月総会にはそういうデータを出したうえで審議する必要がある。

○ 国大協の最終見解は、11月の総会には決定することになるので、それまでに各大学はそれぞれの大学の態度をまとめ、その意見表明を学長に一任するところまでの手続は終えておくべきである。

概ね以上のような問題の所在を指摘しながら、論議されたのち、提案の表現を修正して次のように見解をまとめることになった。

大学入試改善に関する意見

国立大学協会は、共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する。

しかし、この共通第一次試験を実施することについては、種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し、慎重に検討した上で、国立大学協会の方針を決定したい。

以上の見解を承認し明日の総会に提案することになった。

第58回総会議事要録（第1日）

日時 昭和51年6月22日（火） 10：00～17：00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、本日

は、京都教育大学から、小江学長に代り久下教授が、九州大学からは、武谷学長に代り木下経済学部長が、帯広畜産大学からは、西川学長に代り東条図書館長が、山形大学からは、広根学長に代り久佐図書館長が、島根医科大学からは、深瀬学長に代り石原副学長がそれぞれ代理出席された旨の披露があった。

1. 会議資料について

事務局から、今回総会の配布資料について説明があった。

2. 日程について

会長から、今回総会の日程については、5月7日に開催された理事会で協議した結果、別紙（資料3）により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
小樽商科大	実方 正雄	伊藤森右衛門
帯広畜産大	大原 久友	西川 義正
秋田大	渡辺 武男	九嶋 勝司
福島大	玉山 勇	渡辺源次郎
群馬大	石原 恵三	畑 敏雄
お茶の水大	谷田 閔次	市古 宙三
電気通信大	博田 五六	平島 正喜
横浜国立大	水戸部正男	久保村隆祐
徳島大	北村 義男	山田 憲吾
福岡教育大	山本 傳	大賀 一夫
佐賀大	田中 定	池田 数好
大分大	後藤 正夫	中村 末男

2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後における委員会委員長
の交代について、次のとおり報告があった。

委員会名	旧	新
第2常置 委員長	谷田 関次 (お茶の水大)	若槻 哲雄 (大阪大)
第5常置 委員長	後藤 正夫 (大分大)	佐々木忠義 (東京水産大)
第6常置 委員長	渡辺 武男 (秋田大)	飯島 宗一 (広島大)
大学格差 委員長	水戸部正男 (横浜国大)	岡本 舜三 (埼玉大)

3. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 学費の引上げについて

国立大学授業料引上げの問題については、去る11月総会の際の意向を受けて、12月12日開催の理事会において審議した結果、取敢えず文部省に対し要望書を提出することとなり、同日、岡本・相磯両副会長ならびに飯島・今村両学長とともに文部省岩間事務次官ならびに佐野大学局長を訪ねて、要望書の趣旨を詳細に説明して善処方を強く要望した。

その後、12月20日の第26回特別会計制度協議会において、昭和51年度概算要求につき文部省より、大蔵省とのこれまでの折衝の状況につき報告があり、その際学費の問題について国立大学協会側各委員と文部省側との熱心な意見交換が行われた。なお、同日協議会終了後、国大協側は情況の分析と今後とるべき措置について協議を行った。

また、12月20日に開かれた文部大臣との懇談会の席上において、会長、岡本・相磯両副会長より永井文部大臣に対し、学費問題について改めて慎重な取扱い方を要望した。

その後、諸般の情勢を考慮し、去る12月24日、会長、岡本・相磯両副会長ならびに渡辺第6常置委員長が竹内大蔵事務次官に面談し、さきに12月12日開催の理事会において決定した「国立大学の授業料について」の要望書を持参し、国立大学の実情について説明するとともに、慎重な配慮方を要望した。また、奨学金制度ならびに授業料免除措置の拡大、研究教育に関する基準的経費の増額等についても充分考慮されたい旨を要望した。

次いで、去る12月24日深夜大蔵省より文部省に対し昭和51年度予算の内示があったので、翌25日午後に特別会計制度協議会懇談会が開催された。その際文部省側より示された大蔵省内示の予算概況のうち、学費問題に関し、国大協側各委員と文部省側との間に重ねて意見交換が行われ、国大協としては、文部省において国大協側の意向を諒としたうえ最後まで大蔵省側との折衝に全力を尽されるよう要望した。

また、同上懇談会ののち、国大協側のみにおいて、この際とるべき措置につき種々協議した。

翌12月26日午後、会長、岡本副会長、渡辺第6常置委員長ならびに飯島第6常置委員が再度永井文部大臣と会見し、わが国における高等教育のあり方の問題との関連から、国立大学の授業料の考え方について隔意のない意見交換を行い、予算折衝における永井文部大臣の一層の尽力を強く要望した。

以上のような経過を経て、昭和51年度予算の政府案が去る12月31日の閣議において最終的に決定され、第77回国会に提案された。

その後、2月13日開催された理事会において、国立大学の授業料の問題について改めて国大協として今後とるべき措置につき意見交換が

行われたが、その際、目下昭和51年度予算について審議中の国会に対し要望することが決定されたので、同日理事会終了後、会長、両副会長ならびに渡辺第6常置委員長が協議し、授業料については国の高等教育の社会的役割と教育の機会均等を確保することの重要な意義に鑑み、慎重に審議されるようとの要望書を作成し、衆参両院の各文教委員会委員長に提出した。

その後、昭和51年度予算については、40日間の暫定予算を組むことになったので、51年度授業料は、その前期分については従来の金額のまま据置かれることになった。

以上の経過ならびにその間の情報については、事務局長の事務連絡として各大学にその都度報告した。

(2) 特別会計制度協議会について

特別会計制度協議会においては、上述の学費問題検討のほか、去る1月14日第27回協議会を開催して、昭和51年度予算案の内容につき文部省側より詳細な説明を受け、この予算案ならびに関連する諸問題について種々意見の交換が行われた。

また、去る5月8日には第28回特別会計制度協議会が開催され、昭和52年度予算概算編成方針に関し、文部省側の説明を中心に相互に隔意のない意見交換を行った。

(3) その他の要望書等の提出について

1) 医学教育改革に関する要望について

当協会において昭和42年6月以来医学教育に関する特別委員会を設置し検討を行ってきた医学教育改革に関する調査研究についてこのほど報告書がまとまったので、去る2月13日開催の理事会に附議のうえ、これを会長名をもって文部省、厚生省その他関係方面に送付し、医学教育改革の参考に供せられるよう要望した。

2) 高等教育懇談会高等教育計画部会の中間報告に対する意見について

去る3月15日開催の高等教育懇談会総会に際し、第1常置委員会が検討した高等教育懇談会高等教育計画部会の中間報告に対する意見を、会長に代り相磯副会長より口頭をもって要望した。

3) 「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について（中間報告）」に対する意見について

大学設置審議会大学基準分科会がさきに公表した「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について（中間報告）」に対する当協会医学教育に関する特別委員会の意見を、去る5月7日開催の理事会の議を経て文部省に提出し、参考とされるよう要望した。

以上の報告のうち、各方面に対する要望等については、この際改めて一括報告してとくにご意見がなければ追認をお願いしたい。

(4) 入試改善調査の関係について

入試改善調査の事業については、前総会以後においても昨年秋の実地研究、50年度中に行った調査研究のとりまとめ、さらにこれに対するアンケート照会ならびに関連する説明会の開催等各大学のご協力に対し深く感謝する。詳細は後刻入試改善調査の委員長報告の際関係の方々からお話があることと思うが、前総会の際、51年度予算で要求することになった入試改善調査施設の設置については、去る12月12日開催の理事会において東京大学に付設を依頼することになり、国立大学協会と東京大学との間に文書交換が行われ、去る2月18日付で東京大学から承諾の旨回答があった。その後、同施設は昭和51年度予算が国会で成立したのち5月10日から正式に発足し本年度の活動を行っている。

(5) 昭和51年度卒業予定者のための就職事務開始時期について

この問題については、昭和50年度は深刻な経済不況の関係からたびたび変更を余儀なくされたが、昭和51年度卒業予定者については、第3常置委員会ならびに理事会に諮り、去る1月23日に開催された文部省主催の大学団体懇談会において意見交換をした結果、50年度の実施情況にも鑑み、51年度においては、10月1日求人活動開始、11月1日採用選考開始の線で申合せを行うことになった。

ついては、2月3日付会長名をもって各大学長宛このことを通知するとともに、併せて学内外の関係者に対し趣旨徹底をはかられるよう協力方をお願いした。

4. 日教組との会見について

日教組大学部会からの申出により、昨年11月19日および本年6月14日の2回にわたり島山大学部長ほか関係者と会談した。その主な点は予算・定員の問題、その他教職員の待遇改善、入試改善の問題等についての要望であった。

以上のほか、その他の事項については、資料6の事業報告書を参照願いたい。

II 議 事

1. 監事の選任について

会長から、従来の監事のうち飯島広島大学長が第6常置委員長に互選されたことに伴い、常置委員長は監事を兼ねないとの規定により、後任の監事として、去る2月13日開催の理事会において太田東京学芸大学長が選任された。ついては総会に報告してご了承をお願いしたい旨が述べられ、異議なく了承された。

2. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長から、昭和50年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)(資料7)について説明があったのち、会長から、本案は理事会の承認も得ているので、了承のうえ決定願いたい旨が述べられ、異議なく追認された。

3. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長から、昭和50年度国立大学協会歳入歳出決算(案)(資料8)について説明があったのち、小泉監事から、適正に決算されていた旨監査の結果について報告があり、異議なく承認された。

4. 昭和51年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、昭和51年度国立大学協会歳入歳出予算(案)(資料9)について説明があったのち、会長から、本案は事前に理事会の承認を得ている旨の補足説明があり、異議なく承認された。

5. 「学長以外の委員の会議出席旅費支給基準」の一部改正について

事務局長から、資料10により改正理由の説明があり、異議なく承認された。

6. 各委員会報告と協議について

(1) 第1常置委員会(加藤委員長)

本常置委員会では、高等教育懇談会の「高等教育の計画的整備について」に対する見解をまとめたが、本總會の了承が得られれば国大協として正式に発表したい。

高等教育懇談会では、昭和48・49年に続いて本年3月15日に報告を出したが、それに先立ち、昨年12月には高等教育計画部会の中間報告を発表した。国大協としては、高等教育懇談会の報告が今後の高等教育整備の指針になると考えられるので、これに対する見解をもつ必要を

感じ、理事会で本常置委員会にこの検討が依頼された。また、報告が出される前に何らかの意思表示が必要と思われたので、3月15日の高等教育懇談会で、相磯副会長から口頭で、中間報告に対する当面の要望をした。続いて3月15日に報告が確定され公表されたが、この実施上本協会の見解が反映されることが望ましいので、**<「高等教育の計画的整備について」に対する見解>**（資料17）の形式で表現することになった。この見解は、報告の内容に沿って、基本方針と整備計画の内容に分けてまとめている。

基本方針については、①高等教育の基本理念について、報告書は今後10年間の我国の高等教育を主として量的な面から整理する方向を示しているが、単に進学者増を数的に処理するのみでなく、質的な問題も含めて基本理念を明確にすることを提起した。②計画的整備における方法については、学生数増加の対処方法として、学生数の増加に伴う講座・学科目の拡大等がなされても、現行基準の枠内に留まるならば形式的な整備になるのでこの善処方を要望し、また大学院に関する問題について、報告は“大学院問題懇談会”に審議を委ねているが、大学の拡充整備は大学院問題と密接な関連があるので、その点を指摘した。③拡充計画の所要経費については、昭和48・49年の報告では、国民経済の中において高等教育に充当すべき経費の規模や資源配分の効率等について検討を加えているが、今回の報告では、この問題の検討が欠落しているため、具体的施策の必要性を提言した。④大学院の拡充整備について、今回の報告ではこの問題を“大学院問題懇談会”に審議を委ねているが、大学院の問題は大学の拡充整備の上で重要な問題なので、当協会が全国立大学の意見を背景にして昭和48年10月に発表した「大学

院および学位制度の改善について（中間報告）に対する見解」を今後の施策に反映されるよう要望した。

整備計画の内容については、①国立大学の整備の規模については、今後の学生数増の見込について書かれており、昭和55年度においては50年度に対し31,500人の増加を見込んでいるが、このうち国立大学が担当すべき数は10,000人と策定し、これを医歯・医療技術、教員養成、一般の3分野に分けている。しかし、この内訳の数字は中間報告の際のものとは異なってきており、その理由が明らかでない。また、“一般”領域の内容が不明確で、医歯・医療技術、教員養成のしわ寄せが“一般”の方に及ぼされているように思われるので考慮を要望した。②地域配置計画については、高等教育機関の地域配置における不均衡を是正することについて、経費面を考慮しながら優秀な人材を地方に吸収し定着させるための方策を具体的に計画する必要性を提起した。

以上のほか、報告の実施にあたって、この見解が充分反映されるよう期待するとともに、今後5カ年のみならず将来の政策にも充分取り上げられるよう要望した。

以上の報告に関連して、大学の拡充整備と総定員法との関係について質疑があり、これに対し会長から、総定員法における国立学校教職員定員の扱いについて関係省庁での検討経過・現況の説明があった。次いで、①**<「高等教育の計画的整備について」に対する見解について>**大学院問題の検討を“大学院問題懇談会”に委ねることは必ずしも高等教育の計画的整備の内容を空洞化することにはならないので、「その内容の空洞化を意味する」という表現は考慮する必要があるのではないか。②教育系大学院大

学構想のことがここでは触れられていないが、大学院の修士課程、博士課程というものをどう考えるべきかという点を明らかにする要があると思われるので、第1常置委員会で小委員会等を作って全般について検討してほしい、などの意見が述べられたのち意見交換があり、「高等教育の計画的整備について」に対する見解については、第1常置委員会で文章中の表現を検討したうえ、明日の総会に諮ることになった。

(2) 第2常置委員会(報告事項なし)

(3) 第3常置委員会(山岡第4常置委員長代理)

詳細については、明日の第3・第4常置委員会合同会議の討議を経て第3常置委員長から報告することとなるが、第3常置委員会は、学寮問題に関して、前回総会以後第4常置委員会と4回の合同会議を開催し、当面の措置として、各大学の学寮の実態を調査することとなった。そのため、小委員会を作って学寮に関するアンケートの作成を検討した。

学寮の問題については、過去に統一した見解が得られなかった経緯があるので、小委員会において慎重にアンケート案を検討し、一応資料18のような原案が得られたが、これを基に明日の合同会議で更に検討を加え、その上で総会の了承が得られればこれを各大学に照会したいと考えている。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

正課中における学生の災害事故対策については、本年4月から教育研究災害補償制度(学生教育研究災害傷害保険)が発足し、順調な経過を辿っている。特に国立大学の加入状況が良好であることは各大学の努力の賜物で感謝に堪えない。しかし、この災害補償のあり方については更に改善の余地があり、昨日も全国大学院生協議会から、この制度の実現は一步前進である

ことは認めるがまだ不十分であるので、具体的に要望するよう要求意見があり、本委員会としてもこれに対する要望書の作成を考慮しているが、発足早々の時期でもあり、今しばらく状態をみた上で、今後さらに本常置委員会として考えていきたい。なお、今後この制度に関する要望が寄せられた場合、国大協としてどこまでアフターケアをするか。この制度は既に国大協の手を離れているので、国大協が窓口になるのは適当でないと思う。次に本委員会関係の学生の厚生に関する要望書提出のことについてお話ししたい。これはここ数年継続して要望しているものであるが、更に推進を図るため重ねて要望するものである。以下各要望書の概要をご説明する。①大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書(資料20)は、昨日の理事会で字句について意見があったので、明日の常置委員会で検討したうえ総会に諮りたい。②大学保健管理施設の増設・充実について(資料21)は、その文案について本委員会でも意見があったので、明日の常置委員会で検討し昨年と近い文面で要望したい。③国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書(資料22)は、国立大学共同利用研修施設の設置が47年度以降漸次軌道に乗り、最近では長崎県で今春完成し、鳥取県の大山においては今秋に完成する予定であり、徐々にではあるが整備が進められている。しかし、まだ未設置の地区もあり、また既設の施設でも定員等で不十分なので要望書を提出したい。④学生部関係職員の待遇改善に関する要望書(資料23)は、第3常置委員会と共同提案したもので、第6常置委員会の教官の待遇改善の要望の一部ともみられるものであるが、独自の内容もあるので第6常置の了解得て単独に要望することとした。その内容は、学生部長をその

在任期間中指定職を適用すること、学生部の課長の特別調整額を均衡のとれたものにする、というものである。

以上のような報告ののち、①奨学金の増額については授業料の値上げ等と関連させて要望してはどうか。また奨学金については貸与額がふえ、それに伴って総額もふえているが、貸与枠の方はふえていないのでこの点を強調する要がある。特に大学院の修士課程の枠を拡げることが要望してほしい。②学寮に関するアンケートで、学寮設置の必要の有無の照会方法について考慮する必要がある。また、アンケート回答を公表しないこと等を明示してアンケートの正確を期す必要がある、等の意見の表明があった。

(正午から午後1時まで休憩)

(5) 入試改善調査委員会(岡本委員長)

本委員会で調査研究中の国立大学共通第一次試験のことに関し、昨年11月の総会以後の経過をご報告する。

昨年11月の総会で、昨年6月に行った「共通第一次試験に関するアンケート」の結果では、70%賛成、20%保留、10%反対ということなので、結論としては「今後積極的にその具体像を求めてすすめていく」ということが承認されたが、その後そのアンケートの中で提示された問題点について、また50年11月23日・24日に実施した共通第一次試験実地研究の経験をふまえて調査研究を続けてきた。そしてその結果は51年3月に報告書としてまとめられたので、本日これをお手元に配布した。

次に、昭和51年5月10日付で東京大学に国立大学入試改善調査施設が設置された。これは、国大協の入試改善調査研究のための事務組織として設けられたものであるが、この施設は時限的な施設であって、将来入試センターが設立さ

れた時にはそれに移行するものであり、この施設の教官は東大の併任教官ということになっている。また、この施設に置かれる運営委員会は東京大学内外の委員によって構成されるが、いずれも東大総長の委嘱によるものである。なお、この施設長には、東大の湊教授が就任した。

前述したように、昭和51年3月に「国立大学入試改善調査研究報告書」が出来たので、これに対する意見を求めるため各大学に対し4月5日付でアンケート調査を行った。また、それに関連して各大学に対し、この報告書の趣旨説明会を5月中旬に全国7地区で開催した。このアンケート調査は、4月5日～6月10日にわたって行われたが、各大学からの回答がようやく集まったので、これを実施方法等調査専門委員会小委員会で集計し、これを昨日開催の入試改善調査委員会ならびに理事会に報告したが、そのアンケートの集計結果についてご説明し、その結論について、本日の総会で審議のうえご承認いただきたい。

なお、その前に本年秋に実施される51年度の実地研究についても湊入試改善調査施設長(東大教授)から説明を伺うこととする。

次いで湊教授から、「本年度入試改善調査研究実施事業計画」と「本年度試験問題実地研究実施計画」について次のとおり報告があった。

① 入試改善調査研究実施事業計画

ここ数年入試改善調査委員会で調査研究をすすめてきたが、本年度は、その事務を東大の入試改善調査施設で取り扱うことになった。本年度の調査研究の事業内容は昨年と同じで、入試改善調査委員会では実施計画をたてた。この入試改善調査委員会の下には、実施方法等調査専門

委員会、コンピューター専門委員会、科目別研究専門委員会(13の委員会)等があり、これらの各専門委員会でそれぞれ作業をすすめている。なお、科目別研究専門委員会については、これの世話大学を本年度は大幅に変更した。これは既に同一委員会が3年に亘り作業を担当してきたので、その負担を解除することと傾向の固定化を防ぐための処置である。その他、社会6科目、理科5科目については、科目間に問題の難易の差がないようにするため、社会6科目、理科5科目の間で連絡会議を開いて調整を図ることにしている。

② 昭和51年度試験問題実地研究実施計画

この試験問題実地研究は、共通第一次試験に出題する試験問題の適否の検証と実施方法上の諸問題の検討を目的とするもので、すでに昨年、一昨年と2ヵ年にわたり11月22日・23日の連休に高校3年生約3,000名(49年度)、5,000名(50年度)の参加を得て、7地区・7大学(49年度)、7地区・14大学(50年度)にお願いして実施してきたが、大きな成果をおさめている。このことについては、報告書に詳しく書かれているのでご参照いただきたい。

本年度もさらに検討をかさね、10月11日・12日の連休に行う予定で準備をすすめている。本年度は試験実施校を大幅にふやして48大学にお願いし、受験生は、12,000人を対象として多岐に亘る実験を行うこととしている。この準備のため、各大学の実施責任の方にお集まり願ひ、6月2日に第1回の打合せをすませている。受験する高校生の募集は7月20日までに行う予定である。

試験はマークシート方式によるものであり、試験問題、マークシートを各試験実施大学に送付し、試験が終了したときは、解答マークシ-

トを入試改善調査施設に送付して貰い、採点集計は中央処理で行うことにしている。このように処理した結果を年内にまとめ、入試改善調査委員会に報告することとしている。なお、資料15の4頁「試験問題実地研究の日程」に基づいて実地研究を行うので、これをご参照いただきたい。

以上の説明の後、次のような意見交換があった。

- 本年度行われる実地研究の試験期日が関西の進学会が行うテスト日と一致するため、受験生募集を教育委員会を通じ各高校長にお願いしているが、200名の割当のところ50~60名位しか応募しないのではないかと報告を受けている。受験生が割当数より少なくてもやむを得ないか。
- そのような情報をきいているので、その進学会の方に試験期日をずらしてもらおうよう交渉中である。もし、試験期日が同じになり、受験生がたとえ50~60名位になったとしても予定どおり実施していただきたい。
- 例年、この実地研究の実施にたずさわる教職員に対する謝金のことが問題となるが、この点はどうか。
- 難しい問題であるが、希望にそうよう関係方面と交渉中である。
- 53年度から共通第一次試験を実施するということが世間でいわれているが、53年度から共通第一次試験を実施する見通しがついているかどうか伺いたい。このことは受験生にとって大きな問題であるので、共通第一次試験を実施する時期を明示していただきたい。

なお、一期校と二期校の一本化は、共通第一次試験とは無関係に行うことが国大協總會

で認められたが、それがいまだに実施されずに共通第一次試験とだきあわせになる感がある。共通第一次試験が延びることになって、ぜひ一期校・二期校の一本化だけでも独立して早く実施するようにされたい。

以上のような意見交換があったのち、岡本委員長から次のように述べられた。

共通第一次試験の実施の時期については、重大なことであるので慎重にすすめているが、これについてはアンケートの集計結果の報告のあとでお話し合いをしていただきたい。一期校・二期校の一本化についてもそのときに説明することとしたい。

さて、今回の調査研究報告書についての、アンケートの結果がまとまったので、これについて加藤実施方法等調査専門委員長からご説明いただきたい。

次いで加藤実施方法等調査専門委員会委員長から次のとおり説明があった。

82大学からアンケートに対する回答があった。今回のアンケートは5つの質問からなり、その中の1～4問は共通第一次試験に関する個々の問題に関するものであり、第5問は総括的問題について尋ねたものである。

問1の「入試センターの管理・運営」については、15種類程度の意見が寄せられたが、その主な意見としては、①入試センターは、国立大学全体の意見が十分に反映する組織でなければならない。②入試センターに置かれる評議員会、運営委員会、各種委員会の選出母体に関すること。③入試センターと大学それぞれの責任と分担に関すること、などが挙げられる。その他種々の意見が寄せられており、いずれももっ

ともな意見であって、今後具体的に検討しなければならない問題であるが、機構の点等については本委員会の権限ではできないこともあるので、文部省とも協議して検討をすすめていきたい。

問2の「試験実施時期の再検討の結果」についての意見では、本委員会が前案を再検討して提示した7つの案のうちE案に賛成がもっとも多く、次いでA案、さらにD案に対し、実施可能または何とか実施可能という回答が多く寄せられている。ただ、このE案についても付帯意見があるので、本委員会としてはE案を中心にA案、D案を参考にして適切な試験実施時期を検討していきたいと考えている。なお、私立大学の試験実施時期との関係も留意する必要があると思う。

問3の「第二次試験のガイドライン」については、報告書に提示した見解に対し極端な否定論はなく、賛成の部類に属する回答が70%前後であるので、本委員会の提案したガイドラインは大体理解されたものと判断している。

問4の「昨年度実地研究の試験問題の適否」については、全般にこの程度が量質ともに適当であるという意見が大多数である。ただ、細かい設問別の意見については種々問題があるため、今後とも研究を続ける必要があると考えられるので、科目別専門委員会の方にまわして検討して貰うつもりである。なお、若干数ではあるが、各教科とも試験時間をもっと短縮することを検討すべきであるとの意見があった。また、理科、社会においては科目間の難易の調整について具体的検討をすることが必要であるという意見があった。

問5は今回のアンケートの中で最も重要な項目であり、この共通第一次試験方式が大学入試

の改善に資すると考えるかどうかを尋ねたものであるが、この設問にはその前段に「今後具体的に調査研究すべき残された問題が適切に処理できた場合」という仮定条件が付されている。この点について、回答の中にご批判もあったが、これについては、国大協の委員会自体では処理できない性質の問題が多いので（例えば予算をとまなうもの）、仮定条件をつけざるを得なかった。

次に、この質問に対する回答の集計結果について述べるが、この回答の集計に当っては、学部別で回答のあったもの(12大学—89学部)は、学部数比率によって換算し、大学別回答分に一括して表示した。また、回答は82大学であるが、その中の「回答を差控える」2大学を除き、80大学を基礎として算出した。

ここでは、回答の内容をAからIまでの9項目に分類したが、これを大別すると、A～Cは「共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると思う」という部類に入り、この分が76%となっている。Dの「現状では疑問である」という意見の中には、賛成と反対の両論があり、一概に否定的意見とみることはできない。さらに、Hの全く反対という意見は2学部のみで、全体の0.4%に止まった。なお、B、Cに属する回答の中には条件または要望事項を付記したものがあるが、その主なものとしては、

- 1 出題の内容の一層の適正化。
- 2 機密漏洩の防止。
- 3 事故処理の慎重の対策。
- 4 出題問題のミスのないように。
- 5 マークリーダーの読み取りのミスの処理の適正化。
- 6 第二次試験との組合せ如何による。

- 7 入試期の一元化の実施。
- 8 大学入試事務の予算・定員の充実、整備が緊要。
- 9 大学側の負担の軽減化（二重の負担増にならないように）
- 10 実地研究を地区に集中し、技術的な細部を検討すること。

などの事項が提起されている。

この中の1と4は科目別専門委員会の検討事項であり、5はコンピューター専門委員会での検討事項である。2と3は今後の検討課題である。6以下についても大学の入試体制の整備を含め、当然処置してゆかねばならぬ問題である。しかし、国大協のみで解決できる範囲を超えており、文部省との交渉、協議が必要である。

次にD以下の回答の中に付記されている疑問点または指摘事項の主なものとしては、

- 1 この方法の改善のみでは根本解決にならない。
- 2 大学間格差の是正が緊要。
- 3 入試のみをかえても、受験地獄は解消にならない。
- 4 受験生に二重の負担をかけることになる疑念がある。
- 5 大学の自主性がそこなわれるおそれがある。(中央統制化)
- 6 まだ不明な点が多いので慎重にしてほしい。——時期尚早である。
- 7 実現の法的根拠を明確にしてほしい。
- 8 設問の条件が適切に処理出来たら、ということで結論が出ないままに統計的に処理するのは問題である。

などの事項が提起されている。

この中の1～4については既に報告書でもそ

の趣旨を充分説明しており、われわれとしてもその点を充分承知のうえ現行制度の中での一歩前進の改善方を考えているのであるから、反対の根拠にはならないと思われる。ただ、7の「実現の法的根拠を明確にしてほしい」という意見は重要な問題を含んでいる。現在の大学入試は「大学入学者選抜試験実施要項」に準拠して行われているが、これは大学局長の通達であり、法的根拠が不明確のまま、いわばガイドラインの形をとっている。しかし、各大学は概ねこれに準拠して入試を実施しており、慣習化している。ただ、共通第一次試験の場合には受験生はその居住地で受験することになっており、従って各大学は自校の受験志望者でない者を扱うことになり、それに対する学長の責任とか教職員の協力とかの問題が生じてくる。これに対して、共通第一次試験も国立大学の自発的発意で実施するものであり、各大学のコンセンサスが得られれば必ずしも法令で規定する必要はないのではないか、との意見もあるが、現実の実施の際には、法的な根拠に基づく通知等の措置が必要であろうとの意見もある。いずれにしても更に検討を要する問題と思われる。

以上のようなことで、この問5に対して76%という賛成意見があったということは、共通第一次試験方式に対して大多数の大学が有益との判断を持ったと見てよいのではないかと考えている。

以上の説明ののち、次のような意見交換があった。

○ 機密漏洩の防止に関しては、本番の場合には、受験生に何親等までの者がいる場合は出題委員になれないとかいうような、委員の選出について明確な基準を設けることが必要で

はないか。また、入試センターの事務スタッフが試験問題の取扱いに関与するとすれば同様な規定が必要であろう。

○ 機密漏洩の防止に関しては、出題者、事務職員、発送、印刷所等の問題がある。センター側の責任と大学側の責任についても問題がある。概念的には検討をすすめているが、具体的問題についてはこれから検討していきたい。これは非常に重要な問題であるので今後慎重に検討したい。

○ 共通入試に関する調査のため、過般欧米諸国を視察し、その際機密漏洩防止のことについても印刷、出題の面等について見聞してきた。欧米では、印刷を民間の会社に委託しているが、監視体制について民間の会社と契約を結び、チェックポイントをきめてやっており、問題はないようである。もし印刷会社が問題漏洩をすればその印刷会社は倒産することである。試験問題の発送については、5冊～10冊の問題冊子を厚いビニールで梱包して、問題冊子のパッキングはしっかりしている。出題委員に関することは結局は人格問題ということになる。また、試験問題をゼロックスでとればインキがにじむようにしているとのことである。

以上のような点を参考にして、これから検討していきたい。なお、アメリカ、イギリスでは試験問題を作成したらこれのプリテストを行い、出題ミスのないようにしている。

次いで岡本委員長から、次のように述べられた。

今回のアンケートの結果は、ただいま加藤実施方法等調査専門委員会委員長から説明があったとおりであるが、この共通第一次試験につい

ては、幾つかの付帯条件が充たされれば入試改善に資するという意見が76%という結果となった。これは前回のアンケートの際よりも高い賛成率であり、反対意見は今回は2学部に止まっている。このような結果からすれば、大部分の大学は共通第一次試験は大学入試問題の改善に資すると考えていると見て差支えないように思われる。今後検討すべき問題はなお残されているが、それらは文部省と折衝のうえ解決すべき問題が殆どであるので、現時点での共通第一次試験に対する国大協の判断をどのようにしたらよいか。これについて、実施方法等小委員会、入試改善調査委員会ならびに理事会で審議して得られた見解案があるので、これをご紹介します。ご意見を伺いたい。

大学入試改善に関する意見

国立大学協会は、共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する。

しかし、この共通第一次試験を実施することについては、種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し、慎重に検討した上で、国立大学協会の方針を決定したい。

これに対して次のような質疑応答があった。

- 以前から、どうして共通第一次試験が入試改善に役立つのか示してもらいたいと言っていたが、今回のアンケートでこのような結果が出たから入試改善に資するというようにまとめることには必ずしも賛成できない。だいたいアンケートは答を予想して作るものである。このアンケートは、共通第一次試験を実施するとすればどうであるかとの質問であって、共通第一次試験を実施するか、実施しないかの質問ではない。しかし、共通第一次試

験が実施されれば一期校と二期校が一本化し格差がなくなるので結論としては賛成である。ただ、一期校の立場でどうして共通第一次試験が入試改善になるのか、その点を明示していただきたい。この共通第一次試験が真に大学入試の改善になるということを秋の総会までに示してほしい。

- 必ずしも共通第一次試験が一期校・二期校の一本化と関係があるわけではない。高校側から一期校と二期校の一本化と共通第一次試験をいっしょに実施してほしいとの要望があるが、一期校と二期校の一本化と共通第一次試験とは別問題である。共通第一次試験には、共通第一次試験自体のメリットがあることをご理解いただきたい。なお、ある大学から共通第一次試験と第二次試験を連続して実施してはどうかという提案がある。これは含蓄ある考え方であるが、この方式によると共通第一次試験が掲げている居住地試験ができなくなること、足切りに使えなくなること、一次を受けてから受験校選択の判断をする時間的余裕がないこと等の欠点もあるが、長所もあるので検討をすすめたい。
- 一期校の立場でも共通第一次試験が入試改善に資すると考えている。私の大学の各学部は10倍以上の競争倍率で、入学試験の事務量がかさみ、これの処理は教職員にとって大変である。また、多くの受験生を処理するために自然難しい問題を出題することになるが、これがいいかといえは必ずしもそうではない。もっといいねいに入試を行わなければならないという自覚をもっている。そのためには、共通第一次試験で大学に入る能力をもった学生が選抜できるならば、その学生について、各学部、各学科ごとに試験をして望まし

い学生を選抜することができる。今までとかく教養部の教官をお願いして出題してもらい、専門課程の教官は判定会議だけで判定していたが、自分の学部に入ってくる学生は、自分で選ばなければならないのではないか。そのためには、少数の学生について論文形式等できるだけいい試験をすることが必要である。共通第一次試験と第二次試験の組合せによる方式は一期校にとっても入試改善に資すると考えている。

- 共通第一次試験は一期校にメリットがあるとか、二期校にメリットがあるとかの発想でとらえるべきではない。これは、大学側にどのようなメリットがあるか、高校側にどのようなメリットがあるか、受験生にどのようなメリットがあるかの観点からとらえるべきである。ある大学では専門家がみても分からないような難しい問題を出している。これは高校教育を根本的に乱すものである。一番大事なことは高校教育の正常化ということであり、それには検定教科書に載っていない内容は出題しないことが肝要である。その原則を立ててほしい。なお一部には、「社会」の問題は何年かやると問題の種が尽きるのではないかと意見もあるが、良い問題なら何回出題しても差支えない。今年出た問題は来年は出ないという作戦をなくすことが必要である。また、第一次試験で適正な問題を作成したにもかかわらず、第二次試験で適正な問題を出題しなければ入試改善にはならないので、第二次試験についても高校教育を乱してはならないという原則のうえにたって問題を作成することを確認したい。
- 共通第一次試験を実施することを前提としているのではないかと質問があったが、本

委員会としては予見をもった態度をとらないよう充分注意し共通第一次試験自体の研究を続け、その実施については文部省が行うことであると言ってきた。まったく実施する気のないものを研究したりするわけもないが、入試改善に資するということと実施するということについては充分注意して使い分けて書いた。ただ、この問題は高等学校や受験生という相手のあることなので、いつまでもこれを研究段階においておけるかとの問題もある。それで先程も述べたように、共通第一次試験の趣旨については大多数の賛意が得られたので、実施上詰めを必要とする事項について文部省とも協議して見通しを立てたいと考えたわけである。

- 共通第一次試験を53年度から実施するという話が世間に伝えられていると聞くが、我々はいままで入試実施時期について一度も文部省と話したこともなく、我々の中でも話し合ったこともない。
- 共通第一次試験をいつ実施するかということは、大学・高校のみでなく社会一般で大きな関心を持っている。岡本委員長の先程のお話では、実施については文部省にゲタを預けたようなニュアンスが伺えるが、この問題は国大協として独自の判断を持ち、実施については文部省と協議すべきものと思う。53年度を目標に共通第一次試験を実施する、という説に対する国大協の態度をお伺いしたい。いつまでも調査研究で、慎重に検討するとして全体のコンセンサスを得なければいけない。共通第一次試験については何年度に実施するという決意があってもよい。
- この表現は文部省にゲタを預けたという考

えではなく、国立大学協会が共通第一次試験の実施についての見解を示し、それを受けて文部省が実施するものと考えている。いつまでも慎重に検討することがよいとは考えていない。

- 共通第一次試験についての本日の提案の趣旨は、この段階における、国大協としての意見を決めたいということである。この国大協の意見の原案「大学入試改善に関する意見」の前文2行（入試改善に資すると判断する、ということ）については異議がないように思われる。ただ、これの実施の点については、実施するとの判断を出すにはまだ問題があるので、このような表現（文部省とも協議し慎重に検討する、という）になったものと思う。今まで共通第一次試験の実施の可否についてのアンケートをとってないので、今回のアンケートで「共通第一次試験が入試改善に資する」という回答が多くあっても、それをもって実施を可とするとの結論は出せない。それで、もし早急に実施するというのであれば、どのような手続が必要かということを考える必要があると思う。
- 共通第一次試験が大学入試改善に資することになれば、今後は実施ということが問題になると思うが、今回のアンケートに即して考えるならば「実施については文部省とも協議したのち国大協の方針を決定したい」ということになる。このようなことでよろしいかどうかご意見を伺いたい。
- 共通第一次試験は、昭和44年から検討している問題で、当時は共通一次についての理念についてのみ話し合っていたが、理念だけでは賛成とか反対とか、改善に資するとか資さないとか決められない。なんらかの科学的根

拠が必要であるということで、文部省でも国大協に協力しようということで、5,000万円の予算がつき、この予算をもとに本格的な調査研究ができた。この経過をみると、国大協としてここまで調べたというのであれば入試改善に資すると言えるのではないか。この調査研究のために問題作成に当たっている先生方も、実施するの可否か態度を早く決めて欲しいとの意見が強いので、この辺で留保条件を詰めて共通第一次試験実施の時期を見定めていただきたい。

国大協としては、国立大学の問題を中心に論議してきたが、一方、我々は我国の教育全般を考えて、その中で高校教育の正常化を考えなければならぬと思う。国大協が毎年調査研究ということでお茶をにごしている印象を与えると社会に対する信を失うおそれがあるので、結論を早く出していただきたい。

- 東京芸大のような特殊な大学についてはどのように考えておられるか。
- 特殊な才能を持った学生を集める大学では、その大学自体で行われる第二次試験に十分な比重がかけられるべきだと考えている。その意味で一次・二次の組合せで大学自体の行う第二次試験が重要になると考えている。
- この問題は委員会でも検討しているので余り懸念される必要はない。各大学で共通第一次試験にどの程度のウェイトをおくかは、それぞれの大学のキャラクターをふまえて活用を考えていただければよいのではないかと考えている。
- 「入試改善に資する」との前段の表現は問題ないと思うが、後段の「実施することについては」の表現は今回のアンケートに留保条件がついている関係上、実施に当たっては、こ

の問題について解決するため文部省との協議も必要となるので、現段階ではアンケートを前提とするかぎりこれ以上まとめようがないのではないか。したがって現段階でこのような結論を出すことに賛成である。なお、実施の時期については国大協の社会的責任からこの秋の総会で態度を決定していただきたい。

以上の議論ののち、会長からこの「大学入試改善に関する意見」を本日の総会で採択することが諮られ、異議なく採択された。

次いで会長から次のとおり述べられた。

この共通第一次試験の実施に関することであるが今回のアンケートでは前提条件付きの設問で各大学の意見を伺ったので、この結果により実施の可否をここで決定するのは無理である。実施を決定するには、この前提条件の解決について文部省と協議する必要があるが、ただ秋の総会で実施するとの結論がでた場合、予算措置が必要となるが、秋の総会以後に文部省に予算要求することは実際問題として無理であるので、その辺のことについてご検討を願いたい。

これについて次のような意見交換があった。

○ 実施について文部省と協議する方針が採択になったのなら、それに従って折衝を進めてよいが、それには、文部省に予算要求し最大限努力をすべきだと思う。共通第一次試験の実施組織に要する人員の確保についても充分要求すべきである。一番恐れることは、不完全な体制ですすめられればデメリットが多いので、完全なものを要求する必要がある。そして、もし53年度実施ならその可能性を明らかにし、そのための52年度の見通しをつけ

て、それについて秋の総会なりで検討する必要がある。

○ そのような精神でこの「大学入試改善に関する意見」が採択されれば文部省と充分協議したいと思う。ただ、この共通第一次試験を実施することの可否については、改めてその意思の確認を行いたいと思うが、それはアンケート形式ではなく、ある時期に文部省との交渉の経過を各学長に伝え、その経過を理解していただいたうえお集まりいただいて、そこで実施についての確認を得て出発したいと考えている。

○ 共通第一次試験が実現すると、それと同時に各大学の第二次試験のあり方を公表する必要がある。国大協で共通第一次試験を実施することを決めたのち、各大学で第二次試験の検討を始めるのでは、間にあわなくなるおそれがある。一次と二次の発表を同時にするようにし、それを教育委員会等にも公表する必要がある。仮に54年度に実施するにしても、52年度にはそれを発表する必要がある。そのような前提に立って検討を進めてほしい。

以上のような議論が交されたのち、会長から次のとおり述べられた。

共通第一次試験を実施するとなると何時から始めるかの問題がある。53年度は問題があるが、54年度から実施するにしても早速準備からなければならない。11月総会で最終的決定をするにしても、来年度概算要求にこの予算を盛り込まなければならない。本日、提案の「意見」が採択され、実施についてはこの秋の総会で決定するという事になったが、52年度概算要求の折衝はこの夏にやらなければならない。そこで、その予算折衝を始めて差支えないか。

また、この問題について秋の総会以前に臨時の総会を開きご意思を伺うことが必要であるかどうかを確認しておきたい。

これに対し次のような意見交換があった。

- 文部省と交渉されたら、設問5の前提条件を詰めた結果を各大学に報告していただき、各大学に意見をまとめやすいようにしていただきたい。
- 共通第一次試験の実施の前提条件は概算要求しないと解決できない。今の時点で積極的に概算要求をして、そしてどこまで条件が詰められるかをみきわめてこそ共通第一次試験を実施するか否かを決定することができる。入試センター設置の見通しが立たなければ実施の可否は堂々めぐりすることになる。
- 執行部の方で概算要求の作業を進めるとあとに戻れないことになる懸念もある。また、実施の決定について国大協の自主性を失ってはならない。それで秋の総会で各大学の意見を伺うまえに、もっと早い時期に臨時総会を開く必要はないか。
- 概算要求の内容は予測できないが、53年度実施を考えると入試センターを設置するにしても100人くらいの人員がいる。また、コンピューター導入にしても時間がかかる。それらの点を考えると8月頃までに詰めを行うことは難しい。概算要求は正式には12月頃に決まることであり、また入試改善調査委員会でもなお検討すべき問題もあるので、秋以前に臨時総会を開かなくてもよいと思う。ただ、国大協としてのコンセンサスが必要なので、概算要求折衝に際しその点を文部省、大蔵省に了解して貰うようにすべきである。
- 実施に必要な要件を文部省と折衝し、その

回答をふまえて11月総会に実施の可否を諮ることでよいか。概算要求の折衝は執行部の判断でよいか。

- 国大協として、共通第一次は入試改善に資すると判断し、共通第一次試験実施の方向で努力するので各大学とも共通第一次試験実施の方向で努力してほしいとの方向をはっきり示していただきたい。改善に資すると判断する、というだけでその方向を示して貰えないと、われわれとしても大学に帰りのように努力すればよいか分らず、秋の総会にも意思表示ができなくなる。従来は共通第一次試験の可否についての調査研究ということで進んできたのが、急に実施ということになると種々問題がある。総会で検討した結果、実施の方向に進むということになったと示して貰えれば努力したいので、その点をはっきりさせてほしい。
- 今言われたとおりで、国大協として「共通第一次試験は入試改善に資する」というコンセンサスを得て文部省とも実施にむかって協議するので、各大学とも実施にむかって努力していただきたいということである。概算要求の折衝については実施についてのコンセンサスを得ることが大事である。文部省との協議については理事会でも審議し、秋の総会では条件をふまえたうえ確認していただくことにしたい。
- 共通第一次試験を実施する際、その実施時期については国大協が主体的に決めなければならない。国大協としては疑問点をはっきりさせて自主的ペースで進める必要がある。
- 自分の大学では共通第一次試験と第二次試験を連続して実施する案を提案した。これは、共通第一次試験を受験する者の数がか

めないこと、また他大学を受験する者の面倒をみる問題があるので、できれば自分の大学を受験する者のみを世話することの方がよいと考えたからである。共通第一次試験の実施時期の問題とも関連して検討していただきたい。

- さきほど、共通第一次の実施についての方向を示して欲しいと言われたが、この場で共通第一次試験を実施するという方針を出したら各大学において協力したいということか。
- 「共通第一次試験は入試改善に資するものと判断する」というだけでは、秋の総会の際に自分の大学としての考え方を返事することができない。少なくとも執行部の努力の方向をきければ大学でも相談することができる。大学の方針が決まらなると総会で答えることができないので、学内で相談するため執行部の方向くらいきいておきたいという意味で、ここで決議をしてくれと言っているのではない。
- 「大学の入試改善に関する意見」の最後に記されている「方針」というのは、実施するか否かの方針であり、実施することについての具体的方針ではない。
- 今回のアンケートでは共通一次をやるかやらないかはきいていないが、「改善に資する」という判断に基づき文部省と概算要求の折衝をして、残された重要問題の見通しをつけようということである。国大協として共通一次を実施することの決定は秋の総会ということだが、この段階で文部省に対してそういう努力をするということを大学にも了解して貰うということである。
- 今回のアンケートでも学内でいろいろ意見のあったものをまとめて回答している。それ

で、共通一次の実施についてもアンケートをして貰った方がよいと思う。

- この共通第一次試験の問題はあくまで大学自身の意思決定によるが、同時に全体的意思表明をする国大協というものがある。各大学の意見をどう集約するかという問題はあるが、大学が自身の意思をはっきりすることは当然のことである。
- 今まで慎重に進めてきたので、各大学の意向をふまえ国大協としての主体性をもって決めることにしたい。

概ね以上のような論議が交されたのち、本日採択された「大学入試改善に関する意見」に基づき実施に関する具体的事項について文部省と予算折衝を行い、その結果をふまえて来る秋の総会において実施の可否を審議することが了承された。

(6) 第5常置委員会(佐々木委員長)

学長の国際交流については、昨年6月総会の承認を得て国大協としても要望書等を提出してきたが、昭和51年度に3名招致が予算化され、毎年この程度の学長を招へいすることができるようになった。ついては、昭和51年度はどの国から招くかについて4月17日の常置委員会で討議したが、以前に委員会の中で東南アジアから招へいすることについて強い意見がでたことを考慮して、今回は東南アジアから招へいすることにほぼ一致した。具体的な国については、できるだけ多くの留学生を日本に送ってきている国ということで審議し、今回はタイ国の学長を招へいすることになり、先方に連絡して承諾を得ている。招致大学の選定は、①都市の大学に集中しないようにする、②これまでに来日したことのない学長を招へいする、を希望条件と

して文部省から連絡している。なお、これに伴う予算措置としては、滞在期間2週間で、一等旅費、宿泊費を予定している。また、国内の受け入れ態勢については大学側の希望もあり、また相手方の希望もあると思われるので、準備委員会を組織して検討することになっている。具体的には明日の常置委員会で検討する予定である。

(7) 第6常置委員会(飯島委員長)

前回総会以後、常置委員会3回、小委員会は4回会合を開いたが、1月27日の議事概要は会報72号を参照されたい。また5月7日には文部省からの要請によって昭和52年度予算編成の基本方針について懇談した。いろいろ意見があったがそのうち重要な問題としては、①総定員法についてこれを改正をしないと昭和52年度新規増員が困難であるので、改正の見込があるかどうかのこと、また、国立学校教職員を総定員法の枠外に置くことのメリット・デメリットのことなどが論議され、これについて解決に配慮してほしい旨を要請し、必要があれば本協会としても協力する旨を述べたが、文部省からは、昭和52年度においては総定員法の問題についての扱いを慎重にしたいとの応答があった。②学生・教官当り積算校費等の基準経費については、昭和51年度の教官当り積算校費の増額はきわめてわずかであるので、昭和52年度の学生・教官当り積算校費増額の努力を要望した。これに対しては、教官当り積算校費は単に大学だけの問題ではなく諸官庁の研究所等と関連するので増額には難しい事情があるとのことであったが、大学と諸官庁の研究所とでは性質が違う旨の説明をした。なお、この基準経費を補うものとして文部省では昭和51年度から特別教育研究経費という新しい項目を設けたが、この扱いは重要

な問題であるので、本常置委員会としては、これを各大学に公平に配分されるよう運用方を要望した。以上のように5月7日の常置委員会では昭和52年度の予算措置について討議をし、その経過は理事会に報告し、また特別会計制度協議会にも第6常置委員長から報告した。

次に、本常置委員会の検討すべき重要な問題として、大学財政問題と教官給与問題があるが、財政問題については、当面の財政問題を話し合うことも重要だが、一般的な基本問題を検討しデータをまとめて国立大学の財政問題を解明することを重点として小委員会を設けて研究調査をしている。前回総会以後3回の小委員会を開催し、調査項目を決め、教員委員、専門委員である事務局長等が分担して調査をしている。本常置委員会としては、特別会計制度を基本として国立大学財政を基本的に改善する努力をしたいと考えており、この作業内容は今秋の総会に報告し、まとめは遅くも来春の総会には報告できるものと思う。

国立大学教官の待遇改善については、5月22日の給与問題小委員会、6月4日の本常置委員会で給与改善の要望について審議し、まとめを行った。本常置委員会ではこれまで、構造上の改革を含む抜本的待遇改善案を検討してきたが、これは本協会内でも種々論議があり保留となった。その後この問題については文部省等と話し合いをしているが、文部省、人事院等は、国立大学教官の給与改善について消極的ではなく、制度改革をしなくても改善はしなければならぬとの考えをもっていると思われる。その最大の根拠は、小中学校義務教育教員に対する「人材確保法」の第二次実施によって大学の教官と小中学校教員との間に給与の逆転現象が具体的に現われてきていることである。それで当

委員会としてもこの問題を検討し、要望書提出以外の働きかけも行っているが、さしあたり例年どおり要望書を取りまとめ提出することにした。この要望書は、基本的には昨年までと同様であるが、若干項目を整理・追加し、①大学教官の俸給水準を大幅に引き上げること。②俸給体系の大幅な是正を図ること。③指定職の定数を大幅に増加させ、すべての部局長に指定職を適用すること（暫定措置として、未だ指定職の適用を受けていない部局長の管理職手当の増額をも要望）。④管理職手当の適用対象を拡大すること。⑤大学教官の全般的待遇改善に資する方向で大学研究調整額（仮称）を設けること（本年度の新規要望）。⑥研究教育補助職員の待遇を大幅に改善すること、とした。なお、助手の待遇改善問題については、日教組からも要望が出されているが、関係常置委員会等と相談して今後さらに検討したい。については、以上のことをふまえてこの要望書を本総会で承認願いたい。

以上の報告ののち、①指定職の適用拡大の要望について学生部長が含まれるよう表現してほしい。②助手を講師として一本化することは結構だが助手の増員も考えてほしい。③物価値上りによる研究費への圧迫は基準経費増額で対応するのか、等の意見の表明があり、これについて飯島委員長から応答説明があったのち、要望書提出が承認された。

7. フランス大学学長の招へいについて

井上奈良教育大学長から、昨年招待したフランス学長一行の招へいの日程・経過ならびに日仏学長懇談会の模様のとりにまとめについて報告があった。

第58回総会議事要録（第2日）

日時 昭和51年6月23日（水） 13:00~15:00
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

林会長主宰のもとに開会。

1. 各委員会報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（北村委員）

第1常置委員会は、次の事項を検討した。

① 高等教育懇談会の「高等教育の計画的整備について」に対する見解については、昨日、ほぼ了承を得たが、文中「大学院問題と切り離された拡充・整備はその内容の空洞化を意味するにほかならない」との表現が不相当であるという意見があったので、委員会で検討した結果、高等教育の整備計画は、大学院問題が解決しなければできないと考えているので、原文どおりとした。

② 大学院問題懇談会は、修士課程から博士課程への移行の問題を検討しているが、現在、国立大学からは連合大学院、総合大学院等の形で大学院関係の要求が出されている例が多い。しかし文部省は、これらの概算要求に対しては、大学院問題懇談会で検討中であるということを利用して消極的であるようにみえる。そこで国立大学協会としても大学院問題を具体的に検討し、大学院問題懇談会の結論が出る前に国立大学の意見を反映させることが緊要であると考え、第1常置委員会の中に「大学院問題検討委員会」を設けたい。

以上の報告に対して「大学院問題は附置研究所の問題とも関係が深いので研究所問題も検討

してほしい。」「大学院問題を取り上げることは、国立大学協会として遅きに失した感がある。地方の大学の発展のためには修士課程から博士課程への発展が必要であり、各大学から出されている種々の大学院構想を実現させる方向で検討願いたい。」等の意見があり、<「高等教育の計画的整備について」に対する見解>を国立大学協会の見解とすることについては、採択され、第1常置委員会に「大学院問題検討委員会」を設置することも異議なく了承された。

(2) 第2常置委員会(若槻委員長)

第2常置委員会としては、今後どのような問題を取り上げるかについて自由討議した。その結果、今後の検討課題として教科課程の問題を取り上げることになり、修学年限の弾力化(学部3年終了で大学院入学資格を付与するなど)、再入学者特に医・歯学部への再入学者の一般教育取得単位の認定問題、高等専門学校からの入学者の単位認定問題等を検討することになった。

さらに、前回総会で「身体障害者の大学受入れのための施策について」要望したが、今後はその実現の状況を見守っていきたい。

以上の報告に対して、「医・歯学部へ他の学部卒業者が再入学する場合の一般教育科目の取得単位の認定問題、特に進学課程との関係」について意見の交換があった。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

第3常置委員会は、第4常置委員会と合同で学寮の問題を検討した。この学寮問題については、さる46年に第3・第4両常置委員会合同で検討し報告書をまとめたが、総会の席上で種々論議があって、結局公表はしなかったという経緯があった。その後数年を経過し、学内情勢も変わってきたので、現時点で改めて学寮問題を見

直し、国立大学協会としての見解をまとめてはどうかとの提議が出されたので、昨年暮から本問題の検討に取りかかった。その結果、このためには、まず各大学の学寮の実態と、学寮が種々の観点からみて必要かどうかの意見をきく必要があるということになり、そのアンケート案を検討し、昨日の総会にその原案を提出した。本日午前中開催の第3・第4常置合同会議でもこの原案を更に検討し、この案が承認されたので、総会で了承が得られれば直ちにアンケートを行いたい。なお、各大学からの回答を得たら、その扱いについては大学の希望を尊重しながら調査報告書を作成したい。

次に課外活動に関する問題であるが、昨年6月の総会で「課外活動の振興について」の要望書が採択され、関係方面にこれを提出したが、これのアフターケアのことがあるので、そのことを検討した。課外活動の振興については顧問教官の果たす役割が大きいので、その活動をバックアップするための予算的措置が必要であるが、それが現在不十分である。それで、これを促進するための方策について検討したが、今回は結論に至らなかったため、今後その具体的方法についてさらに検討していきたい。

以上の説明に対して、学寮に関する意見調査および実態調査については、案を一部修正のうえ実施することが了承された。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

第4常置委員会としては、例年のことであるが、「大学および大学院の奨学制度の拡充について」、「大学保健管理施設の増設・充実について」、「国立大学共同利用研修施設設置について」の3つの要望書を提出したいと考えている。このうち奨学制度の拡充の要望書については、昨日の総会で特に採用枠の拡大を強調して

ほしい旨のご意見があったので、その旨を文中に付け加えることにした。そのほかの要望書として、第3常置との共同提案である「学生部関係職員の待遇改善について」を提出することになっているのでご了承いただきたい。

以上の報告に対して、上記各要望書は採択され、それぞれ関係各方面に提出することが承認された。

(5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

第5常置委員会は、次の事項を検討した。

① タイ国の学長3名を招へいすることについては、昨日了承を得たので、本日午前中開催の委員会で文部省係官を交え協議を行った。その結果、招致の時期は10月ということになった。それで、その具体的日程や受入れ体制の準備のために国立大学協会に準備委員会を設けたいが、その人選は本委員会に一任願いたい。

② 現在の内地研究員制度は、希望者に対して採用される人数が少なすぎるので、今後この問題を検討し、第6常置とも連絡のうえ採用枠の拡大について次回総会までには要望書をまとめたいと考えている。

以上の報告に対して、「内地研究員の数の少ないこともあるが、在外研究員の増員についても検討されたい。」「留学は半年や1年の短期では効果が薄いので、年限延長も検討されたい。その場合に人数枠が狭められることのないようにしてほしい。」「留学数を増すため、留学期間は短期だけでよい。」等の意見があり、これらについては財政的・制度的枠組の検討も必要なので、第5常置と第6常置で連絡をとり今後検討を進めることとした。また、タイ国学長招へいのための準備委員会設置については、了承された。

(6) 第6常置委員会(飯島委員長)

第6常置委員会は、次の事項を検討した。

① 今後、助手の待遇改善について検討したいが、助手の実態が各大学、学部間で差異があるので、第1常置委員会と連絡のうえ、その実態の把握から着手したい。

② 国家公務員総定員法の問題に関連して、国立大学教官を総定員法の枠の外に置いた方がよいか否かについても、その利点・欠点について検討したい。

③ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書については昨日了承を得たので提出したい。

④ 例年のことであるが、予算に関する要望書については、その文案、提出時期について会長および第6常置委員会委員長に一任願いたい。

以上の報告に対し、いずれも了承された。

(7) 大学格差問題特別委員会(岡本委員長)

大学格差是正の問題は38年6月以来審議されてきた問題であるが、昨年12月本委員会は、「大学間の格差是正に関する報告書(案)」をまとめ、各大学に送付して意見を求めた。その結果、69大学から回答をいただいた。その中で約80%は基本的に賛成の意見であったので、原案を一部修正して「格差是正に関する中間報告」としてまとめた。なお、各大学から、問題のとらえ方が学部中心であって学制全体にふれるところが少ない、国際的視野が不足である、画一化を招くおそれがある、もっと深く追及すべきである、図書館や研究所等の格差問題についても検討すべきである、等の意見があったが、本委員会としては、このような広汎な問題にすぐ対応はできないので、今後引き続き検討することとした。ただ、多数の賛成意見があり、早期実現を望む声もあるので、この段階で原案を多少修正して中間報告として出すことのご了承を得

たいと考えた。この中間報告は1. 検討の経過以下5. 格差是正のための提案, までの5章に分れているが, その基底となる考え方は, 学部段階にあっては平等な基準によって組織編成を行うべきであること, 大学院の設置要件は, 固定的にせず大学の實力と充実の度合に応じて設置するというものである。

以上の報告に対して, この中間報告の取扱いについて質疑があり, 各大学には参考として送付し, 可能な点から実現するよう努力すること。外部は, 文部省に限り説明用として提出することとして, 了承された。

(8) 医学教育に関する特別委員会(北村委員長)

本特別委員会は, 次の事項を検討した。

① 「医学教育の改革に関する調査研究報告書」は, 各大学に送付してある。この報告書は, 医学教育の目的を具体的に明示するために公的な性格をもった組織を作ることと, 立派な医師を養成することを骨子としている。

② 大学設置審議会から出された「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について」の中間報告に対して, 文部省から各大学に意見を求められると同時に, 国立大学協会に対しても意見を求められたので, 各大学に対して文部省へ提出した意見の写をいただき, 共通的な意見をまとめて提出した。

(9) 図書館特別委員会(川上委員長)

本特別委員会は, 次の事項を検討した。

① 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について(第二次報告案)」をとりまとめて各大学に送付した。

② 昨年11月に「大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書」を文部省, 大蔵省に要望したが, 本年も適当な時期に同様の要望をしたいので, 一任願いたい。

以上の報告に対して, 要望書の提出時期, 文案については, 会長および委員長に一任された。

(10) 教員養成制度特別委員会(飯島委員長)

本特別委員会は, 1月26日, 5月19日に委員会を開いて次の事項を検討した。

① 新構想の教育系大学院大学の問題について審議し, 文部省関係者から進捗状況について話をきいた。その際, 国立大学として懸念を感じていた問題点について要望した。この問題については, 去る49年10月に発表した「教育系大学・学部における大学院の問題」の中でコメントを述べたことが契機となって, その後文部省から経過の報告を受けるとともに意見を述べることにしているものである。いま, この新構想教育系大学院大学は兵庫県と新潟県に設置することで準備が進んでいるが, この新構想大学院大学の性格の問題, この大学院と既存の教育系大学・学部との関係などの点について, 国立大学側の考えを浸透させるよう努力している。

② 教育系大学・学部の設置基準は現在明確に示されていない。それで, この問題については教大協の方でも検討を続け最近その試案がまとめられたが, これは相当細目に亘ったものであるので, 国大協としては基本的な問題を中心にしてまとめたいと思い検討を続けている。その原案作成は東北大の岩下教授を中心として新委員を加えたスタッフで進められており, 近く報告の形でまとめられるものとなっている。

以上の報告に対して, 既設の教員養成学部教官の新構想大学等の配置換, 既設教員養成学部等の整備の遅延, 既設学部卒業生と新構想大学等の卒業生の待遇格差の問題等について意見の交換があった。

2. その他

(1) 次回総会について

第59回総会の日時、場所等について、別紙資料のとおり（昭和51年11月17日～18日、神田学士会館で開催）了承された。

(2) その他

国立大学協会の今後の検討課題等について、次のような意見の開陳があった。

- 国際交流に関連して、教員の相互交流の際の経費の負担区分の問題があるので、国立大学協会として基本姿勢を検討してほしい。
- 教員養成大学・学部の大学院設置を進めるためには学科目整備を図ることが緊急課題とされている。そのような事情をご了解のうえ大学院設置について国大協としてご努力願いたい。
- 国際交流の活発化に伴い、外国との関係において助手の名称を内容面からみて適当な訳語に改める方法を検討してほしい。日本では助手はアシスタントとされているが、欧米ではテクニシャンということになっている。
- OECDから、日本の社会科学には獨創性がないとの指摘があったが、自然科学においても同様である。これは明治以来、先進国に追いつくことを目標とした教育の結果であるが、日本が世界に伍して行くためには獨創的研究を生み出せる人材の養成を心掛けるべきである。そのためにどのような方法を講ずればよいか、大学人も文部省も共に考えるべきである。
- 近頃の学生は真の勉学態度を身につけていない。そのことは入試にも関係することである。ペーパーテストで学力判定をするのはよくない。共通第一次試験が実施される場合には、第二次試験はペーパーテストに依存しない

い方法を考えるべきである。

第25回事務連絡会議議事要録

日 時 昭和51年6月25日（金） 10：00～15：00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学事務局長（東北大学石川局長欠席）
説明者；湊入試改善調査施設長
田保橋 " 総主幹
午後、事務連絡のため、柏木教育施設部長、宮地会計課長、別府人事課長が出席

開会に当り会長から、最近の国家財政の逼迫により国立大学の運営も種々困難な事態に当面していること、また今回の総会においては、当協会がこれまで調査研究を続けてきた国立大学共通第一次試験について、まだ決定ではないがその実施に向って第一歩を踏み出したいという情勢もあるので、今後とも一層のご協力とご尽力をお願いしたい旨の挨拶があった。

次いで丁子事務局長から、本日「国立大学共通第一次試験」の問題について、湊入試改善調査施設長の出席を願い説明を願うことを予定しているので了承願いたい旨が述べられた。

事務局から、会議日程および配付資料の説明があった。

I 会務報告

事務局長から、別紙資料「第58回総会概況」に基づき、総会における会務報告について次のような説明があった。

1. 前総会以後における学長の交代について別紙資料4により報告があった。
2. 委員長の交代について別紙資料5により報告があった。
3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

て以下の諸事項について報告があり、要望等については追認された（詳細は総会議事要録参照）。

- (1) 学費の引上げについて
- (2) 特別会計制度協議会について
- (3) その他の要望書等の提出について
- (4) 入試改善調査について
- (5) 昭和51年度卒業予定者のための就職事務開始時期について

4. 日教組との会見について報告があった。

II 議事概要

事務局長から、別紙資料「第58回総会概況」に基づき、総会における議事概況について、次のような説明があった。

1. 監事の選任について

広島大学飯島学長は第6常置委員長に互選されたので、常置委員長は監事を兼ねないとの規程があるため、後任監事として太田東京学芸大学長が選任された。このことを報告し、承認された。

2. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出追加予算，昭和50年度国立大学協会歳入歳出決算，昭和51年度国立大学協会歳入歳出予算について

以上3件につき資料7，8，9によりそれぞれ説明し、いずれも異議なく承認された。

3. 「学長以外の委員の会議出席旅費支給基準」の一部改正について

別紙資料10により説明し、審議の結果、異議なく承認された。

4. 各委員会委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から概略説明があり、また、提案の要望書等については、それぞれ審議の結果採択さ

れた。（詳細は総会議事要録参照）

5. 入試改善調査研究報告書。説明会。アンケート回答状況等について

(1) 岡本委員長により、入試改善調査研究については順調に進められている旨の報告があった。

(2) 湊入試改善調査施設長より51年3月発行の「入試改善調査研究報告書」の概要と本年度実施事業計画の概要について資料11～15に基づき詳細な説明があった。

(3) 「入試改善調査研究報告書」について各大学の意見を求めたアンケートの回答状況について、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より資料16により報告があった。

以上報告のあったところで、湊入試改善調査施設長より、昨日の総会で報告があったと同様に50年度調査研究報告書の概要と本年度実施事業計画の概要について資料11～15に基づき詳細な説明があった。なお、これに引き続いて田保橋入試改善調査施設総幹より、総会終了後に行われた記者会見に基づき各テレビ・新聞等が発表した報道内容について概ね次のような説明があった。

テレビ・新聞報道等で岡本入試改善調査委員会委員長が共通第一次試験の53年度実施については否定的な見解を示したが、その理由として挙げられた点は、次のようなことであった。

(1) 実施ということが国大協ではまだ正式に決定したわけではない。今回の総会で承認された「大学入試改善に関する意見」の中にある「共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する」という文言は調査・研究の結果についての判断であって、これを実施するか否かの判断については今後の総会で決定されることである。なお、第二次試験実施の問題もあり、こ

れらについては各大学で相当期間を費やして検討しなければならないものであろうし、53年度実施については直ちにかかるということには非常に困難性がある。

(2) 一方、高校側の問題として各大学の第二次試験の実施内容、方法等の決定発表がないと、いわゆる学年のカリキュラム等が現実に決められない。そこで、共通第一次試験実施までに相当の予告期間が必要であるので、53年度実施には期間的に間に合わないという問題がある。

(3) 次に入試センター設置後の問題であるが、問題の作成、印刷等に相当の期間を要する。また、この業務に従事する職員の訓練等技術的に解決しなければならない問題もあり、53年度実施については、相当困難があるということである。なお、54年度実施については今後文部省とも協議をし、概算要求の内容等勘案して決められることになろう。

大略以上のような説明があった。

(以上で午前中の会議終了)

文部省連絡事項

文部省側からは特に連絡事項はないということであったが、当面の話題に関し各関係係官から大略次のような説明があった。

別府人事課長：週休2日制の問題についてはまだ最終的な見通しは立っていない。この問題は今のところ政治的判断にかかっている。

柏木教育施設部長：施設整備については長期計画に基づいて要求してほしい。環境問題、公害（排水、騒音）問題について配慮を願いたい。

宮地会計課長：来年度概算要求に絡むことであるが、大蔵省主計局の人事異動が近く行われ

る予定である。来月になれば文部担当の係官も決まることになる。なお、来年度概算要求の枠は相当厳しいものになるとの感触もっている。

以上の説明に対し、長期計画問題、予算の節減問題、旅費の補正等について質疑応答があった。

(文部省の事務連絡終了、文部省側退席)

(総会議事概要報告継続)

6. 要望書の決議について

今回の総会で次の5つの要望書が採決され、総会終了後の24日に会長、副会長、各関係委員長同道で関係当局にこれを提出し要望した。

(1) 大学および大学院の奨学制度についての要望書

最近における物価水準の上昇に鑑み、奨学金の貸与額の大幅増額と奨学生採用者の増員を要望したもの。

(2) 大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

保健管理センターの増設とその長に専任の教授定員を配置すること、および施設の整備拡充、経常費の増額、要員の増員等を要望したもの。

(3) 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

学生と教官の合宿研修、交歓などの目的に使用する約200名宿泊の施設を各地区に少なくとも2カ所ずつ設置することを要望したもの。

(4) 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

学生部長に指定職を適用すること。学生部の課長の特別調整額について事務局課長との権衡を図るよう措置することを要望したもの。

(5) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

大学に有為の人材を確保するため、また、大学教官の責務に見合う待遇を与えるため、義務

教育教員との待遇の権衡を図ること、中堅・若手教官の待遇改善、指定職の定数の拡大、管理職手当の適用対象の拡大、大学研究調整額（仮称）の新設、研究教育補助職員の待遇の大幅改善等について要望したもの。

(6) なお、「昭和52年度予算に関する要望書(第6常置関係)および「大学図書館振興についての昭和52年度予算に関する要望書」(図書館特別委員会関係)についてはその提出時期と文案は会長、委員長に一任された。

7. その他

(1) 学寮についての意見調査ならびに実態調査(案)。学長招致計画実施計画(案)。格差是正に関する中間報告書等について

以上について次のような報告があり、いずれも了承された。

1) 学寮に関する実態調査(案)

学寮の諸問題を検討するため、各大学に対し意見調査ならびに実態調査をしますのでご協力を願いたい。(資料18)

2) 学長招致計画実施計画(案)

学長の国際交流のための招致計画について本年度はタイ国の学長約3名を10月頃招待するということが了承された。訪問大学には種々お世話になるがよろしく願いたい。

3) 格差是正に関する中間報告

資料26について報告があり、格差是正に関しては、今後、なお検討せねばならぬ問題があるので中間報告として報告された。

(2) 第59回総会の日時、場所について

別紙資料27のとおり了承された。

第1常置委員会議事要録

日時 昭和51年6月7日(月) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

市村、平田、古屋、平松、林、山田、須田、円藤、井上、金城各委員
下沢、白田、安盛、高田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日は「高等教育の計画的整備について」に対する見解(案)を小委員会の方でまとめていただいたので、これをご検討いただくのが主な議題である旨の挨拶が述べられた。

次に、前回議事要録の朗読があり、若干修正のうえこれを承認したのち議事に入った。

図議事

1. 高等教育懇談会報告に対する意見のまとめについて

初めに、委員長から次のことが述べられた。

これについては、議事録の最後に、今後の作業の進め方として述べられているように、5月7日の理事会にその進展状況ならびに進め方を報告したところ、この見解(案)が本日決定をみれば、それを来る21日の理事会に報告し承認をえて総会に提案し、採択されれば国大協の見解として発表することが了承された。なお、総会で特別の意見ができればもう一度この委員会にお諮りすることになるが、そうでなければ、この見解を発表する前に、これについて各大学の意見を求めるなどのことはしないで発表することになるのでご承知願いたい。

なお、この見解に盛り込まれた第1常置の主意は、特別会計制度協議会にも反映できるように国大協側から主張しようということが了解されているのでご報告する。

次に、この見解は、これまでに、この委員会で述べられた意見を充分ふまえて、小委員会で

まとめたものである。これを朗読したのちご協議をお願いする。

以上のようなことが述べられたのち、資料<「高等教育の計画的整備について」に対する見解(案)>の朗読があり、次いで修正作業に入った。その際に述べられた主な意見は次のようなことであった。

- この見解を今後の文部行政の上に反映させたいということであるならば、前文の締括りのところでそのような趣旨を述べた方がよい。
- この見解が国大協の見解ということになれば、「本委員会の見解としたい」という表現も改める必要がある。

I 基本方針について

1. 高等教育計画の基本理念について
2. 計画的整備における方法について

- 「研究教育上の目的や任務や機能を、どのように把握するかによって、その設置形態や種類の違いが生ずる」とあるが、国立大と私立大の計画性は同質のものでよいのか、また、放送大学の教育の性格は、普通一般の大学と同じレベルのものとして考えてよいのかという問題がある。
- それを承けた次の文章の「したがってその方法の上で」というのはどの部分にかかるのか。
- 計画的整備では、国立大学の場合は、それに即応した内容の充実が必要であって、そのあり方に即した配慮がなされなければならない。その中でも、国立大学の整備は人文・社会系の拡充のことは一つの柱として述べてあるが、ただ、どういうかたちの拡充であれば

よいのかという問題がある。すなわち、学生定員を増やして、講座・学科目の拡大がなされたとしても、もしそれが現行基準による整備に止まるとすれば、不合理なひずみや停滞が除去されない形式的な整備が行われることになる。

- そういう趣旨であるならば、そのことがはっきりするように文章を整理した方がよい。
 - 前段と後段のつながりを工夫し、連絡を高めてその趣旨のイメージを浮彫できるようにしたい。
 - ここでは、国立大学以外の高等教育機関に対するきめ細かな配慮が必要であることも述べるべきではなかろうか。
 - 最近よく柔軟化、流動化ということが言われるが、このことと、現行基準とは無関係のことであろうか。
 - そのかたちはいろいろあると思う。たとえば、大講座制、学科の総合化形態、つまり縦割の深い研究体制ではなく、幾つかの講座・学科を包括したかたちの研究体制の再編成の考えである。しかし、それによってかならずしも教官の定数が増えるというわけではない。
3. 拡充計画の所要経費について
- 中間報告までの報告には、高等教育の予算規模についても検討がなされていたのであるが、今回の「計画的整備について」には、そのことが全く削除されている。それで、この部分では非常に後退した報告であるということ述べた。この指摘は重要な意味を有するといえる。
 - GNPに対する高等教育費の比率は、昭和49年3月にだされた高等教育懇談会の「高等教育の拡充・整備計画について」の資料に、

いわゆる先進6カ国のGNP表が示されている。それによれば昭和44年は日本1.2%、アメリカ3.2%、イギリス1.0%、フランス0.7%、西ドイツ1.2%、ソ連0.8%で、日本は西ドイツと同列ということになる。したがって、3.0%を見込むべきという提案はやや根拠が薄いことになるので削除したい。

4. 大学院の拡充・整備について

この項の締括りのところは、われわれのこの主張が反映されるかどうかはわからないが、昭和48年10月に発表した<「大学院および学位制度の改善について」に対する見解>には、今日の大学院問題に関するわれわれの見解が示されているので、これを、「今後の施策に反映されることを要望する。」としておきたい。

II 整備計画の内容について

1. 国立大学の整備の規模について
2. 地域配置計画について

以上の二つの項については大きく削除した部分はあったが、その外は細かな字句修正に終わった。

なお、最後のところは概念的、抽象的な表現にまとめて終ることになった。

概ね以上のようなことについて意見が交されたのち、別紙のとおり修正が行われた。

次いで、委員長から次のようなことが述べられた。

この見解を各大学に送付した後のことであるが、とくに、この見解に対する各大学の意見を求めることはしない。しかし、可能性の問題として意見が寄せられることはありうる。もし意見があった場合には改めてご検討を願うこともありうる。そのようなことも慮って、前文の終りの「要望する」のところを「期待する」とし

ておきたい。

なお、この見解は文部省にも提出はするが、とくに、これを要望するということにはしないので、やはり見解としておく。

次に、これをもって第1常置の見解(案)として理事会ならびに総会に提案することになるが、その際にこの見解を第1常置の見解とするか、国大協の見解とするかは最終的に決まることになる。

以上の提言があり了承された。

最後に、委員長より継続審議中の技術系職員の待遇問題について次のとおり述べられた。

この問題についてはまだ結論に至っていないが、文部省の方でも対応し始めている情勢もあり、秋頃にはまとめたいと考えている。技術系職員に対して新しい俸給基準を設けることは制度的にどうなるであろうか。これを設けると大学の教職員は教官系、事務系、技術系の3本の構成となる。この問題についての報告は6月の総会には間に合わないが、今度の高等教育懇談会の報告に対する「見解」のまとめが終わったら検討を始めたいと思う。

第1常置委員会議事要録

日時 昭和51年6月23日(水) 10:00~12:00
場所 国立教育会館第6研修室
出席者 加藤委員長
伊藤、市村、平田、大山、北村、古屋、平松、林、山田、須田、小坂、円藤、岳中、井上、金城各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

函談事

1. <「高等教育の計画的整備について」に対する見解>について

このことについて、委員長から次のとおり説

明があった。

昨日(6月22日)の総会において<「高等教育の計画的整備について」に対する見解>の4頁上から11行目「空洞化」という表現は適当であるかどうかについて説明を求められた。それに対して、私は、高等教育懇談会の報告書では大学院の問題について、大学院問題懇談会の検討に委ねることとされているが、大学院問題が学部の問題と切り離された形で検討されることとなった場合には、大学院問題が学部の拡充・整備問題と遊離して先走ってしまうのではないか、その点を心配して“空洞化”と表現したのである旨の説明をした。高等教育の計画的整備は大学院を含めて構想されるべきものと考え

る。次いで各委員からこの件に関して、大学院問題は学部の充実問題との係わりにおいて検討されなければならない、等種々意見が述べられ、第1常置委員会としては、「空洞化」という表現を変えないことが了承された。

2. 大学院問題検討小委員会の設置について

このことについて、概ね次のような意見が述べられた。

- 文部省の大学院問題懇談会で、どのような答申が出されるか分らないが、国立大学協会としても、それに対応する組織を作ることが必要であろう。
- この問題を検討する前に、まず、昭和48年10月に発表した<「大学院および学位制度の改善について(中間報告)に対する見解」>を読み直すことが必要である。
- 昭和49年末頃から、修士課程を持っている大学から博士課程を設置したいという要望が非常にクローズアップされてきたが、文部省は、それに対して消極的態度をとっており、

そうした中で今度、文部省に大学院問題懇談会が設置された。この懇談会から出される答申を基に文部省が結論を出す前に、国立大学協会としても意見を申し述べる必要がある

- 同一大学内においても農学系、工学系のように総合大学院を目指す修士課程と、そうでない修士課程が併存することになり、困っている例もある。
- 大学院問題は、学部の問題を含めて、検討することが必要である。

以上のような意見が交されたのち、次の委員及び専門委員からなる大学院問題検討小委員会を設置することが了承された。

委員——北村、古屋、山田、須田、小坂、井上

専門委員——下沢、白田、綿貫、渡部、福与、安盛、速藤、高田

3. 研究教育補助職員の待遇改善について

継続審議中のこのことについて、概ね次のような意見が述べられた。

- 大学内における技術系職員の位置づけが問題となる。また、病院の中央検査部、薬剤部、計算機センター、保健管理センター等にも教授や助教授が置かれるようになると、教授会のメンバーに入らない実質上“教官”でない教授、助教授が出現することとなる。そうすると、教授会、評議会等の関係で問題になる。
- 技術系職員の俸給が高くなると、単純に補助職員と称することは出来なくなろう。
- 別建ての俸給表が具体化される前に、想定される問題について組織立てて検討しておく必要がある。

以上のような意見交換ののち、この問題につ

いては第1常置委員会小委員会でさらに検討をすすめることになった。

以上をもって協議を終り、総会への報告は加藤委員長が急用のため帰学されるので、代って北村委員が、次の3点について報告することになった。

1. 「高等教育の計画的整備について」に対する見解)の中の「空洞化」という表現は変えないこと。
2. 国立大学協会としても、大学院問題について、文部省の大学院問題懇談会と対応すべく小委員会を設置したこと。
3. 昭和48年10月の「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する見解)を現時点に立って再検討すること。

第2常置委員会議事要録

日時 昭和51年6月23日(水) 10:00~12:00
場所 国立教育会館第7研修室
出席者 若槻委員長
山田(守)、松本、帷子、山本(代一管)、
山田(伴)、川上、小山、市古、清水、丸
井、小江、曾沢、安達、蟹江各委員

若槻委員長主宰のもとに開会。

若槻委員長から、委員長就任の挨拶があったのち議事に入った。

議事

委員会の審議事項について

初めに、委員長から次のとおり述べられた。

第2常置委員会では、昨年秋の国立大学協会総会に「身体障害者の大学受入れのための施策について」の要望書を提出してから、とくに付託された問題点がなかったため、本委員会の開催を見合せてきた。本日は、委員会の審議事項

ということで、本委員会が所轄する学科課程および入学試験に関し、これからどのような問題を取り上げて検討したらよいかを中心に、フリーディスカッションの形でご意見を伺い、今後の検討を要すべき審議事項の素材を得たいと思う。

前回の本委員会においては、学部の修業年限短縮等の措置(いわゆるスキップ制)について提案があり、これについて、問題点の所在をいろいろとご指摘いただいたが、今回もこれに引き続いて、学科課程等に関しての問題点を摘出し、その方策等についてご意見を伺うこととしたい。学科課程に関する一つの事例として、最近とみに医学・歯学の学部への進学希望者が増加しており、他の大学を卒業した者が、医学・歯学の学部へ再入学している例が多くなっている。これらの入学者のうち、学士入学以外の入学者については、他の大学で修得した一般教育科目を重複して履修しなければならない。このような事例の場合に、修得した一般教育科目を当該大学の単位として認定したり、また修業年限を短縮したりすることができないものかどうかという問題がある。

次いで、これに関連して各委員の間で次のような意見の交換があった。

- 他の大学の医学・歯学以外の学部卒業者を医学または歯学の進学の課程を修了したものとみなして、専門課程へ進学させた場合、どのような問題点があるかについて、細部にわたって検討する必要がある。
- 学士入学者以外の入学者については、他の大学で修得した一般教育科目の単位を認定したり、また修業年限を短縮したりするなどの措置があってもよいのではないかと思う。

- 現行法令の上では、学士入学以外で入学した者について、他の大学で修得した科目・単位を当該大学の科目・単位とすることは認められていないので、困難な問題であるが、あらためて全科目を履修する必要もないように思われるので、これらの修得単位を認めたいので、修業年限についても短縮することを考えたかどうか。
- 課程を経た者に対しては、一定の条件の下で、単位認定等の措置があってもよいのではないか。
- 旧制当時は、修業年限を短縮するなどの措置があった。新制度においてもこれがあればよいと思う。大学の卒業の要件である124単位以上を修得した場合には、3年間でも全課程を修了したものとして認定し、卒業させられるという弾力的な措置ができないものかどうか。
- 教育目標に応じた現在の教育課程の編成方法について考える必要があろう。大学の教育課程の画一性を排し、学生の能力、興味等個性に応じた教育課程のメニューを工夫する必要があろう。
- 数学・物理学専攻などについては、3年間でも単位を修得することが可能であろうから、修業年限を短縮してもよいが、文科系については、ある程度の年限が必要であろう。したがって、修業年限短縮等の措置については、専攻に応じて考えるべきであろう。
- 数学・物理学専攻の学生の中には、自主的・創造性のある学生はいると思われるので、これらの優秀な学生のために、学部における修業年限を3年に短縮し、大学院修士課程の入学資格を与えられるような制度であればよいと思う。

- 医学・歯学の学部においては、他の学部と異なり、修業年限が長いので、これを短縮できるような措置がとれないものかどうか。
- 授業科目に対する単位の与え方について教官側においても基本的に考え直す必要があるのではないか。
- 医学・歯学の進学課程における選択科目の取扱い方が、相互乗入れの場合の一つの障害となっているので、これについても検討する必要があろう。

次いで、委員長から、学部の修業年限の短縮および単位認定等に関して、各委員からいろいろとご提案のあった意見に基づいて問題点を整理してみると、次のようなことになろうと思われる旨が述べられた。

- (1) 学部における修業年限を必要に応じて短縮するなどの弾力的な措置について。
- (2) 大学の卒業要件である単位取得者に対しては、修業年限4年を3年に短縮し、全課程を修了した者として認定し、卒業させられるような方策について。
- (3) 他の大学を卒業し、再入学した学生については、学部3年で修了を認定し、大学院修士課程への入学資格が与えられるような取扱いについて。
- (4) 他の大学を卒業し、医学・歯学の学部へ入学した者の他の大学で修得した一般教育科目の単位を認定し、修業年限を短縮する措置について。
- (5) 他の大学において履修した科目・単位を医学・歯学の学部における専門科目として単位を認定することについて。

次いで、委員長から、上記以外に学科課程に関連した問題として、(1)高専からの編入学、(2)

教養課程，(3)入学試験からみた身体障害者の取扱い，(4)推せん入学，(5)入学時期，について等があるが，これについて何か問題点があればご指摘願いたい旨が述べられた。

これに関し，次の事項について問題点の指摘があった。

(1) 高専からの編入学について

- 最近，工学部では高専からの編入学者を受け入れている大学がふえているので，これらの編入学者の高専での修得単位を認定することについて，法令上これを認められるような制度をとり得ることができないものかどうかについて検討する必要がある。

(2) 教養課程について

- 教養課程における授業内容の充実と一般教養科目を改善することの必要性について。
- 一般教育科目の三分の一を専門科目により履修させることの方式について。
- 一般教育科目に相当する授業を高校で開設することとし，修業年限を高校4年，大学を3年とするものの可否について。また，大学の学部に大学院修士課程の1年間を専攻に当たって組み入れることの可否について。

(3) 入学試験からみた身体障害者の取扱い

- 全盲者については，特定の大学に設備を整えて入学させるべきであろうが，ただし，これをモデルスクールにすることは適当でない。
- 身体障害者を受け入れている大学の実情をみてアフターケアを考える必要がある。

(4) その他

- ① 高校において理工系に適応する語学教育を制度的にとり得ないかどうか。
- ② 共通第一次における身障者の取扱いについて。

次いで，委員長から学科課程等に関して今後検討を要する問題点をいろいろとご指摘いただいたので，次回からはこれらの事項に基づいて具体的に細部にわたって検討することとした。なお，今回は，「大学の学科課程に関する問題点について」を審議することとしたので，それぞれの大学において，これに関する資料などがあれば用意してきていただきたい旨が述べられた。

第3・第4常置委員会合同会議議事要録

日時 昭和51年5月25日(火) 14:00~16:30
場所 学士会分館8号室
出席者 (第3常置委員会) 広根委員長
岡路，岡本，福井，平島，桑原，平，水野，山田，許斐各委員，栗冠専門委員

(第4常置委員会)山岡委員長
竹内，勝木，鈴木，林，吉利，三上，増尾，綾部，太田，具島各委員
井上臨時委員

第3・第4常置委員会の合同会議に先立って13:00から14:00までの間，第4常置委員会単独の会議が開かれた。

I 第4常置委員会議事概要

初めに，山岡委員長より次のとおり挨拶があった。

本日合同会議が開催されるが，その前に約1時間程第4常置委員会を開くことにした。議題は，例年のように奨学制度の拡充についての要望書，国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書，大学保健管理施設の増設・充実についての要望書を作成し提出することと，その他に，すでに実施された「正課中における学生の

災害事故対策」についての要望をどうするかということをお諮りしたい。

なお、昨日広根第3常置委員長とともに学生課長に面談した際に話題になったことであるが、それは学生部の部長・次長ならびに学生部職員の処遇が、一般的に事務局職員との間に格差があるので、それを是正する意味での待遇改善についての要望書を作成し提出することである。なお、この要望書は事柄の性質上第3常置が主になって第6常置とも協議の上、第3常置の要望書を提出する際に同時に提出する方向で考えたい。

議 事

1. 学生の厚生に関する諸要望書について

(1) 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

昨年度の要望書を参考にして文案の検討を行い、若干の字句修正を施して成案を得た。

(2) 大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

初めに昨年度の要望書の朗読があったのち、次のようなことについて意見が交された。

○ 「災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要が生じ」とあるが、大学の保健管理センターは、そこまで直接の業務として担うべきものかどうか。

○ 保健管理センターの主たる任務の第一は、修学上の保健についての相談ということではなからうか。

○ 予防接種も、大学の保健管理センターは当然の業務として負うべきものであろうか。

○ 現に予防接種を行っているところがないわけではないが、必ずしも大学の保健管理センターが、負うべき性質のものではない。

概ね以上のような意見交換があったのち、文案の整理を委員長と井上臨時委員に一任した。

(3) 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

初めに、昨年度の要望書を朗読したのち、修正意見が交され、一部字句修正のうえ成案を得た。

(4) 正課中における学生の災害事故対策についての要望

初めに、委員長から次のようなことが述べられた。

この学生の災害事故対策については、本年4月より「学生教育研究災害傷害保険」としてすでに行政ベースで実施されているが、なお一層学生に有利になるような方向で努力されるように要望するかどうかということがある。例えば放射線災害の保障は、大学院生には大きな関心事になっているということである。

これについて、若干の意見が交されたが、制度発足早々のことでもあり、もう少し状況を把握してみた上で要望書を出すかどうかを検討することになった。

以上で本議題についての協議を終り、成案に至らなかった「大学保健管理施設に関する要望書」については、委員長、井上臨時委員のもとで本日の協議をふまえて最終原案を作成し、それを各委員に送付して再読を願い、とくに異議がなければ、これをもって当委員会の要望書案として総会に提案することになった。

2. 学寮問題について

これについて鈴木委員から次のとおり報告があった。

学寮問題については、これまでに2回程第3・第4常置合同会議が開かれた。その際の意見

をふまえ、合同の小委員会でアンケート調査の原案をまとめた。46年に行った調査は基本問題についての意見調査だけであったので、結局はまとまりがつかずに終わった。そこで、今回は実態調査にウェートを置くことにして、それにより各大学の学寮の実情を把握することにした。

その調査内容は入寮選考を中心とした管理問題、経費負担区分の問題、食堂に関連し炊夫の公務員化の問題、この三つの事柄を柱にして原案を組立てることにした。

以上の説明につづいて、委員長から短い日限での苦心の作だと思う、合同会議でよろしくご協議をお願いすると述べられ閉会した。

II 第3・第4常置委員会合同会議議事概要

初めに、広根第3常置委員長および山岡第4常置委員長より、学寮問題については、第3・第4常置委員会の合同会議をもって進めてきたが、まずこの問題の検討資料とするための学寮に関するアンケートを行うことになったので、本日はそのアンケート案についてご協議をお願いしたい。なお昨日文部省学生課長に会い学寮問題の現況等について話し合いをした、との挨拶があった。

前回(2月23日)合同会議議事要録の朗読は省略して議事に入った。

園議事

1. 学寮問題について

初めに、広根委員長より次のことが述べられた。

去る5月14日に第3・第4常置合同の小委員会が開催され、本日配付されたように学寮に関する実態調査の原案ができたので、これについ

て、ご協議をお願いする。なお、この議案については、5月7日に理事会が開かれたので、この合同会議の作業内容とくに学寮問題について、5月25日(本日のこと)の合同会議で承認が得られれば各大学にアンケート調査をお願いすることになるであろうことを報告し、理事会の了承を得てあるので、ご承知願いたい。

以上の説明につづいて、山岡委員長から次のことが述べられた。

寄宿料の値上げ問題が提起されているとの風聞があるが、これについては、もう少し情勢の推移をみたくうえでお諮りすることにした。

昨日の学生課長との話し合いの際、全国大学学寮の老朽状況について話があり、文部省としてはこれの改築に積極的に取り組みたい意向を示している。しかし、新寮建設については学寮の管理運営問題が絡み微妙な問題がある。このような状況下で国大協が学寮問題を取り上げたのはタイミングとしてはよかったと思う。

次いで、アンケート案の整理に当たった鈴木委員より別紙資料「学寮に関する実態調査」に基づき概ね次のような説明があった。

綿貫小委員会委員長が欠席であるので私が代ってご報告する。前回の合同会議では「当面の作業として、将来の学寮のあり方についての基本方針(共通問題点の各項目について)に関して各大学にアンケートをして意見を求める」ということであったが、5月14日の小委員会では、学寮のあり方についての「意見調査」ということになると46年の時の二の舞になる恐れがあるので、今回は「意見」を求めることはしないで、学寮の実態について調査することにしてはどうかということになった。なお、5月14日の小委員会に間に合うように私の方で素案を

まとめることになっていたが、その素案をまとめる姿勢が明らかでなかったので問題点の指摘だけ行い、小委員会で協議のうえ一応このような原案とした。この原案の内容については、われわれとしてはもっと知りたい点もあるが、学寮の真相は仲々掴みにくい事情もあるので、一応この程度に止めることにした。

以上のように前置きし、アンケート案の各項目につき概略の説明があった。

次いで、水野委員（小委員会委員）から次のように補足説明があった。

合同会議がはじまる前に鈴木委員と相談のうえ修正すべきであったが、時間的余裕がなかったので、ここで修正意見を述べご了解を得たい。その第一は、このアンケートに対する各大学の回答者の立場は幾つかに分かれることになる。実態的な事項については立場の相違によって回答が異なるということはあまりないが、例えば、1の「学寮を必要としますか、その理由は何ですか」という質問については、立場によっては、見解が異なることもありうるので、回答大学名のところに回答者の立場についても記載して貰った方がよいのではないかと思う。

次に、学寮の必要、不必要についての意見を求める質問は、現に学寮がある大学は答えにくいので、学寮を持っていない大学に対してのみきいてはどうか。また、学寮を必要とする理由の中に「教育的意識を認めるから」という選択肢があるが、これはやや建前論的な色彩があるので、「教育的効果を認めるから」と訂正したらよいと思う。

以上のように、原案についての小委員会側の説明があったのち、主に次のようなことについて意見が交された。

(I) 「貴大学は学寮を必要としますか。また、その

理由は何ですか」の設問について

- 学寮を必要とする、必要としない、は現在学寮を持っている大学にきくのは適当でないと見えるが、それは、必要とは思わないけれども現に学寮があるから不必要とは書けない、ということもあるのではなからうか。そうすると実情にあわない結果となる。また、そのようなことから回答する大学名を書く必要があるのだろうかということにもなる。次に、必要とする場合には、学生の数、その他の具体的なデータを書くことにすれば、実態を知る上の参考になると思われる。
- 現に学寮を持っていても、その学寮が老朽化しているので新築・改築・増築の必要があるという大学もあると思う。また、必要性の理由についてはその必要の度合をもきいた方がよいと思う。
- 現に学寮があるなしに拘らず率直に回答してほしいと書いておいたらどうか。
- その場合、このアンケートがどういう形に使われるかということを明確にしておかないと確かなことは求められないと思う。
- この実態調査は、単に学長あるいは学生部長の率直な個人的見解をきくということではなく、国大協が各大学の見解を徴することではなければならない。したがってこの回答は評議会です承されたものでなければならない。
- この調査は学長宛に行く、あるいは実際の管理責任者である学生部長宛にするなど、考え方の相違があるが、国大協の調査の原則に立って学長宛に依頼することにする。ただし、実際の回答者は各大学の事情により異なることはありうることは了解したい。
- 学寮の必要、不必要についての質問は、回答側にとっては難しい問題である。大学名で

回答するとなると結局は建前論的な回答になる懸念がある。

- この設問を単に必要、不必要だけの二つに分けてきくのは簡単に過ぎるので、「絶対必要である」、「必要である」、「あった方がよい」、「どちらともいえない」、「どちらかといえぬ方がよい」、「ない方がよい」、「不必要である」というように段階を分けてきくことにしてはどうか。表現の点は別として、考え方としては段階を設けてきいた方がよいと思う。
- (Ⅱ)の項目以下の学寮の実態に関する調査は実務的に処理できるが、この(Ⅰ)の質問は性質が違うので、この両者は別個にして照会した方がよい。

概ね以上のような意見交換があったのち、広根委員長より、この(Ⅰ)の「学寮を必要とするか否か」の質問のきき方については、もう少し研究し来る総会で説明し意見をきいて更に協議したい、と述べられ、これに対し、この質問は学寮問題検討の基本になるので表現の点を充分検討して調査してほしい旨の意見があった。

(Ⅱ)「貴大学の学寮の定員と現員(年平均)を学寮毎に記入してください。(現員不明の場合は、不明と記入してください。)」の設問について

- 旧寮と新寮を分けて調べれば、もっと実態が明らかになる。次に、年平均の増員となると回答する方にとっては、煩わしいので、ある時点での現在数をきくことにした方がよい。
- 学生総数やその他の特殊事情等についても書いて貰うと参考になる。

(Ⅲ)「貴大学には、特定の学部学生(又は大学院生)に限定する学寮がありますか。」の設問について

- この設問は、(Ⅱ)の「入寮定員」との関係もあり、また(Ⅳ)の「寮生の範囲」とも関連するので、それらを含めて整理し直した方がよい。また、(Ⅱ)以下の学寮の実態に関する調査の部分については、寮毎に別々に記載して貰うようにした方がよい。

(Ⅳ)「寮生の範囲について」、(Ⅴ)「在寮期間の制限があるか。」の設問について

- (Ⅴ) 設問については、これを次のように分類して整理したい。
 - (Ⅴ)―(1) 寮生の資格に制限を設けているか。
 - (Ⅴ)―(2) 在寮期間に制限があるか。
 - (Ⅴ)―(3) 制限がある場合、守られているか。

(Ⅵ)「入寮選考について」、(Ⅶ)「入寮に際して、誓約書を提出させているか」、(Ⅷ)「退寮届について」の設問について

- 選考基準のことと選考事務のことを分けて考えた方がよい。
- 誓約書提出以前に入寮届や入寮願が提出される筈であるから、誓約書のことだけでなくこの3者についてきいた方がよい。退寮届に関する設問にも退寮願を入れた方がよい。

(Ⅸ)「光熱水料(基本料金を除く)について」の設問について

- 暖房費については「大学負担分と寮生負担分が区分できる場合には」という但書をつけた方がよい。

(Ⅹ)「寮生の食事関係について」の設問について

- 大学が食堂を経営していて寮生雇いの従業員がいることはおかしい。(ⅱ)の「食堂の経営について」の回答項目の中に「一部の炊夫を寮生が雇って経営している」というのを追加した上で(㊦)の食堂従業員の身分の内訳をきい

た方がよい。なお、食堂従業員の状況についての質問は、食堂を「大学が経営している場合」と上述の「一部の炊夫を寮生が雇って経営している場合」についてだけきけばよい。

概ね、以上のような意見交換が行われたのち、鈴木委員のもとで、本日交された意見をふまえて調査票の原案をまとめ、これを各小委員に送付して意見を求めたうえ、総会2日目の6月23日午前に開催される合同委員会でこの原案について協議することとした。

2. その他

(1) 学生部職員の待遇改善についての要望について

これについて、山岡第4常置委員長から次のことが述べられた。

昨日、広根第3常置委員長とともに文部省学生課長に面談した際に、学生部職員の待遇改善のことが話題となった。なお、このことについては49年5月にお茶の水女子大学（東京地区国公立学生部課長会議当番校）の学生部長から会長宛に要望が出されていることでもあるので、第3常置に主導性を置き、第4常置と共同で第6常置とも連絡して提出することにしたのでお諮りする。

次いで、この提案に関し事務局長から次のことが述べられた。

49年5月に会長宛に要望書が提出された際には、まず、第3常置で検討され、問題の性格上第6常置に回付されたところ、趣旨は結構だが学生部関係だけの待遇改善を単発的に提出することには問題点もあるので、もう少し事務的な手順を詰めた上で態度を決定したいということになり、この要望書の提出は留保することになったという経緯がある。

以上のような意見が述べられたのち、この間

題については、本日ここで直ちに要望書を作成して提出することは決めないで第6常置の意向もきいた上で処置することとした。

III 第3常置委員会議事概要

1. 「課外活動の振興に関する要望書」のアフターケアについて

初めに、広根委員長から次のことが述べられた。

昨年6月の総会の承認を経て、「課外活動の振興に関する要望」を提出した。その中で、殊に、顧問教官の課外活動に必要な経費を考慮されるよう要望した。それについて、文部省学生課の考えとしては、顧問教官が課外活動に果す役割はそれなりの価値が評価されるし、その財政的裏付の必要性もわかる。しかし、現行制度上は、そのための直接の予算項目をたてることはできない。したがって、差し当りは間接的な援助の方法を考えたいという意向である。その具体策としては、

- (1) 学生指導費におけるサークルリーダーの指導費（校費）の単価改訂。
- (2) 地区大会に派遣のバス借上げ料として1校当たり10万円新規計上。
- (3) 合宿研修の運営費についてサークルリーダー研修に要する経費計上。
- (4) 課外活動施設設備の充実を図るため、今回大型の用具(ボート、ヨット、救助艇等)を充実整備することにし5ヵ年計画で実施する。ということである。

ところで、国大協が例年要望している目標はこのような間接的な援助ではなく、顧問教官が課外活動において、学生とのコミュニケーションに果す役割は重要なことであるので、顧問教官の課外活動に要する旅費については、厚生補

導費の旅費の増額をはかるなどの配慮をして欲しい、ということである。したがって、アフターケアの意味において今年も重ねて要望を出す必要があるか否かという問題があるのでご協議願いたい。

以上のような経緯の説明と提案があり、これに対し、概ね次のような意見交換が行われた。

- 顧問教官の位置づけについては意見の相違があろうが、待遇を改善したいという点についての意見は一致していたと思う。また、顧問教官が、課外活動において学生とのコミュニケーションに大きな役割を果していることは評価されるし、そのためには、相当な経費が必要であることも確かである。したがって、国大協として形あるものが確立するまで要望をつづけるべきである。その方法論としては、やはり顧問教官に対する旅費の増額ということが眼目になろう。
- このことについては、理事会にもおおよその趣旨を報告し、要望をまとめて提出するについて、一応の了承はえてある。
- 文部省が、このことについては行動しにくいという理由の一つに、顧問教官に旅費が必要であるということ自体が理解しにくいということがあるようである。
- 顧問教官が、学生とともに課外活動に出かけるには旅費が必要である。これ程わかりやすい事柄はないと思うが、場合によっては、実態を知ってもらうために要望の裏付けになるような説明資料を添付することも考えられる。
- 教官に出張旅費を支給するには、出張命令がなければならない。命令を受けて課外活動に出かけ事故が起きた場合の責任の問題も考

えておかなければならない。

- 建前論としては、法令上の根拠なくしては、校費を支出することはできない。それは会計法上の原則であるが、経理の運用面において合理的な事務処理ができるのではなからうか。
- 顧問教官の法律上の位置づけ、責任の範囲など基本的な問題については、この課題が提議されたのはじめの時点で盛んに論議された。課外活動で事故が起きた場合には、顧問教官は、出張命令を受けていた、いないにかかわらず法律的、道義的の議論はあるにしても、それ相応の責任は負わなければならない。そのためには、自己の犠牲においてでもその責任を果さざるをえなくなる。そのような論議を克服して、多少なりとも経済的負担をカバーすべきではなからうかという結論になってこの要望書を提出することになった。
- それにしても、出張命令と責任の関係の問題を切り離して論ずることにはならない。顧問教官が課外活動に同行する行為自体は、それが公費であろうと、自費であろうと責任の問題とは直接には結びつかないと思う。しかし、出張命令があれば、それ相応の責任を負わなければならないというのであれば、この問題を進めていく上にネックがでてくることになる。その辺は基本的問題として充分ふまえたうえでこの論議は進めなければならない。

以上のようなことについて論議が交され、この課題については、予算化の実現に努力することと、出張命令と責任のかかわりの問題の検討は今後も平行的に進めることになった。なお、各委員はこの問題についての意見があれば、今

月末までに委員長に申し出るようになった。

第3・第4常置委員会合同会議議事要録

日時 昭和51年6月23日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

岡路, 綿貫, 岡本, 福井, 平島, 加藤,
豊田, 脇坂, 平, 水野, 山田, 大須, 許斐,
永松各委員
粟冠専門委員

(第4常置委員会) 山岡委員長

村尾, 白淵, 三輪, 勝木, 林, 吉利, 三上,
増尾, 綾部, 武谷, 太田, 具島各委員
井上臨時委員

第3・第4常置委員会の合同会議に先立って10:00~11:00までの間、各常置委員会単独の会議が開かれた。

I 第3常置委員会議事概要

広根委員長主宰のもとに開会。

議事

初めに委員長より懸案の次の二つの問題についてご意見を伺いたい旨述べられた。

1. 「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」について

本件に関しては、これまでの経緯を勘案してこの種の要望書(別紙)を出した方がよいのではないかと考えている。もしこれを出すとすれば第3・第4両常置委員会合同で要望することになるが、お含みおき願いたい。

2. 「課外活動の振興策——特にサークルの顧問教官の活動に必要な経費の増額に関する要望(案)」について

本件に関しては、前々から要望していたが、

今回とくに要望したいのはサークル顧問教官の活動に必要な旅費・会合費の予算的措置のことである。それで一応私の手元で別紙のような要望書(案)を作ってみたが、これについてご協議をお願いしたい。

この案は、前回提出した素案より少し短くまとめてみたが、問題がなくはない。問題点としてA、Bをかかげたが、この点をまず解決しておく必要がある。それで、この要望書案を今総会に提出する予定であったが、もう少し当委員会で議論した方がよいように思う。

つづいて意見交換に入り、主に次のような意見が述べられた。

- 問題点Bは実際問題である。課外活動経費については現在の予算科目の中でも一定の金額がきており、校費の中でも一定の経費がついているが、実際には各学部から吸い上げている。このままでは技術的に困難であり、対策についても疑問である。
- 問題点Aについては関西の学生部課長会議でも問題とされている。去る5月3日の近畿地区学生部課長会議の見解としてはサークル顧問教官の位置づけについての結論の報告があったが、少なくとも現時点ではこれに対する予算上の直接援助は無理であろう。まず位置づけを明確にして欲しい。
- 顧問教官を重視するのは、この委員会の趣旨であったが、学生指導費、合宿研修費はついているが、文部教官に旅費というのは直ぐには困難のように思う。
- 合宿研修費はサークル活動ではない。これに参加する教官はサークル顧問教官とは異質である。
- 大学としては課外活動を正課に準ずるもの

としてその教育的意義を認めているが、サークル活動の実情はまちまちで評価できるものとそうでないものがある。

- キャンパスが離れていると小さなサークルとなり、しかも大学本部との連絡がない場合がある。このような場合には経費の点で分けようがない。
- 課外活動をこの委員会としてどう考えているのかははっきりしてないように思う。
- 正課以外のものは全て課外活動とはしていなかったように思う。予算は学生部の全責任において弾力性を持たせ、しかも有効に行使できるようにする必要がある。

以上のような意見のほか、要望書の技術的な内容等について質疑応答があった。

そのあと委員長から、文部省学生課の方ともう少し連絡をとったうえで問題点を整理して次回の委員会でもう一度審議願いたい旨述べられ、閉会した。

II 第4常置委員会議事概要

山岡委員長より、まず本委員会関係の審議事項として「大学及び大学院の奨学制度の拡充についての要望書」、「大学保健管理施設の増設・充実について（要望）」および「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」の内容について、昨日の総会で指摘された事項及び「学生の教育研究災害補償制度」の問題等について検討した上で、第3・第4常置委員会の合同会議に移りたい旨の挨拶があり議事に入った。

議 事

1. 大学及び大学院の奨学制度の拡充についての要望書について

このことについて山岡委員長より、大学院修

士課程学生の場合、奨学金貸与希望者のうち、約40%が奨学生になっているが、奨学金貸与の枠について検討するよう昨日の総会において要望意見が出されたので、この要望書にどのように書いたらよいかその字句の問題について各委員のご意見を伺いたい。なお、この問題については、「最近の経済不況のため就職が思わしくなく、修士課程に残る学生が多いので貸与人員枠の改善が必要である」、あるいは「修士課程の学生定員に比較して適切な貸与人員を定めるべきである」との意見が出されているので、それらの点も含めてご検討願いたい。

これに対し次のような意見が述べられた。

- 要望書の文案中の「貸与金額の改善がなお依然として立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えない」の部分については貸与金額が主体となっているので、これを「貸与金額が少ないのはもちろんのこと、貸与人員の枠が狭い現状は甚だ憂慮に堪えない」と改めた方が強く訴えられるのではないか。
- その点は「貸与金額の改善がなお依然として立ち遅れを示している現状はもちろんのこと、貸与人員の枠がなお狭いことは甚だ憂慮に堪えない」に改めてはどうか。

以上のような意見を基に検討の結果この箇所を「貸与金額の改善がなお依然として立ち遅れを示していることや、貸与人員の枠が狭い現状は甚だ憂慮に堪えない」と改めることとした。

2. 大学保健管理施設の増設・充実についての要望書について

このことについて山岡委員長より、この要望書の案文について一部の委員よりご意見をいただいたが、原案どおり提出することにしたいのでご了承願いたいと述べられ、了承された。

3. 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書について

このことについて、次のような意見が述べられた。

この要望書(案)の中の「共同利用研修施設設置要領」の3.管理(1)の中に「これに必要な管理要員を増員する」とあるが、この表現だと既に設置された施設について増員を要求しているよう受け取られるので、この部分を「これに必要な管理要員を配置する」に改める必要があるのではないか。

この点について検討の結果、文案はこのままにしておき要望書を提出する際委員長が口頭で補足説明することとした。

4. 学生の教育研究災害補償制度について

このことについて、山岡委員長より次のとおり述べられた。

本協会が推進してきた「学生の教育研究災害補償制度」も本年度発足することになったが、この制度の内容について全国大学院生協議会から更に改善を図るべきであるとの要望が出されている。これらの要望に対し国大協としてはいかに対処したらよいか。この事業は既に行政レベルに移り国大協の手を離れているが、国大協はこれら学生の要求を文部省あるいは学術援護会に取次ぐべきものか、また将来も国大協はこの制度に関与していくのか。これらの点について第4常置委員会としての態度を決めなければならないと考える。学生側の要求は3項目にわたっており、(1)運用上の点で保険会社に一任せず財源は国の補助によること、(2)研究教育の実態に即した管理機関を設置すること、(3)トラブルの処理に関し学生の声を反映しうる公的機関を設置すること、である。なお、この制度に関して各大学で出される意見や要望を集約すべ

きかどうか。以上の本制度に関する取扱いの問題についてお考え置き願いたい。

5. 第3・第4常置委員会合同会議について

このことについて山岡委員長より、学寮に関する問題および学生部関係職員の待遇改善に関する要望書について、このあと第3常置と合同で協議するが、第4常置委員会としては、学寮問題については最低限の管理運営の要件を備えた学寮を建設したいと考えている。また、学生部関係職員の待遇改善については、大学内の人事異動等にも支障のないよう公平に扱っていただきたいと思う旨述べられた。

以上で第4常置委員会の協議を終り、ついで第3常置委員会との合同会議に入った。

Ⅲ 第3・第4常置委員会合同会議議事概要

議 事

学寮に関するアンケートについて

初めに、広根第3常置委員会委員長ならびに山岡第4常置委員会委員長より挨拶があった。

次いで、綿貫第3常置委員会委員(第3・第4常置合同小委員会委員長)より、各国立大学長宛の「学寮に関する調査」(案)について、概略次のような説明があった。

事実上小委員会が中心となって作成したのがこのアンケートである。ここまでの経緯については各委員とも既に充分ご承知のことと思うので省略する。学寮に関する調査は過去にも行ったが、その結果は公表されなかったという経緯があるが、その時から数年経ち現在は大学も正常化しつつあるので改めて調査することになった。そこで、どういう調査をするかということが最大の問題であるが、各大学が個別に行った

ものも参考にしたいうえ、今回の調査は、「学寮の必要性に対する意見調査」と「学寮の管理運営を中心とした実態調査」の二本建てとして実施することにしたいと考えた。

以上の前置きののち同委員から、配付資料「学寮に関する意見調査」及び「学寮に関する実態調査」に基づき、各アンケート項目の内容および回答記入上の問題点等について説明があり、これについての意見を求められた。

次いで山岡第4常置委員会委員長より、次のとおり補足説明があった。

昨日の総会での発言の中に、この「学寮に関する意見調査(案)」のうちの(記入上の注意)3に「ない方がよい…6」,「不必要である…7」という指示があるが、このような回答は書けないので、これは不要ではないかとの意見があった。また同(記入上の注意)の6の「本資料は集計処理以外には使用せず、大学名も公表いたしませんので、正確なご意見をお寄せください」の、「ので」を削った方がよいのではないかと、との意見があったのでご披露しておく。

以上の説明ののち、各委員から概ね次のような発言があった。

- この実態調査の結果をどう取り扱うのか。
- 国大協として何か拠所となる見解を出してほしいという要望があったので、検討の資料としてまず調査を始めることにしたわけで、その結果をどうまとめるかはこれからの問題である。
- 意見調査書(案)の(記入上の注意)の5(回答者が誰であるかを記載して貰うこと)は削除したらどうか。回答は大学の責任において出すのだからこの条項は不要と思う。
- 回答をまとめた者が誰であるかをきくこと

は学寮そのものに対する考え方を知る上で参考になるのではないかと。

- 新寮・旧寮の区分はどうするのか。寮の建設された年月を記入してもらい、ある年月を基準に新寮・旧寮の区分をした方が明確になるのではないかと。
- そうした方が正確だと思うが、新寮と旧寮は管理方式が違うので区別がつくとと思う。
- 小委員会をお願いしたいことは、これからの寮のあるべき姿を出してもらいたいことである。ただアンケートの結果をまとめるだけでなく、それに即してはっきりした姿勢を打ち出してほしい。
- 前回の調査結果をまとめた報告書は公表されなかったが、今回の調査の結果、寮はどうあるべきかを公表するのか。そういうことであれば学寮はあるべきものとの姿勢を明確にすべきで、必要性を問うことは意味がないのではないかと。
- 寮を種々の面から見れば、ある見地からは必要な場合もあり、また別な見地からは不必要な場合もある。この調査項目で必要性をきけば、その回答の分布で寮の性格把握ができるのではないかと。いろいろな見地から必要性をきくことは意味がある。
- 寮は、福利厚生施設のほかに教育的施設とみることもできるのではないかと。
- 昨日の総会で、学寮の必要性を肯定論から否定論まで7段階に分けてきくことに対して、5～7の否定回答項目は削除した方がよいとの意見があったがどう扱うのか。
- 最初に調査の目的と協力を依頼する旨を明記すればよいのではないかと。

概略以上の意見が出された後、広根委員長よ

り次のように述べられた。

これまで出された意見をまとめると、一つは回答する際、大学によっては正確な回答が出しにくい場合もあるということ。次に調査後の問題として、調査の結果が及ぼす影響への配慮のことなどが挙げられる。そのことから、実態調査はいいが、意見調査の方は各大学の立場からこれの実施が総会で否決されるのではないかということも考慮に入れなければならない。

これに対して次のような意見が述べられた。

- 将来の学寮の理想像を今回の調査結果から出すとすれば、意見調査を実施しなければ調査する意味がない。
- 意見調査をしないならば実態調査をする必要がなくなるのではないか。
- 調査すること自体総会の承認を得る必要はないと思う。しかし、前回の学寮に関するアンケートのこともあるので総会ではっきりさせておく必要がある。前回のアンケートでは学寮を必要とするものが大多数であり、それを基に委員会で学寮のあるべき姿をとりまとめたが、それが総会で否決された。それが今回再検討してほしいということで検討を始めたのであるから、第3・第4常置委員会としては積極的な態度に出る必要がある。
- この調査票はかなり工夫されている。学寮の必要性についての意見調査はむずかしい問題があるが、その回答結果をふまえて検討するという点を強調することにしたい。
- 意見調査、実態調査それぞれに調査協力を依頼する文書をつけたらどうか。

概ね以上のような意見があったのち、広根委員長より次のような提言があった。

この意見調査は学寮に関する報告書をまとめ

る上にも重要なものであり、第3・第4常置委員会合同会議としては、このことに重点を置いて総会の了承を得るようにしたい。回答の出しにくい問題も含まれているかもしれないが、調査結果の取扱いについては今後さらに検討するというので、各大学には柔軟に、慎重に回答するようお願いすることにしたい。

以上の提言を了承し、原案の次の諸点に修正を加え、午後開催の総会に諮ることとした。

- 意見調査と実態調査は別個にしてそれぞれ依頼状を付する。
- 意見調査の(記入上の注意)の5は全部削除、6の「公表いたしませんので」の「ので」は削除する。
- 実態調査のI-(ハ)「木造・鉄筋の区別」は「木造・鉄筋等の区別」とする。
- 同じくI-(ロ)の(昭和51年6月1日現在)は(昭和51年7月1日現在)とする。

最後に山岡第4常置委員会委員長より、学生部関係職員の待遇改善に関する要望書については、第6常置委員会の了解を得ている旨述べられた。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和51年6月23日(水) 10:00~12:00
場所 教育会館第8研修室
出席者 佐々木委員長
渡辺、坂本、都築、久保村、桜場、石塚、牧、井上、神野、芦田、西沢、中村、勝木、柿木各委員
(文部省)川村国際教育文化課長他

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から次のことが述べられた。

昭和51年度における学長の国際交流計画としてタイ国学長を招致することになり、これにつ

いては文部省を通じタイ当局と折衝中である。正式には先方の返事を待ったうえで決定されることとなるが、受入れ準備には時間的な都合もあるので、本日の席であらかじめ招致日程、準備委員会等受入れ体制の問題についてご検討置き願いたい。

図議 事

1. タイ国学長の招致について

これについて、委員長から次のとおり述べられた。

前述のとおり、タイ国学長の招致については、文部省の方でタイ当局との折衝、日程(案)の作成等具体的な作業を進めているので、先ずその事情から伺うこととしたい。

次いで、川村国際教育文化課長から別紙「タイ学長招致仮日程」に基づき、次のとおり説明があった。

本年度の学長の招致については、前回の協議結果をもとに委員長とも相談のうえ、タイ国学長3名を招致することとし、5月下旬に文部省から外務省を通じタイ当局に招請状を送付した。まだ先方の返事をいただけていないが、現在バンコクの日本大使館介在のもとに種々相談が進められているものと思う。一応来日されることを前提に、招致の時期は今秋とし、約2週間の滞在期間中に東京および関西方面の大学を訪問して、留学生の問題を中心に、日本および大学の実情をみていただくという日程案を準備した。

以上の説明に対し、若干の質疑応答があったのち、仮日程をもとに次のような意見交換が行われた。

○ パーティー、レセプション等の開催につい

ては、東京で1回国大協主催で催される予定となっているが、関西地区でも、歓迎の意味でもう1回設けたらよいと思われる。

○ 接待の方法、内容等については、これまでの例を参考にして行うのも一案であるが、余り派手なことをする必要はないと思われる。

○ 学長懇談会については、東京で1回、京都で1回開催するものとし、訪問先に当たっている大学等関係大学が協力して行うことが適当と思われる。

○ 案内人、通訳等は文部省の方で一応用意するが、専門的な問題もあるので、必要に応じて大学の教官にも協力をお願いする。

○ 訪問先については、日程がつまっているので、訪問する大学間の移動がスムーズに行われるような配慮が必要である。そういう意味では、東海大学の場合など清水にある海洋博物館よりも東京のキャンパスを見てもらった方がよいと思われる。また、東京外大との移動関係を考えると、早大よりも一橋大を訪問先に加えたらよいのではないかと思われる。

以上のような意見交換をふまえ、委員長から次のような提案があり、異議なく了承された。

(1) 原案(招致仮日程)の訪問先について、早大を省き一橋大学を加える。従って訪問先(大学)は、東大、東京外大、東京水産大、一橋大、東海大、京大、阪大、大阪外大、奈良教育大の9大学とする。

(2) 招致日程は原案をもとに進めることとし、具体的なことは、準備委員会で今後意見を承りながら検討していくこととする。

次いで、委員長から準備委員会の委員構成について諮られ、協議の結果、東大、一橋大、東京外大、東京水産大、京大、阪大、奈良教育大

の各委員がこれにあたるものとした。

なお、大学間の実務上の連絡については、それぞれ当該大学の庶務課長を通じて行うものとする事が確認された。

2. 発展途上国との学術交流について

このことについて、川村国際教育文化課長から次のとおり報告があった。

日本学術振興会は、かねて懸案中であった開発途上国との学術交流について、今秋もしくは来春に、日本と密接な関係にあるタイ、インドネシア両国から学術研究者を招へいすることとし、その計画を進めているが、その際には大学側のご理解とご協力のほどよろしく願うということであった。

3. 外国人教師の地位・身分について

このことについて、委員長から次のような説明があった。

国立大学における外国人教師の問題については、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会という団体から、従来国立大学においては教授、助教授の官職に登用される者がなく、いわゆる就職差別があったので、これを撤廃して欲しい旨の要求が国大協その他に提出されている。これについては、明治以来の慣行で、文部教官については常勤講師以上になったものがないという実情のようであり、早急に結論を出すことは難しいと思われるが、ご意見など伺いたい。

以上の説明に対し、次のような意見が述べられた。

- 在日朝鮮人にかぎらず、外国人教師については国家公務員法の適用ができないという問題があり、この問題の解決がないと、どうにもならないのではないか。
- 北朝鮮と韓国との政治的な問題があり、こ

の点についても考慮する必要がある。また、この問題は昔からの問題でもあり、それだけ根強いものがあると思われるので、軽々に判断できない。ただ、私立大学の場合には、学部長、図書館長等に就任の例もある。

これに対し、委員長から次のように述べられ、了承された。

これについては、もう少し基本的に横たわっている問題を整理しないと、具体的な審議ができないので、その旨を総会の方にも伝えておくことにしたい。

第6 常置委員会議事要録

日時 昭和51年5月7日(金) 10:00~13:00
場所 学士会分館8号室
出席者 飯島委員長
今村、九嶋、畑、福原、太田、小泉、佐野、高橋、中村各委員
石塚、佐藤、高梨各専門委員
(文部省)阿部大学課長他1名

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から次のことが述べられた。

今年も、来年度の概算要求について議論される時期になり、国大協では本日午後には理事会、明日は特別会計制度協議会が予定され、来年度の概算要求問題について協議されることになっている。

そこで本日は文部省から大学課長および課長補佐にもご出席いただき、昭和52年度国立学校特別会計予算の概算要求について、文部省側の現時点での考えや方針について説明を願い、それについて各委員の意見を伺うことにしたい。なお、本日は、とくに意見書を作るとか、要望書を作成するとかはせずに、本日の協議の趣旨を委員長がふまえて午後の理事会に報告し、ま

た明日の特別会計制度協議会にも提言することにした。

次に、予算関係について第6常置委員会の今後のスケジュールとしては、6月の総会に「昭和52年度予算に関する要望書」の提出について提案し了承願うことと、教官待遇改善の要望書をまとめて提出することの二つがある。これらについては、総会前にもう一度委員会を開いて充分な検討を重ね成案をまとめることにしたい。

なお、秋田大学の九嶋勝司学長が渡辺武男前学長の後任として新委員になられたのでご紹介する。

以上のような説明があったのち、議事に入った。

議 事

1. 昭和52年度国立学校特別会計予算について

初めに、阿部大学課長より次のとおり説明があった。

今年は本年度予算がまだ成立していないが、52年度概算要求の時期になった。来る5月24日に例年のとおり国立大学事務局長会議を開催し、明年度の概算方針について示達することになっているが、その前に国大協の意見を伺い、それによって成案をまとめたいたいと考えている。

現在、わが国の経済の諸情勢から見ても来年度も予算の伸びは期待できない。文教経費も当然昨年同様に引締められるものと思う。それとともに、総定員法の問題がある。国立学校の定員確保については、これまでの数回に亘る定員削減とのかかわりあいにおいて新規定員増を図ってきたが、これも次第に困難な事態になってきたので、今後どのような方策を考えるかという問題がある。

以上のような前置きを述べたのち、資料「昭和52年度国立学校特別会計予算の要求について（説明資料）（案）」に基づき、逐条的に詳細な説明があった。

次いで、概算要求に関連する事項として、次の三つのことが述べられた。

(1) 総定員法に関する問題

従来、他省庁の削減分を回して貰うことによって文部省関係の定員増を図ってきたのであるが、来年度は行政管理庁のもとに留めおかれる蓄えが約2,000人という僅かな数になるところまできた。そこで今後具体的な措置としては、

- ① 現在の総定員法の枠のままにしておいて削減数をふやして処置する。
- ② 総定員法の枠を拡げる。
- ③ 総定員法の枠より外に出てしまう。

以上三つのことが考えられる。

次に総定員法に関係する問題として、もう一つ非常勤職員の問題がある。人事課の調査結果によれば、非常勤職員はここ数年減少する傾向になってきたものの、なお、約9,000人の非常勤職員がおり、そのうちほぼ半数が事務的補助の女子職員であるということで、この辺にも問題があるようである。この課題については今後も調査が続けられるが、この問題について今後どのような対策をたてるかの問題がある。

(2) 基準的経費の問題

教官当り積算校費、学生当り積算校費は近年国の財政事情から厳しい査定が行われてきた。とくに教官当り積算校費は、他の省庁の研究所等の研究費とのバランスが常に問題になり増額が困難になっている。そのような事情の中にあるので、今年度は新しい項目として、特別教育研究経費（総額22億円）を設定した。これについては、各大学の要求を受けて配分することに

しているが、教育方法の改善経費、特定研究経費等の項目をたてて、従来は教官当り、あるいは学生当り積算校費の中からあてがわれていた経費を、別に計上する方式をとることにした。その他、清掃費、光熱水料、図書館維持費等を別途に計上し、当り校費の上げ幅の少ない部分を補う方策を講じた。

(3) 大学間相互交流の問題

国立大学相互間のみでなく、国・公・私立相互間においても、こんご交流を促進させたい。その方法として学部学生・大学院生の交流では単位互換、研究指導、論文審査の委託等を考えている。

次に、教官の相互交流がある。それには51年度から客員講座制度を設けることにした。なお、近く省令を改正して客員教授という呼称を用いることが出来るようにしたい。

その他、農場、演習林、練習船などの研究施設、設備の共同利用を考えている。また、学生の一般教育の問題として共同セミナーの促進を図るという課題がある。

以上のような説明があったのち、各委員より概ね次のような意見が述べられた。

- 大学院問題懇談会では国立に限らず、公・私立も含めての検討が行われており、公・私立の大学院の従来のあり方は反省されなければならぬという見解のようである。
- 国・公・私立大学間の交流は結構であるが、既に国立大学の教官は私立大学に個人的に非常勤講師として相当行っている。しかし、私立大学からは国立大学に余り来ていない。それで、これ以上に門を拓げると、国立は私立に援助するということだけになりはしないか。
- この制度は、国立・私立を問わず、優秀な大学教授を交流し、国・公・私立協力してわが国の大学教育のレベルを高めていくところに狙いがある。
- 客員講座を設け外国人を客員教授に迎えることが進められているが、助教授、講師、助手等の若い層にまでこれを拓げて貰えるとよい。
- 客員教授というのは、既設講座の定員を流用して外国人教師を雇い入れるというのではなく、正式には雇用契約に基づく外国人講師に、名譽的な称号として客員教授と呼称することができるということである。教官の欠員を流用して外国人教師を採用するということは、制度的に無理があるということよりも、むしろ外国人を公務員としてよいかという憲法上の問題になっている。しかし、学問の交流には国境を越えることも望ましいという論もあり、今後の検討課題である。
- 医学教育の拡充整備のところで、医療技術短大の新設は慎重にすることであるが、医療技術短大が構想された要因は、看護学校では十分な医療技術教育が出来ないからということであったと思う。だとすれば、今

これを抑制する方向に転ずることは矛盾することになるのではなからうか。

- 国の財政事情からして、医療技術短大の新増設は慎重にならざるを得ない情勢にある。しかし、医療技術教育の充実はいずれからの課題になっている。なお、51年度から専修学校制度が発足したので、看護学校の教育レベルもかなり高いものが要請されることになる。
- ここまで整備して来た医療短大を当面は財政事情の故にスローダウンすることはやむをえないとしても、従来の方針を変えることには問題がある。これまでの成果をふまえた上で更に改善した形で発展させるべきである。
- 教員養成学部以外の学部学生で教職科目の履修者が増加して来たので、教育学部では、その教育に当る教官の余裕がなく、困難な事態に直面しているという現実の問題がある。教育実習についての負担の増大も問題である。
- 教職課程の履修に伴う問題では、特に教育実習に困難な問題があるときく。なお、これについては検討中である。
- 図書館の相互共同利用については、現実には小規模大学が大規模大学を一方向的に利用するようになるが、大規模大学の方では面倒がって余り歓迎しない。相互利用のためには小規模大学の充実を図らなければならない。一方では、図書館の職員構成が少ないという深刻な問題もあるので、その問題と平行して解決されなければならない。
- 人文・社会系学部では「紀要」の出版費が甚だ不足しているという問題がある。理科室は予算が多いので融通がきくが、非実験学科では苦しい。また、教官や学生の実習旅行のための出張旅費が容易に増えないという問題

がある。このような些細な基本的経費の改善も考えてもらいたい。

- 国立大学の基準経費の増額が他省庁とのつりあい難しいというが、他省庁の研究機関の場合はプロジェクト研究費が大きいので、大学の教官研究費はもっと上げてよいのではないか。また、国立学校特別会計への一般会計からの受入れ額は年々減少しており、これを増大しないと大学の基準経費は落ち込むことになる。特別会計の自己収入を上げろといわれているが、基本的には一般会計からの受入れを増額すべきである。
- 国立学校の特別会計は自己収入で賄うという建前ではないが、大学が自己収入を上げるという努力はなされるべきであろう。それによって収入を上げて、その上げた額に見合う予算は当該の大学に見返りがあるということになるのがよいと思う。
- いまの制度では、大学が自己収入を上げることは労多くして報われない感がある。折角収入を上げて一方向的に吸い上げられるだけで眼に見えるものが還元されないのでは問題がある。その辺の改善がなされねばならない。
- 総定員法の問題であるが、既にやりくり出来る原資の底が見えていて、学年進行をカバーするだけでも容易でないということになると、ここに示された計画の殆どが、陽の目を見なくなる。客員講座制度といった応急的な方策を講ずることは考えられているが、いずれも基本的な問題の解決にはならない。ここで結論というようなものは出ないにしても、ある程度の考えを文部省側から提起してもらえば、国大協でも論議し、要望もし、また有効な方策でもあれば協力していきたい。

○ 総定員法の隙間は現在約2,000人であるが、来年度の定員削減でこれがどの程度ふくらむかは、なお流動的である。この問題については今後とも相互に充分な協力をはかることにしたい。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より、本日はフリートーキングだけにとどめ結論をまとめることはしなかったが、私の方で論議の要点をふまえ午後の理事会に報告し、明日の特別会計制度協議会にも意見を述べることにしたい。なお、総会までに、もう一度第6常置委員会を開くことにしたい、という提言があり、了承された。

今回は6月4日(金)に開催することとした。

第6常置委員会議事要録

日時 昭和51年6月4日(金) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

今村、九嶋、畑、福原、太田、小泉、井上、佐野、高橋、中村、池田各委員
大川、高梨、岩田、佐藤各専門委員
(文部省) 別府人事課長、磯野給与係長

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、次のような挨拶があった。

本日の委員会では来る6月の総会に提案する「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の原案について、ご審議いただくのが主たる議題である。なお、このたび本委員会の専門委員に一橋大学の太田教授を委嘱したのでご紹介しておく。また、本日は給与問題の関係で文部省より人事課長と給与係長のご出席を願ったのでご了承頂きたい。

次に議事に入る前に本委員会関係の2、3の

事項についてご報告する。

(1) 学術会議の方でもこの時期に「国立大学教官の待遇改善に関する要望書」を出すことにしており、それについて、国立大学協会の方で、「教官等の待遇改善に関する要望書」の内容が固まればそれをご連絡いただきたいという申入れがあったので、ご了承が得られれば本日の委員会での審議結果を連絡したいと思う。

(2) 学生部関係職員の待遇改善については、各方面で話題になっているが、このたび第3・第4常置委員会の方から連絡があって、この問題についての要望をしたいということであった。このことについては第6常置委員会の方でも、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望」の中に従前から一部触れられているが、学生補導の関係から第3・第4常置の方で要望するというなら、本委員の方でもその趣旨を報告することを第3・第4常置の両委員長に約束しておいたのでご了承願いたい。

(3) 次に、第6常置委員会の当面のスケジュールについてであるが、

① 本日は前述したように「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について、小委員会からその原案についてご説明を願い、それについてご審議をいただきたい。

② 一方、財政問題に関する小委員会の方は目下検討項目の分担を決め研究中であるが、来る6月14日に小委員会を開いて、従来の作業経過を連絡しあい、今後の作業予定について打合せ、総会時の第6常置委員会に、その経過について、報告する予定である。

(4) 次に、これも通例のことではあるが、日教組の大学部会の方から、国大協の総会前に国大協に対する要望をしたいということで、来る6月14日に会見願いたいと申入れがあった。要望

の内容は、大学財政の問題、待遇改善の問題等が主となると思うが、入試の問題やその他の幾つかの問題もあることが予想される。

第6常置委員会関係としては、私と小泉委員が当日出席する予定であるので、ご了承いただきたい。

以上の報告ののち、委員長より前回（5月7日）の議事要録の要旨の紹介があり、これの朗読は省略して議事に入った。

議 事

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

初めに、委員長から次のことが述べられた。

この要望書(案)は、去る5月22日開催の給与問題小委員会で、高梨専門委員作成の素案を基に検討し作成したものである。これについてご審議いただくのであるが、これは昨年の要望と大要においてそれほど異なっていない。しかし、一部で新しい提案ないしは多少修正しているところがあるので、一応原案を朗読してから高梨専門委員より説明を伺うことにしたい。

次いで原案の朗読があり、つづいて高梨専門委員より各項目ごとの主要な点につき次のような説明があった。

- (1) 前文のところで「遺憾ながら」という語句を入れて、意味を強めた。
- (2) 1項の「大学教官の俸給水準の大幅引き上げ」のところでは「未だ義務教育教員との格差の逆転現象は解消していない」という文言を入れ、強い表現を用いて要望することにした。
- (3) 2項の「俸給体系の大幅な改正」については、昨年の要望書の2項と3項を一本にまとめ助教授と講師の俸給表上の等級の一本化（昨年度の2項）はこの項の後段に含めることにし

た。なお、ここで講師と助教授の等級の一本化を提起したのは助手の待遇改善とも関連している。つまり助手の上限を講師に格上げして、これを俸給表上助教授と同等扱いにすることによって助手の待遇改善に資することを意図している。なお、助手の中の実験助手については第6項の別建て俸給表の新設によって解決し、この両面から助手問題を整理しようとの含みがある。

(4) 3項の「指定職の定数を大幅に増加し、すべての部局長にこれを適用する」という要望は昨年と同様である。現在、部局長は約700人おり、そのうち指定職の適用をうけているのは約250人であり、指定職現員500人の約半分となっている。それで、この際、部局長全員について実施されるように、指定職定数の大幅な増加を要望することにした。なお、暫定措置として、未だ指定職の適用を受けていない部局長については、現行の管理職手当の支給率を大幅に引き上げることを強く要望した。

(5) 4項の「管理職手当の適用対象の拡大」については昨年通りである。

(6) 5項では、新しい提案として、「大学教官の全般的待遇改善に資する方向で大学研究調整額（仮称）を設ける」という要望を掲げることにした。これは、かつて本委員会で教官待遇改善の一環として「大学院調整手当に再検討を加え、大学教官内部の俸給格差の是正を図る」という提案をしたが、これは国大協内部でコンセンサスが得られなかったため、それに代る方法として考えたものである。現在義務教育教員には教職調整額、医療職については初任級調整手当などの特別手当が支給されている事例があるので、大学教官全般に対しその職務の特殊性に鑑み、一律に「大学研究調整額」といったよう

なものを支給すべきであるという趣旨である。

以上の説明ののち、以下のような意見交換が行われた。

- 説明の中で助手のことに触れられたが、もう少し説明願いたい。また、新しい提案である大学研究調整額は、例えば、本俸が相当高額になれば、それでよろしいという趣旨のものか、それとは異なる性格のものかご説明願いたい。
- 人事院では大学教官の俸給は補正したい意向であるが、特別の財源措置ができていないので本俸で補正するのは早急には困難ということである。しかし、他面では人材確保法の実施に伴い義務教育教員と大学教官との俸給は、まさに逆転現象を生じた。そこで、この逆転現象を是正するため、大学教官の勤務の実態に相応しい調整額を支給したらどうかという考えである。義務教育教員には超勤4%の支給があるが、大学教官には超勤がないのでそれに見合うような手当を支給してもよいのではないかと趣旨である。次に、助手問題は制度的にその是正は容易でないので、「中だるみ」を「中ぶくらみ」にすることと初任給のアップを考える程度にとどめることにした。
- 大学教官の中で最も人数の多い助手の問題に触れるべきではないか。
- 助手制度の実態そのものが複雑で取り組みにくい点もあるので、触れなかった。なお、助手の初任給は社会的相場から言っても、同学歴、同経験年数の者に比較して、それ程低くないと人事院はみている。
- 平均的・相対的にみれば、助手の給与は低くないといえようが、本来なら助教授、講師

であるべきが当然といえるような助手もいる。

- それについては、人事院では、助教授、講師に昇格させればよいのであって、そのことは大学内での問題であるというような考えがある。なお、助手4等級から3等級に渡れる制度にすべきだという要求もあるが、この要求については、人事院は、職階級の原則に反する要求であるとして受入れない。
- この要望で求めようとする教職員俸給体系は、現在の5階級制度を、助教授、講師を2等級、助手3等級、教務職員4等級というふうに4階級の制度にすることであって、これによれば助手は自動的に3等級になるということである。しかし、それは結果的にそうなるということであって、そのことを明文化できるまでには、まだ残されたいいくつかの問題を整理しなければならない。
- この要望書では、とくに助手ということについては触れていないが、助手も含めて大学の教官全階層についての待遇改善を要望しているのであって、どれかを考慮の外にしているのではないことは、この要望書の基本姿勢である。したがって、例えば俸給の上下格差を縮小し、初任給ならびに下位等級者の俸給を大幅に引き上げると同時に、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高号俸に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める、ということは、教務職員・助手をはじめ教授まで含んでいることは確かである。
- 助手の問題については、できれば第6常置と第1常置委員会でコミットした委員会で十分に検討し、今後大学のなかでの助手の位置付けをどうして行くかということを制度的にも、国大協としてはっきりさせる必要がある。

る。それをしないで給与問題だけで動いていくことは、問題を今後に残すことになる。したがって、助手の問題については今後の検討課題としておきたい。

このあと指定職の範囲、管理職手当の支給額、大学研究調整額の問題等について種々論議が交されたのち、委員長から次のとおり述べられた。

この大学教官の待遇改善問題については、ただ要望書を出すだけでなく、そのアフターケアが必要と思われる。それで、総会が終ったあと人事院、文部省、大蔵省等とこの問題について座談的に意見交換を行う場を設け、詰めを行う必要があると考える。

以上で本議題についての協議を終り、要望書原案に一部字句修正を施して成案とし、これを理事会に諮ったうえ総会に提案することになった。

次いで、委員長より次の3件が報告された。

(1) 先程ご報告した第3・第4常置委員会から、学生部関係職員の待遇改善についての要望書を別に提出されることについては、第6常置の教官待遇改善の要望書と抵触するところはないので、本委員会としては了承し、理事会で調整して貰うことにする。

(2) 東北地区の教官待遇改善懇談会委員長より「教官の停年退職手当法に関する意見」という意見書が提出されている。内容の要旨は、教官の停年に幅をもたせてほしいという意見の要望である。

(3) もう一件は、今度の要望でも取り上げている管理職手当の範囲の拡大に関することであるが、このことについてある方面から、学生委員、補導委員は管理職ではないので「管理職手

当」というのは、おかしいのではないかという意見があった。これについては小委員会で議論の結果、給与の出し方の建前からいって管理職手当という以外に適切な枠がないということで、要望書では原文のままこれを使用することになった。

2. 大学教官等の待遇改善問題等について

このことについて、文部省係官（人事課長、給与係長）と次のような懇談が交された。

○ 義務教育教員の待遇改善というのは、はじめから義務教育教員だけがよくなれば、高専、大学はいまのまままでよいという発想でスタートしたのであるだろうか。それともこれが手始めで、いずれは高専・大学も改善するという含みがあったのであろうか。

○ 人によって受取り方が異なると思う。しかし、幼稚園から大学まで一挙に給与改善を要求しても、人事院は必ず他とのバランスを指摘するので、どこかにアンバランスを作ることが必要になり、あるところを重点的に改善すれば自然に平衡運動が行われて、上昇していくことになるという考えだと思われる。

○ 教官以外の専門的職員の給与改善についての可能性はどうであろうか。

○ 現行制度での給与改善は困難なので、取敢えず一部に新しく専門官というような制度を設けることを検討している。

○ 専門官制度の考えがあるというのなら、大学には必要だと思うので、是非この制度の推進を図ってもらいたい。なお、これについてはインフォメーションを受けて国大協でも検討を進めることにしたい。

○ 専門官制度については、全国国立大学の研究所長会議でも問題になっている。これについて人事院では、研究所長会議ないしは国大

- 協で人事院を説得できるデータをまとめてもらいたいという意向がある。
- 学生補導関係教職員についての処遇であるが、手当以外の経費、例えば補導経費というようなものでカバーする可能性はないであろうか。給与問題というより予算措置として考えられないか。
 - 給与以外ということになると謝金ということになるが、同じ学内だと謝金支出はむずかしい。このことについては義務教育教員の場合の主任手当に類する論法が成立つのではないかと思う。学生補導は大学の管理運営の校務分掌みたいなのであるから、義務教育でいえば指導主任に類するものであると思われる。その比較で考えるかどうかという検討の余地はある。
 - 大学の正課としてなすべき教育と学生の課外活動を含めた補導とは、大学の機能の中で概念が分かれている。補導は必要な活動なのか、止むを得ない仕事なのか、その辺がはっきりしない。その観点から処遇ということも考えられることになる。
 - 義務教育では課外活動は正課だが大学ではそうでない。
 - 在外研究員の処遇の改善や海外出張旅費等についても、第5常置と連携をとりながら、検討すべきであろうという意見もあった。
 - 文部省の教員等待遇改善研究調査会は目下開店休業だが再開の考えがあるか。
 - 今のところ方針が決っていない。
 - 女子職員の比率が段々高まっている現在、女子職員の産休問題で交替要員を認めていない大学現場では非常に困っている。なお、かなりの数の専門職員は女子職員であるのが実態である。

- これについては、小・中学校でも事務職員については認められていない。人事院に折衝しても一般事務員への波及を考えて難しいとっている。
 - その問題に関連してのことであるが、総定員法問題に対して文部省は肚が固まったのか。52年度はどうする考えか。第3次定員削減は終るが第4次はどうなるか。
 - 前回お話しした以上には進んでいない。国家財政が苦しいので文部省でも態度を決めかねている。
 - 成行き次第では52年度に必要な定員が確保できなくなる。文部省からインフォメーションを貰えば国大協でも検討したい。
 - 教官の停年制について、東北地区から寄せられた意見は、停年ということに少し幅をもたせることはできないかということであるが、これについては、停年ということのあり方、勸奨退職と退職手当のかかわりの問題など、他の大学でもいろいろと議論されている問題であり、今後検討すべき課題として提起しておくことにしたい。
- 以上のような意見交換があつて本日の議事を終了した。

第6常置委員会議事要録

日時 昭和51年6月23日(水) 10:00~12:00
 場所 国立教育会館第9研修室
 出席者 飯島委員長
 今村, 和田, 九嶋, 加藤, 畑, 大石, 福原, 太田, 小泉, 井上, 佐野, 高橋, 中村, 池田各委員
 高梨専門委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

国議 事

初めに委員長より次のとおり報告があった。

(1) 前回ご審議いただいた「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」は、昨日

(22日) 総会に報告し、同要望書中指定職の定数大幅増加に関する項のうち「全ての部局長」が「全ての部局長(学生部長を含む。)」と訂正されたうえで、総会において採択された。

(2) 昨日(22日)の懇親会で、文部省の会計課長、同大学局長との話し合いにおいて次のことが話題になった。

1) 今年度は、予算の節約はないということであるが、財特法の成立が遅れているので、その点においては多少心配が残るということであった。

2) 来年度の予算編成については、作業が進められているが、光熱水料費等が基準経費を非常に圧迫していること等について、大蔵省側の十分な理解を得るために、6月下旬～7月上旬の間に、一度説明に出向いた方がよいのではないかとということになった。それで、その際に今年は節約がないよう、および基準経費の増大を充分に考慮してもらえるように申し入れることにする。

(3) 前回の常置委員会以降、財政問題に関する小委員会を開き、専門委員の方々にいろいろとご検討をいただき、次のような項目についてほぼ原案がまとまりつつある。

- ① 国家財政の中における大学の財政問題
 - ② 国立学校特別会計制度問題
 - ③ 大学内における財政の諸問題
 - ④ 科学研究費補助金問題
 - ⑤ 授業料、奨学金等学生に関する改善問題
- 以上の原案が小委員会ですままり次第常置委員会にかけ、ご意見を承る予定にしている。

(4) 昨日の総会前に、日教組の大学部会から会員の申入れがあり、第6常置から私(飯島委員長)と小泉委員とで会見したが、その会見では次のことが話題になった。

- ① 入試改善問題
- ② 待遇改善問題
- ③ 財政問題

日教組側からいろいろ意見が出されたが、待遇改善等の問題に関しては、国大協の考え方と大きな食い違いは見られなかった。ただ、「助手を全て講師にせよ」との意見があったが、それについては、医学部等の一部で現に実施している大学はあるが、国大協側としては、現場とのかかわりのある問題であり、特に研究する必要があるので現時点で結論は出せないが、日教組とも互いに協力するという事で意見の一致をみた。

委員長より、本常置委員会においては、本日に特に予定された議題はなかったが、日教組から助手の問題が出されたこともあり、助手の待遇改善問題について自由討論を行いたい、と述べられ、これについて次のような問題点について意見が交された。

1. 助手の待遇改善問題について

- 助手を全て講師に振替えられないか。
- 実験分野においては、助手が必要である。
- 教養部等においては、逆に助手を増加して欲しい。
- 現在の助手の範囲は多様であり、本来の研究上の助手とはかけ離れた職務の助手が存在しており、制度上の問題が大きい。
- 俸給表上において助手から講師俸給の渡りを考えて欲しい。
- 教授、助教授、講師、助手の定数上の規制

から、50才を過ぎても助手でいる者がいるがこれは異常である。

- 教授、助教授、講師、助手の俸給のバランスがとれていない。
- 助手の採用については、任期制を用いている大学が多い。
- 任期制でない場合、将来の保障（講師等）がなければ助手が退職しても欠員にしておかなければならないこともある。

2. 総定員法問題について

このことについて委員長から、次のような現状の説明があった。

昨年、一昨年と総定員法の改正、総定員法の枠から大学の教官を取り除くということについて文部省は積極的であったが、総定員法の枠から大学の教官を取り除いた場合は、予算審議の時に、「教官の定員」が、総定員法や国立学校特別会計等と別個に、予算委員会及び本会議において審議されることとなり、「大学の教官」そのものが非常にクローズアップされたり、政治のかけひきの道具に使われる心配があり、現在、文部省では消極的である。以上のことからこの問題については、現行法の中でやりくりするか、総定員法を改正するか、総定員法の枠から大学の教官は外に出るかの3点が考えられる。

以上の問題が討議されたのち助手の待遇改善問題については、大学教官の制度上の問題が大であるので、第1常置委員会において審議していただき、第6常置委員会は、それに協力してゆくことにし、また、総定員法問題については、現在考えられる3点のうち、いずれの方法で審議すべきか、という二つの事案を総会に提案することとなった。

大学格差問題特別委員会議事要録

日時 昭和51年6月7日(月) 10:00~13:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 岡本委員長
渡辺、畑、久保村、豊田、桜場各委員
下沢、白田各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より水戸部委員長（前横浜国立大学長）の後任として委員長に就任したのでよろしく願いたい旨の挨拶があり、次いで前回（1月26日）の議事要録の朗読があり、承認された。

議 事

1. 格差是正に関する報告書のまとめについて

このことについて、委員長より次のとおり述べられた。

前回の議事要録にもあるように、格差是正に関する報告書（案）を各大学に送り意見を求めた。その回答がだいたい集まったので、6月早々に専門委員会を開催し、各大学の意見を参考に整理・修正すべきところなど論議し、その作業分担を決めておいた。本日その資料を持ち寄っていただいたので、まず、各専門委員より説明を伺うことにしたい。

次いで、白田専門委員より資料〈「格差是正に関する報告書(案)」に対する各大学の意見について〉の次のような説明があった。

この資料をまとめたあとで気がついたことであるが、各大学の意見の全体の流れとして、賛意を表するなかにも、報告書（案）の提案と文教予算の枠との関係についての危惧があり、長期的展望のもとに財政的裏付けをもった考察についての要請が感じられた。すなわち、この提

案がいままで通りの予算枠で措置されるということになれば、この格差是正によって旧設の大学にしわ寄せがくるおそれがあるので、例えば大学充実計画というような問題提起について正確なデータ分析を行って、それによって年次の計画によって財政的配慮をしながら格差是正をやるべきではないかという意見である。これは旧設・新設にかかわらず一貫して流れている危機であり、その点からこの報告書（案）は問題の内容検討が不十分であるという指摘が出ている。この点一言付け加えておきたい。

次いで、下沢専門委員より次のような補足意見が述べられた。

(1) 前回の報告書（案）の「はしがき」の部分は説明不十分であり、ここは重要でもあるので、白田専門委員のご意見をこの中に盛り込んで補足する。

(2) もう一点は、終りの方の「格差是正のための提案」という項の前に「医科・歯科系大学・学部、図書館、研究所について」の問題になぜ触れなかったのかという意見もあり、また、その必要も感じたので、この項を新しく一項設ける。

以上の二点が主なる修正部分である。各大学の意見でも、格差是正をやらねばならないことは認めながらも、何からやるかということになると、どこかに歪みがくるという心配があるようである。したがって、やればできることから手をつけようではないかということ「はしがき」のところで指摘しておいた。

以上のような説明ならびに提案がなされたのち、概ね次のような意見が述べられた。

○ この報告書（案）には教官の質的問題が触れられていないが、このことは大きな問題で

ある。それというのは、修士課程、博士課程を設けようとする場合に、現状ではその教員組織の編成が困難であるという事態がある。

○ そのことを報告書（案）で触れなかったのは、その問題は鶏と卵の関係のようなもので、充実した大学でないと優秀な教官は行きたくないという事情があるからである。

○ 報告書を出す以上は何等かの成果がなければならぬ。前回の議事録によれば、「昨年11月の総会において、いずれ報告書（案）を各大学に送付して意見を求め、それによって最終的なまとめをして、できれば6月の総会に報告したい旨を報告し総会の了承を得た」ということであるが、今度の6月総会にどのように報告するか。今回のアンケートの結果によると、この案に対し、一方では各大学から強い支持がある反面、批判的意見も少なくない。このような段階の中で、この報告書を今後有効に生かすためにはどうすべきかを考えたうえで、審議した方がよいと考えられる。また、それによって、報告書のまとめ方も方向づけられるのではないと思われる。なお、これを委員会から総会に報告したあと、どのように有効に利用されていくことになるのか。

○ 今回のアンケートの結果を検討して手直しをした上、もう一度各大学の意見を求めるのか。

○ これまでの方針では、できればこの6月の総会に報告するということであったが、アンケートの結果ではこの報告書（案）に対し、支持と批判とがある。その段階で、それらの意見をふまえて手直しをして6月に提出するのか。あるいは、秋の総会まで待つのか。そのいずれにするかによって手の入れ方が変わ

てくるので、まずその点について諮りたい。それと、これを総会に報告したら採択して貰わなければならないが、採択された場合、あとはどうするのか。その点の見通しも考えて手直しをする必要があると思う。

- 見通しのことであるが、この報告書（案）では、大学院の有無に拘らず学部段階では条件を一律にするということだが、現実には学部と修士課程を分けることができるか。
- 今回の報告書では、大学院については十分な審議はしていないが、大学院は一応別にすることだけで、もっぱら学部段階だけを扱った。しかし、仮にこれが実現した場合は大学院の見通しとしては、具体化のやり方によっては大学院もかなり是正される道はひらけると考えている。
- 前回の報告書（案）を作成するに当たって、やれるところから手をつけてやるべきだという目標があって、大学のあり方までは触れずに臨もうということを進めて来たように思われるが、実際に各大学の意見を聴取して見ると、この問題に触れずに予算面だけを強調しても、格差問題を取り上げてみても弱いのではないかと受け取っている意見も多いようである。
- 人文学部とか文理学部、法文学部といった大きな形態のまま、それらがバラバラに置かれているのを、どういうふうに整備すべきか。つまり文科系の複合学部の問題、または、図書館の問題、その他にもいろいろな格差の問題があるが、それをどのように是正していくか。学制の体制特に文科系の体制の是正はやるべきであるという意見も強いようである。また、一方では修士課程、博士課程をもつ旧制の大学等では格差があるのは当然であると

いったような意見もある。これらの問題を報告書の中にどのように納めて行くかという困難な問題があり、これらを抜きにした報告書を、もし国立大学協会が出したとしたならば、それは対外的にはアピールしない弱い報告書になるように思われる。このように考えてみると、今度の総会に間にあわせるかどうかという問題もあるが、拙速に走らず広い観点から練り直したうえで報告書を出した方が効果があるのではないかと。

- 今度の6月総会に無理して間にあわせなくてもよいと思う。しかし、これまで国大協としては、この大学格差の問題は、この委員会だけではなく、国大協の運営協議会研究部会においても調査研究し、その報告書を出した。そのことは各大学でも了承している。それで、それをレファレンスし、それに近づける意味で、今度提案することは可能とも思っている。大学の予算については、現在でもこの報告書で提案している方向に進んでおり、その意味では一応の目的を達した。従って、今後は充分時間をかけて国際的な比較、大学院の問題なども考え、独自の見解をだした方がよいと思っている。なおプリンシプルの問題は、さきに大学運営協議会からだされた報告書に述べられていることで充分だと思う。
- 総会に出す案となれば、やはり採択されて何かの支えになるべきものであってほしい。この報告書（案）に対しては旧設大学からの批判もあるが、あるべき格差は認めながら、あるべからざる格差はなくすということと説得力あるものになりたい。また、一方では受験競争に見られる社会的な問題などについても触れなければならないのではないかとと思われる。

- 受験競争の事と教官の問題はよくでてる論点であるが、この報告書の中に触れるのは極めて困難である。次に、この報告書は財政ばかりに片寄り過ぎているというような批判があるが、その点はこの問題の検討経過を知れば理解して貰えるものと思う。
- アンケートで意見を聴取した場合に、報告書の最後の方にそれらの意見を羅列しておくことがあるが、単に意見を紹介するだけでなく、本文中にこれに応える表現を織り込むことが大事である。中間報告でもよいが、折角意見聴取をしたのであるから、これらに応えるものを盛り込まねばならないのではないのか。今度の総会に中間報告を出すことにするか、あるいは秋まで待つか。
- 各大学から寄せられた意見の中には多少誤解もあり、またこちらの説明に舌足らずの点もあったので、それらの点を付け加えて中間報告として総会に報告したらと考えている。

ここで下沢専門委員作成の修正案の検討に入り、これを逐条的に朗読しつつ討議を行い、次のような意見交換があった。

- こういう編制上の格差の是正が地域格差の是正につながるかどうか。教官の資質を高めるには地方大学の地域格差というものをふまえて、すぐれた人材が来るような条件整備をすることが必要である。従って、ここでの提案は画一化の提案であって、地域格差の是正にはならないという問題意識が新設大学の意見として多く見られる。
 - そこまではいかなくとも、いわゆる新設大学は地方に多く存在するので、これが相当規模の大学になり、学部段階でも充実されればいま以上に格差是正になる。一方において文
- 化的背景とか、社会的背景とか、過疎過密の問題があって、それを大学を中心によくなっていくことを期待するが、そこまでは報告書には触れないでおくことにせざるをえないと思う。この際は、少なくとも学部段階では同じであるべきであるとして、さらに大学の前途を袋小路にしないで、歴史的背景でなく実力さえ上がれば上に行けるようにするという趣旨で充分ではないかと思う。
 - 予算基準の水平化で格差是正ができるかどうか。全体の文教政策の基本方針として考えないと地域格差は是正されないとの地方大学の見方がある。これは格差是正に対する取り組み方の問題である。
 - 自然系の学部は充実しているのに、人文系の学部で複合学部とか、不完全講座とかいうような状態があるのは、全体のバランスからして格差ではないのかという意見もある。その体制をそのままに予算基準だけを取り上げても不十分ではないかということである。
 - 国全体としては、国立大学は理科系、私立大学は文科系重点ということでバランスをとってきたのであるが、私立大学も学生の収容力が限度にきたこともあり、高等教育懇談会から出された高等教育の将来計画では、国立大学における人文系の拡充という路線に変更して新しい方策に転じつつあるようである。
 - 大学院設置についても、その大学の歴史的背景でなく実力と充実の度合によって定められるべきであり、あくまでそれぞれの大学の実力であると提起されているが、社会的必然性、地方文化の問題もあるが、大学の格差も受験競争を招いている大きな原因の一つであると思う。そこで、まず社会的にこうあってはならないということを国大協としては主張

し、文部省、大蔵省に対しても説得すべきではないか。

- 受験競争ということではあまり深く議論をしたことはないが、一方では、能力のある者は当然いるはずであるから受験勉強のすべてが悪ではないという見解もあって、ここでこの問題に余り触れることは難しいのではないか。
- 医学部については格差はない。大学の学部にはライセンス型とノンライセンス型とがあり、文理学部等はノンライセンス型で、医学部はライセンス型の最たるものである。これを一緒にして議論することは問題とも思う。
- 複合学部の問題があるが、これは格差是正の問題になるのかどうか。これについては、学科の創設時期によって学科のあり方も歴史的に違っているので、格差以前の問題であるという考え方もある。しかし、これは重要な問題であるので含めないのなら含めないということをごどこかで表現しておくべきであろう。
- 教養学科というような、理念をもって学科が混在しているものは別としても、例えば、人文学科・法経学科というような、将来当然分かれるべきものが一つの学科に混在していることにメスが入っていないのではないかという不満がでてくる。これらの学科は教官も少なく、充実していない。
- それについては、学科に定員基準を作ればよいのであって、例えば、法と経に別れる時に基準通りやってもらえばよいのではないかということにして、大枠のところ定員基準を作るということで充分だと思う。
- 複合学部、複合学科は問題のあるところであるから、そのことは表現の上で考慮すること

にしたい。

- 新制大学が発足するときに、たまたま担当教官がいたのでその学科を設けたということがある。そういうことは旧設大学との格差とはいえない。これは、本来充実すべきものが未だに不完全な状態で残っているということである。本来、この委員会は新設大学拡充特別委員会と称していたのが、端的に格差問題に衣替えをしたので、却って要求しにくい面が出てきている点もある。それで、この格差是正の問題については、今日まで新設大学の充実が不十分なため格差が生じたので、これの拡充を重点に考慮していくべきである、ということにしてはどうか。そのことは大学院問題についても言えることである。安易なスタートをしてズルズルにやっていると同様な格差問題が起ることになる。それで、大学院についてもいまから充実するように考えるべきであるが、そこまでこの委員会で手を上げては大変であるから、それには触れなくて大学学部の充実が遅れているためにいろいろな格差が起きているのは問題であり、このような格差はとくに目立つから是正すべきである、というようなかたちの主張であれば批判もないのではなかろうか。
- そのような趣旨を織り込めばよいのではないか。
- どのようなかたちの報告にするかのことであるが、折角アンケートを取ったことでもあるし、それに、多くの大学の強い要望があるにもかかわらず、担当の委員会が何のアクションも取らないということは若干期待に欠ける気もする。そこで、アンケートの結果を報告するというのもかねて、適当なかたちの中間的な報告は必要であろう。

○ 中間報告というのは、ある一つの課題について、中間的なある年度の結論を報告することであるので、委員会としてやはり中間報告案として理事会の承認を得た上で総会に報告するのが、国大協の従来からの取扱い方である。

ここで、委員長から次のような提言があった。

アンケートの意見をみると、この報告書の内容を直して貰いたいとの声が強い。本委員会としてはそのことを報告し、また反映しなければならないと思う。ただ、いまの段階では、日本の教育全般に絡ませて検討することはできないので、中間報告ということでまとめた。もしそういうことで賛成が得られるなら、小委員会と私でそれらしい形のものを作成し、委員会の了承を得て理事会に諮り、承認が得られたならば、それを総会に報告することにしたい。しかし、それをもう一度各大学に送付して再度検討を願うことはしない。なお、その原案は、このアンケートに寄せられた各大学の貴重な意見を充分ふまえた上で作成しなければならない。次の本来の報告書は、拙速に走らず、今後も検討を進めることにしたい。これについては、第1常置にこの問題を返却する意向があるわけではないが、問題によっては、第1常置で検討されるべき内容のものもあるのではないかと思う。

以上の提言が異議なく了承されたのち、さらに報告書の内容について、運営費の問題、教養部の問題、教員養成系大学・学部の問題および積算校費を修士課程までレベルアップするということの論拠が薄弱であることなどについて意見が交された。

以上のような意見が交されたのち、本日の議

論の趣旨をふまえて、委員長および専門委員のもとで中間報告書(案)を作り、次回6月21日の委員で提案し承認を得たうえで総会に報告するということを了承した。

2. その他

委員長より、専門委員として新たに埼玉大学福間敏矩事務局長を推薦する提案があり、これを承認して閉会した。

大学格差問題特別委員会議事要録

日時 昭和51年6月21日(日) 13:00~15:00
場所 学士会館(神田)307号室
出席者 岡本委員長
渡辺、太田、久保村、北村、豊田、桜場
小坂、芦田各委員
下沢専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のように本日の議事について述べられた。

アンケートの結果、各大学より格差是正についてぜひ実現してほしいという強い要望もあり、前回の委員会でのこの案件の処理についてご討議をお願いした。その結果、各大学の要望に対してはやはり何かを報告しなければならないが、それにしても問題が問題であるだけに慎重に進めるべきであるということでもあったので、今回は、大学格差問題特別委員会の中間報告として理事会の承認が得られるならば、それにより総会に報告するという方針に決定した。それで去る6月9日に小委員会を開いて中間報告(案)の検討を行い、別紙のとおりとりまとめた。そこで、本日は、この中間報告案についてご検討いただいたのち、ご承認をお願いしたい。

以上の挨拶があったのち、議事に入った。

議 事

1. 格差是正に関する報告書のまとめについて

初めに、中間報告(案)の朗読があったのち、委員長から前報告書(案)を大きく修正した部分について、次のような説明があった。

第一に、前回の報告書の経過の項を「格差問題検討の経過」という項目にして、最初に置きかえ、2頁のところアンケートに見られた多くの大学の意見の問題点について触れておいた。

第二に、5頁のところ、教員養成系学部および教養部と他学部との間に存する歴然たる格差を放置してはならないという点に触れた。

第三に、運営費については、前回の報告書(案)では、学部の大小にかかわらず一定にするよう書かれていたが、これも根拠がないのではないかということで、15頁のところ、現行教官当り積算校費は教官の研究費の他に、大学・学部・学科の運営費にも充当されているが、新設大学にあっては、予算規模が小さいためこれが大きな負担となっていることを指摘した。

第四に、大学院生の旅費の問題があったが、これについては、格差是正の問題としては受けとれないのではないかとということで、この問題については触れないことにした。

以上のような説明がなされたのち、概ね次のような意見が交された。

- 学生の定員基準について、これも是正せよとあるが、これには、それなりの理由があるのであるから、反駁されるおそれがあるのではなからうか。
- これについては、19頁のところ述べたのであるが、講座制と学科目制の基準を比較してある。なお、修士課程に定員基準がないの

で、そのため学科目制がそのままのかたちで修士課程に格上げになるおそれもある。そうになると、なお一層の負担増が予想される。さらに、11頁の(3)で記したように教官の定員基準と考え合わせてみると、現行の学科目制と講座制との間には大きな格差が見られることを指摘した。

- アンケートの結果、意見なしという大学はどのような大学であったのか。
- 特殊な大学とか、中央から離れた小規模の単科大学にこの意見があった。大規模の大学からはもっと広い視野から検討すべきだというような意見が多く見られた。
- 教養部のところで研究費(校費、研究助成金を含めて)とあるが、研究助成金も少ないというのであろうか。
- これについては今度の調査で行ったのではないが、実情調査研究報告書から拾い上げたものであって、その中に教授、助教授、講師の研究費の少ないことが指摘されているので、ここにあげて、学部と教養部の間に差があることは改めねばならない問題であることを指摘しておいた。
- 予算や特別設備費の配分について、文部省には、各大学の歴史的背景などからAクラス、Bクラス、Cクラスというような格付けの既成概念があるのではなからうか。仮にあるとすれば、それが見えざる格差として、すでにある格差を益々拡大する原因になりかねないので、それを改めない限りは格差是正の問題を解決することは出来ない。いずれは、このことを強調してもらいたい。
- アンケートに寄せられた意見をこの特別委員会の委員に知らせることはできないであらうか。

○ これについては、そのまま各大学の意見を整理するのも大変な作業であり、短い文にまとめるとすると誤解も生じ易いし、ニュアンスの違いがでるおそれもある。また、各大学から寄せられた意見の中には、大学全体の意見というよりは個人的な意見とみられるものもある。なお、これは、報告書の原案作成のための小委員会限りの資料にするという考えであったので公表するのには問題があると思うが、委員会の内部資料として取扱うことについて委員会での了解が得られるのであれば、委員長が整理したものと白田専門委員がまとめたものがあるので、これを委員のメンバーには「部外秘」の書類として送付することにしたい。

○ 委員会の名称であるが、最初は「新設大学拡充特別委員会」とあったようであるが、それが「大学格差問題特別委員会」と変更された。その経緯はどうであったのか。

○ これについては、第1常置委員会で大学の組織・制度上の問題として、大学格差問題を取り上げ、同委員会の中に「格差是正小委員会」を作って検討し、昭和49年に報告書をまとめ、第1常置委員会から新設大学拡充特別委員会に報告した。その際、本委員会の名称が何を目的とするか明らかでない、との理由から変更すべきであるという意見も出て、種々検討の結果「大学格差問題特別委員会」と改めることに決定し、総会に諮り提案通り承認されたというのが経緯である。

○ 今回の中間報告には、取り残された多くの問題もあると思う。本当に格差があるのかなのか、あるいは格差はあって然るべきなのか、というような基本的な問題の他に、例えば研究所の問題、教官当り積算校費の問題、

講座制の問題、大学院の問題等どれを挙げても容易でない問題が残されている。そこで、これらの問題は今後の検討課題として残しておきたい。

以上のような意見が交されたのち、この中間報告書（案）を承認し、これから引き続き行われる理事会に提案し承認を得たのち総会に報告することとした。

教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和51年5月19日（水） 10:00~13:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 飯島委員長
九嶋、岡路、岩下、岡本、田浦、小林、須田、小江、安達、井上、武谷、小野各委員
真下、山田各専門委員
（文部省）島田教職員養成課長他1名

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のことが述べられた。

本日の委員会においては、

(1) 前から引き続いて検討中の教育系大学・学部の設置基準の問題について、岩下委員からその後の経過を伺うこと。

(2) 新構想の教員大学院大学の準備作業が進んでいるが、まだ確定的なことがでていないので、本日まとめて報告することはないということである。なお、これについては後刻、島田教職員養成課長が出席し、その後の作業経過について報告することになっているので、その際に意見交換をお願いすることにした。

以上が主たる議題であるが、概算要求の時期でもあるので教員養成系関係の予算についての文部省の考えを伺うことにしたい。

次に、次の6名の方々新たに委員ならびに専門委員をお願いしたいのでご紹介する。

北海道教育大学 岡路市郎学長（委員）
秋田大学 九嶋勝司学長（"）
九州大学 武谷健二学長（"）
名古屋大学 田浦武雄教授（"）
群馬大学 真下 健教授（専門委員）
和歌山大学 山田 昇助教授（"）

次に、前回の委員会の経過を概略述べると、主要な問題としては、文部省が現在、設置を進めている新構想の教員大学院大学について、文部省側の考えを伺い意見交換をするということで、文部省関係官ならびに教員大学院大学創設準備室長の方々にご出席いただき懇談をした。そのあと、教育系大学・学部における設置基準の問題の今後の進め方についての協議を行った。本特別委員会は、その発足の際に、まず、わが国における教員養成制度の現状と問題点を取りまとめる必要があるということでこの問題に取り組み、47年11月に「教員養成制度に関する調査研究報告書」を公表した。その報告によって、大まかな教員養成の現状と問題点が浮彫りにされたと考えられたので、それに続く検討課題として次の三つの問題に焦点を絞るということを申し合せた。

- (1) 教育系大学・学部における大学院の問題。
- (2) 教育系大学・学部の設置基準の問題。
- (3) 大学内、殊に総合大学の学部で教員養成を直接目的としない学部等の、教員養成に対する協力という全学的な体制についての問題。

以上、三つの問題について検討することになり、(1)の問題については49年11月に「教育系大学・学部における大学院の問題」という報告書を公表した。その中で、既存の教育系大学・学部における修士課程の充実、整備を促進すべきであることを主張するとともに、当時すでに話

題になっていたいわゆる新構想の教員大学院大学に対する疑問や意見を述べておいた。前回の特別委員会での文部省および新構想大学院大学関係者の説明は、その後の経緯についてのことであった。

(2)の教育系大学・学部の設置基準の問題については、岩下委員の手許で検討が進められているが、この問題については教大協の方でも検討されている。しかし、教大協のものは現実的、具体的なかなり詳細な内容のものであるようなので、国大協としては、むしろ全体的立場から総論的、意味づけ的なものを作るのが適切であると考え、この作業を進めるために岩下委員を中心をお願いしているが、新たに真下・山田の両専門委員にも加わっていただくことにした。次に、(3)の問題については、太田委員が担当することになっているが、進展がみられないので、この際、促進を要請することにした。

以上のように当委員会のこれまでの経過について説明があり議事に入った。

議 事

1. 「教育系大学・学部の設置基準」について
初めに、岩下委員より作業計画の方針について、次のように述べられた。

教大協の方で詳細な設置基準要綱（案）が出されたので、国大協の方ではむしろ基本的なことを検討し、そのことを通じて、教大協で詳細に詰めていただいている内容の位置づけをするということが基本的な方針になると考えられる。それらをまとめるとすれば、前回の議事要録にもあるように、

- (1) 大学基準と大学設置基準との関係、およびその歴史的改革と問題点。
- (2) 設置基準の意義とそのあり方、大学設置

基準関係の法令が教員養成大学・学部の教育に与えている影響。

(3) 課程制は教員養成に必然のものかどうかという問題から、教員養成の教育組織、研究組織はどうあるべきかの問題。

(4) 現在の教員養成大学・学部が行っている教育の実践的事例の調査、研究。などが主な論点となろう。

以上のような問題を中心にして、その作業のやり方については小委員会レベルにおいて原案の検討からはじめることにしたい。

以上の説明について、概ね次のような意見が交された。

○ 報告書の作成については、教大協の方でかなりまとまった設置基準要綱(案)が出されたことでもあるし、国大協としては、47年、49年と2年毎に報告書を出しているのだから、できれば、51年11月には何等かの報告書をまとめて出したいところである。

次に、新構想の教員大学院大学についての文部省の説明によると、直接、設置基準にかかわるのではないが、かなり教育系大学・学部の本質的あり方について問題になるような考え方があろうかというかがえる。例えば、原則的には一校一県一教員養成大学・学部を整備目標としてきたのであるが、必ずしもそれにはとらわれないということであり、また、教員の計画養成ということで、国立大学が主なるシェアを占めるものとして進めてきたのであるが、そうでなくてもよいのではないか、ということであった。なお、新構想の教員大学院大学の創設と絡んで行政的な情況としては、やや気になる問題があるような新しい動向がでてくる可能性がないとは言いきれない。

ないものがあるように受けとれた。従って、具体的、現実的な面の検討は教大協に任せるとして、国大協では基礎的、理論的な面を検討して、ある程度コメントを出しておいた方がよいのではないと思われる。

○ 教育系大学・学部にはいわゆる教員養成を専門とする大学・学部とそうでない大学・学部とがある。ここでの検討の対象になる大学・学部とは何を指すのか。

○ ここで議論の対象になる教育系大学・学部というのは、第一には、教員養成が中心になっている数の多い教員養成系大学・学部の問題であるが、基準の問題を論ずる場合には、いわゆる旧帝大型の教育学部の問題を除くことはできない。殊に、今後大学院の問題を議論していく場合に博士課程の教育系大学院が現存しているのであるから、これを避けて考えていくわけにはいかない。

第二は、総合大学を主体にして、高校教員養成を行っているが、各学部の協力が必ずしも充分には得られない。そこで、総合大学における高校教員養成は如何にあるべきかという問題がある。次に、これと平行して問題になっているのは、教職単位の履修者が増えてきたので、これに対応する教官増の問題と教育実習の問題がある。

○ 課程制は教員養成に必然なものであるかどうかという問題から、教員養成の教育組織、研究組織はどうあるべきかという問題があるが、これらは、教員養成の内容にかかわる問題で、この辺をどのように扱うのがよいのであろうか。課程制の問題は財政とのかかわりでのみ論ぜられる傾向があるが、教員養成という実践的な研究と教育の一体化という次元で考える場合のあり方の問題であって、この

問題は以前から提起されていることであるが、問題の本質が漠然としている。

○ 医師養成の場合でも、教員養成の場合でも、教育の経過として一つの課程制をおこななければならないことはあたり前のことである。その教育の経過としての課程制を支える教員組織のあり方が問題であって、現行の学科目制、課程制がよいのか、あるいは大講座制または講座制がよいのかという問題で、結局は、教員組織と教育組織とのかかわりの問題になると思う。

○ 研究組織はどうあるべきかの問題であるが、これについては、47年に出した「教員養成制度に関する調査研究報告書」の中にも触れてある。しかし、今日まで抜本的な改善が行われたとはみられない。この問題を組織面から見る場合に、常に課程制、学科目制のことが議論になるが、教育系大学・学部で、講座制のように、殊に理科系の研究チームを作る余裕があるのかどうかは疑問である。

次に、予算面でも、修士講座、博士講座に比較して、課程制・学科目制の状況は充分とは言えない。基準の問題にしても、教育内容をよくすることの他に、面積の問題、設備・施設の問題がある。

次には、大学院の問題がある。大学院は一般的には研究・教育組織であるが、それを支える研究体制がなければならない。ところが、日本の国立大学は大学院を置くことによって、研究体制が整備されていくという現実がある。そこで、少なくとも教員養成大学・学部においても最小限、修士課程までは置くことを進めていきたい。

○ 課程制の問題は、組織論として考えるか、教育論として考えるかという思考の問題であ

って、教育論として考えるなら課程制ということは充分意味があるが、組織論としては研究体制にかなり問題があるのでもう少し考えを進めてみる必要がある。

○ 現実の問題として、教員養成学部がどういう基準により計算されているかということが予算の算定基準において明らかになった。それは、文部省には大づかみの内規のようなものがあって、それによると、教員養成学部の、例えば、理科系の組織や設備は理学部の約2分の1である。したがって、研究体制を整えると言ってみても、スタッフは不足しているし、助手は全くないし、予算は2分の1という乏しい条件のもとでは容易なことではない。

次に、組織・研究体制の面としての課程制の問題を考えると、小学校、中学校の教員の養成課程があることは、やむを得ないとしても、その裏付けになる財政、教官その他の条件が整わなければ、養成されていく学生の訓練・教育も、その指導にあたる教官の研究体制が不十分であるので、やはり講座制の形態をとらなければならないとする考えをとってきた。現在の講座制そのものの構想も変革されつつあるが、教員養成学部では、講座制、課程制いずれにしても最小限の研究体制を整備すべきであるということで、教大協では教官・助手定員の増員の要求を出している。しかし、総定員法の問題が絡んで前進できない状態にある。

○ 基準の問題であるが、一本化はむりであろう。現状は区々なのでどこを基準にしたらよいかの問題がある。大学の規模に応じた基準ということになるろう。

○ ここで当面問題にしている設置基準という

のは、大学設置審査の場合の設置基準が、教育系についてははっきりしたものがないということである。ところが大学設置基準となると国立大学だけでなく、私立大学も含めた全大学にあてはまるべきものであって、大学の設置を認可するのに必要とする最小限度の条件を定めるものでなくてはならないと思う。

次には、国立大学の整備をしていくうえで文部省の内規的な基準の問題がある。大学設置基準の問題とともにこの文部省の予算上のメド（内規）のことも含めて、大学の整備を図るにあたっての行政的な手順を進めるスタンダードのアップをしなければならない。

- 新制大学が発足してから30年近い年月を経ているが、その間、教員養成系大学・学部がどのように育ってきたかという、必ずしも充分なものとは考えられない。教官増員の要求に対し純増は0に等しい。このような現状では、研究・教育の効果を上げることを期待されても、それに応えることは極めて困難である。それともう一つは、教員養成大学・学部をどう考えるかについて学内的にも考え方が一致していない。何をやるのが本来なのかについても意見が分れる。そこで、当委員会において、設置基準の根幹になる教員養成大学・学部のあり方について、総論的に本質的なところから考えて貰えることは適切なことと思っている。
- その辺の考えをどのように進めていくかは難しい問題であるが、小委員会で原案のとりまとめをするに当たっての手順としては、はじめにおおよそのコンセンサスを得なければならないと思っている。
- 設置基準のモデル案を作るべきではないという意見もあるが、具体的なモデルを作るこ

とは不可能に近い。方向性ないしは到達目標というようなところを提示する程度のことになろう。

- 各大学で将来計画として考えているもののサンプルを示して貰うことも参考になる。
- 教大協の要綱（案）の狙っているものを支えるようなものを国大協として作ればよい。
- 大学設置基準の第4条「学部の種類により学科を設けることが適当でないときは、これにかえて課程を設けることができる」とあるが、この不適当とはどのようなことをいうのか。
- これは推測であるが、例えば、課程制の場合、小学校教員養成課程の中にどのような形で特定の専門学科を置くかということと、置かれた学科の研究実績が他の学部のそれとの比較において適当でないという、このようである。
- 研究の対象を物理学に置く場合に、教育学部の物理学と理学部の物理学とでは、自ら異なるものがあるのではなからうか。教育系学部には教育系学部としての、理学部にはない研究テーマがあるはずである。それに対して、理学部と同じ内容の研究業績を期待することが、不適当ということではなからうか。
- 教育系学部の課程制ということであるが、例えば、理学部の学科間には、自ら厚い壁があるけれども、教育系学部の課程制には、そのような壁は置くべきではなく、重なり合った部分もあるというところに教育系学部の特色がある。これは学部の性格の問題であって、このことを指摘して、課程制より学科目制の方が上位であるというように予算面で差異でもあるならばこれは問題である。
- これは教育系学部の基本になる問題で、教

育学・教育科学を振興しなければならないということであるけれども、その教育学・教育科学の基本的な内容は何であろうか。多くの教員養成学部の問題点は、教科教育学にあるということであるが、その教科教育学は、まだ形成途上にある学問領域であるということである。次に、教員養成の分野でもっと新しい領域の開発ということを考える場合に、既成の学部でもできない研究領域があると思う。それを強化するために、例えば科研費のことがあるが、教員養成学部には極めて少ない割当しかない。そのために、教員養成学部で新しい研究作業をやるにしても、その可能性はかなり制約されている。そこで最低限度の研究条件だけは整えておかなければならないということになる。

以上のような論議が交わされたのち、小委員会レベルで本日の論点を踏まえて、教育系大学・学部の設置基準も含めて、教育系大学・学部のあり方の問題について一応のとりまとめをすることになった。

2. 教員大学院大学について

文部省教職員養成課島田課長より、教員大学院大学設置準備のその後の経過および52年度の概算要求について、次のような説明があった。

まず、52年度の概算要求については、大きな線では51年度とあまり変化はなく、整備ということを中心に検討している。次に、新構想の教員養成大学については、第一には、只今、カリキュラムの中味について検討中であるので、これについては、国大協の意見も伺いたいと考えている。新構想大学においては、先ず、初等教育関係を重点的に考えて行くという姿勢があるが、これについては既設の大学も含めて、全体

の水準の向上を図りたいと考えている。

第二に、教員養成大学について、そのウェイトはどこに置くかということであるが、これについては小学校関係の充実を目途し、実地研究的な現場と結びついた研究にポイントを置きたいと考えている。これを延長していけば、現職教育とのかかわりの問題になると考えている。

次に、既設の大学院も含めての大学院の問題についても、以上の点と結びつけて概算要求を考えている。これからの教員養成大学はどういう所に重点を置くか、ということを考えながら作業を進めている。

概ね以上のような説明があったのち、次のような意見が交された。

- 新構想の教員養成大学の進行プログラムはどのようになっているのであろうか。また、候補地はどこであらうか。
- 設置はいろいろな条件の都合によって予定より少し遅れ2、3年後になると思う。いま具体的になっているのは兵庫と新潟である。あとは調査費がついた段階である。
- 懸念されるのは新しく出来る大学と、既存の教員養成大学・学部との関係である。単に社会的な要請があるという理由だけで急いで進めていくと、将来に大きな歪を残すことにもなるので、新旧双方の関係論を整備しながら、相互がうまく協調できるような考えのうえに進めていかなければならない。それには、調査段階において、よく既存の大学・学部の教官の意見も徴してもらいたいと思う。
- 大学院整備の問題は個別の大学との関係ということだが、大学院問題懇談会では博士課程については、なお検討すべき問題もあるが、少なくとも修士課程については、整備を

進めるべきであるという考えのようにきいている。この修士課程の整備ということのうちには、既設の教員養成大学・学部も含まれるのであろうか。

- 既存の教員養成大学・学部を置き去りにする考えは勿論ない。ただ、その場合の大学院のあり方が、現在の教育系大学の大学院のようなスタイルでよいのかどうかは検討せねばならぬ問題であると思う。
- その際に、既設の教員養成大学・学部の研究整備なり学問的水準では、その域に達していないというようなことから、整備ができたところから修士課程を置いていくという考えのようであるが、その水準とは如何なるものであろうか。現に形づくられたものではないが、いままでの学問の評価体系からは評価できない新しい実地研究なり臨床研究なりがあることは確かである。30年来の教員養成大学・学部のレベルも随分向上しているものと思われる。従って、やはりここらで新しい方向にも目を向けてもらう必要がある。旧態依然たる学問体系からの評価だけで大学院設置の適否を判断されたのでは、新しい学問の発展を阻害することになる。
- 最近高校教員免許状の取得希望者が、急速に増加しているが、これに対する教官数の対応策は全く不可能であらうか。
- この問題は、遡れば、教員養成の開放性という問題になる。特に中・高教員養成については、完全開放性になっていて、中・高教員免許状取得者は、需要の約5倍に達しており、需給関係だけからは考えられない状況にあるので新しい施策はたてにくいと考える。しかし教官スタッフが不足しているのは事実である。次に教育実習について、私学には一

層困難な問題がありその対策に苦慮している。

- 教員免許状取得者が需要の5～6倍もあるという状況の中で、新構想大学院大学はどのように考えられているのか。
- 5～6倍というのは中・高校の話で、小学校教員のことでない。新構想では、特に不足している小学校教員養成課程を中心に考えている。
- 文部省の方では、計画養成ということが前からいわれているが、過密過疎のことを考えると教員養成大学の卒業生の処置は全体的に考える必要がある。地方によっては有資格者の就職希望者が積み残され、一方では不足を生じ、短大卒を採用しているという実態がある。また、各県の試験日が重なっていることも問題である。このような実態から見て、この問題がどのように考えられているのであろうか。
- 教員養成の問題については、地域の産業、教育の発展とのかかわりの問題、人口の過密・過疎の問題、また、行政的な面で考慮出来る問題もあるので多面的に考えていかなければならないと思っている。なお、新構想大学院大学の入学者は学生からもとるが現職教員が主である。また、ここを卒業したからといって上級学校の教員に進むというのではない。
- 新構想の教員大学院大学の入学資格ないしは選考については、教員の人事行政にかかわりをもつことのないように十分に考慮されなければならない。
- 地方大学の問題であるが、新構想の大学ができるとなれば、既存の教員養成学部の教科教育の教官が新構想の方に移動することとな

- り、既設の大学は大きな迷惑を被ることにならないであろうか。
- 新構想の教員養成大学が出来ることによって、既設の教員養成大学・学部の教官定員数が減るということにはならない。しかし、教官そのものが新構想の方に移動することがあれば、それによって既設学部の整備が遅れることになる可能性がないとはいえない。
 - 新構想教員大学院大学については、大学院レベルの関係論を相補的にどう考えるかということ、それとその内容をどうするかの問題がある。今後絶えず連絡をとってこの問題を進めて行きたい。
 - 教育系の連合大学院の設置を考えているか。これを進める方針があるか。
 - 教育系の連合大学院を設置するということは否定はしないが、具体的なものと結びつので、個々に詰めなければならない。
 - 一般論としては連合大学院は博士課程の大学院である。修士課程についてはこれを全般に整備するという考え方である。そこで、将来教育系についても博士課程に焦点を置いた大学院を考えるとすれば、連合化の要望がでてくることになる。その際、既存の教育系博士課程大学院と、これからできるであろう修士課程の大学院とはどういう関連をもつかの問題がある。
 - 小学校教員養成を中心に新構想大学院大学を考えるということであるが、この問題は人口動態の波の動きが起ることの見通しは困難なので、その点を考慮に入れなければならない。
 - 新構想教員大学院大学のカリキュラムはまだまとまっていないとのことであるが、新構想大学が新しいパターンの教育を打出すとい
- うのであれば、教員免許法の改正が必要となるのではないか。
- 免許法自体の改正という前に、カリキュラムの中味を改めることの検討が進められている。
 - 免許法の改正ないしは、カリキュラムの問題については、いずれ新構想の大学院大学の関係者からも話を伺うことにしたい。
 - 新構想の大学ができるとなると、現実の問題として教科教育の担当官が既存の大学・学部から引き抜かれることになり、もろに犠牲を受けることになる。このことも充分考慮に入れておかなければならない問題である。
 - 如何に、優れた新構想が考えだされたにしても、その大学を支える教官は、既存の大学の他にはいない。その意味においては、既存の関係の大学・学部は影響を受けることになる。これを犠牲と考えるかどうかはともかく、既設の大学も含めて教育系の大学にあっては、その領域の教育を担当する後継者を養成できる体制を考えることが重要である。既設の大学から教官を引き抜いておいて、既設大学は体制が整っていないから大学院設置はだめであるというようなことをいわれては困る。
- 以上をもって本日の協議を終り閉会した。

入試改善調査委員会議事要録

日 時 昭和51年6月21日(月) 13:00~15:00
 場 所 学士会館(神田)203号室
 出席者 岡本委員長
 加藤、相磯各副委員長
 松本、帷子、市古、湊、小山、川村、桜場、丸井、佐野、三上、永田、増尾、若槻、細川、円藤、岳中、蟹江各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

委員長の開会の挨拶につづき、田保橋入試改善調査施設総主幹より配付資料の説明があったのち議事に入った。

図議 事

アンケートのとりまとめについて

初めに、岡本委員長より次のとおり述べられた。

本日の議題は、本年3月に本委員会がまとめた「国立大学入試改善調査研究報告書」について、過般各大学に対して行ったアンケートのまとめについての協議である。このことについて、本日午前中に実施方法等調査専門委員会小委員会を開き、今回のアンケートの整理を分担して頂いた各委員よりその結果の報告を受け、これについて協議を行った。その経過について加藤副委員長（実施方法等調査専門委員会委員長）より報告して頂き、次いで共通第一次試験について本入試改善調査委員会としての見解をまとめ、これを理事会ならびに総会に報告したいと思うのでよろしく審議をお願いしたい。

次いで、加藤副委員長より次のとおり報告があった。

本日午前中に開かれた、実施方法等調査専門委員会小委員会での今回のアンケートのとりまとめの審議の様相についてご報告する。お手許に配付の資料4「アンケートのとりまとめ」は、各担当委員が各調査項目毎に整理集計した資料で、5項目に分れている。以下各項目毎にその集計結果の概要をご紹介します。

まずアンケートの間1)の「入試センターの管理運営のあり方」については、資料にも記されているように、およそ15項目程度の疑問点や要望事項が提起されている。そのうち主なものは

①から⑥までと思われる。これらの問題点は、本委員会でも既に問題とされている事柄であり、今後さらに具体的な詰めを行う必要があるが、それには文部省との折衝を要するものが多い。なお、報告書での論旨に対する反論は特になかった。

問2)の「試験実施時期」については、報告書ではA～Gの7つの案を提示してそれぞれの長所、短所について解説し、そのうちE案（共通第一次試験を2月末から3月初め頃に行い、各大学の第二次試験は3月下旬頃に行う）が最も適当であろうと提案した。今回のアンケートの結果では、予期していたようにE案を支持する意見が最も多かった。次いでA案（1月下旬の土・日に実施、二次試験は3月）とD案（冬休中に実施、二次試験は3月）の支持が多く、その他のB、C、F、Gの諸案については賛成意見は極めて少なかった。なお、このE案についての付帯意見があったので、その主なもの3点を資料に付記しておいた。以上のようにE案に対する賛成が多いが、この試験実施時期の最終案をまとめるについては、前述のE案についての付帯意見を考慮するほか、A案、D案も含め、また新提案のあった二つの案（2月中旬実施案、1月中旬実施案）も参考にして再検討する必要があると思われる。

なお、この試験実施時期の問題に関連し、ある大学から、共通第一次試験と第二次試験を連続して実施してはどうかとの提案があった。この方法は予備選抜を実施する大学には適当ではないが、検討を要する問題であると考えている。

問3)の「第二次試験のガイドライン」については、報告書では、第二次試験は本来各大学の自主性に基づいて行われるべきであるとの原

則に立って、参考までに基本的、概念的な考え方を述べた。この考え方に対する各大学の意見を、資料ではAからGまでの7項目に分類して整理したが、大体賛意を表する部類に入るとみられるA（賛成）、B（異論なし）、C（特に意見なし）の3者に属するものが70%近くあり、報告書に提案した「第二次試験のガイドライン」の趣旨はほぼ理解して貰えたものと思われる。

問4)の「実地研究の試験問題」については、昨年の実地試験に出題した試験問題の量質および時間配分等の適否についての意見を求め、この結果を資料では全般的なものとして教科目毎のものとの二つに分類して整理した。なお、「妥当」と答えたものは集計から除外した。この試験問題の内容に関するアンケートに対する回答の全体的な傾向は、資料の末尾に記されているように、全般に、今回の実地研究の問題は量質ともに適当であるという意見が大多数とみられる。ただ、細かい設問別の検討に対しては種々意見があり、今後とも研究を続ける必要があると考えられる。その他試験時間の短縮のことや、「理科」、「社会」における教科内各科目間の難易の調整等も今後の検討課題になる。以上のような点もあるので、この資料を各科目別研究専門委員会の研究の参考資料として回付することにした。

問5)の「共通第一次試験の意義」は、今回のアンケートの各項目の中で本質的な事項であり、最も重要な意味を有するものである。この問5)では、「共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると考えられるか」との意見を求めているが、その前段に幾つかの前提（今後具体的な調査研究を要する問題——入試実施組織の整備充実、居住地受験の具体的処理、事

故処理問題、身体障害問題等——が適切に処理できた場合、という前提）が付されている。このような表現の質問をせざるを得なかった理由は、本委員会等の研究グループでの調査研究は、その性質上抽象的、概念的な領域に止まり、上述の「前提」に掲げられているような事務的、具体的な問題の究明は、この委員会の任務を越えるものであるからである。

そのような事情からこのような形の質問となったが、これに対する各大学の回答は資料に示すような結果となった。ここでは回答の内容をAからIまでの9項目に分類しているが、これを大別するとA～Cは「共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると思う」という部類に入り、この分が大学別回答分（70大学）では77.1%、学部別回答分（12大学—89学部）では47.0%となっている。これは、昨年のアンケートで「共通第一次試験の意義」（本年度と設問内容は異なるが）に関する賛否の意見をたずねた際の大学別回答分についての賛成率よりも若干上回っている。なお、昨年のアンケート結果では、大学別回答分と学部別回答分の賛成率がほぼ平行であったが、今回のアンケート結果では、学部別回答分が大学別回答分の賛成率より大分下回っている。これは、学部別回答分に研究所からの意見も入っており、この分は「保留」の回答が多かったことの影響もあると思われる。

D～Gは「共通第一次試験が大学入試問題の改善に資する」ということについて「疑問なし保留」の意見のものであり、Hは「反対」のものである。このHに属するものは大学別回答分の中にはなく、学部別回答分の中に2学部あるのみである。

この回答の分類表に添付された今一つの資料

は、この問5)に対する回答の中に付せられた「条件または要望事項」と「疑問点の指摘事項」を摘記したものである。前者の「条件または要望事項」は主としてB、Cに属する回答の中に付せられたものであり、全部で10項目あるが、これをその内容に応じて3つのグループに整理してある。最初のグループに属する5項目(出題の内容の適正化、機密漏洩の防止、事故処理の慎重な対策、出題のミス防止、マークリーダーのミス処理の適正化等)は試験事務関係の問題として当然考えるべき事柄である。後者の「疑問点の指摘事項」は主としてD-Hに属する回答の中に付せられたもので8項目あり、このうちの1~4(共通第一次試験方式のみでは入試改善の根本的解決にならない、大学間格差の是正が緊要、入試のみを変えても受験地獄は解消にならない、受験生に二重負担をかける疑念がある等)については、既に報告書でもその趣旨を充分説明しており、われわれとしてもそれらの点を充分承知のうえ現行制度の中での一歩前進の改善方策を考えているわけである。ただ、7の「実現の法的根拠を明確にしてほしい」という指摘事項は種々問題点があり、午前中に開いた小委員会でも論議が交された。

以上のように、回答の中には種々な条件または要望事項、或いは疑問点の指摘事項等がみられたが、本質的な反対論がなかったことは重要なことである。特に「条件または要望事項」に示されている問題は、われわれとしても当然やらなければならない事柄であって、もっともな問題提起であるが、これらの問題の詰めは、研究グループである委員会だけでは処理できない事柄である。

以上問5)に対する各大学の回答の結果をご報告したが、共通第一次試験方式に関して、約

77%という相当数の大学が「改善に資する」との意向を表明しており、またこれに関する疑問点として提起されている事項も以上述べたような内容のものであるので、これらの問題が解決すれば、共通第一次試験実施に向って前進することも可であると考えてよいのではないかと思われる。以上が今回のアンケートの結果のまとめの概要である。

次いで、岡本委員長より次のとおり述べられた。

今回のアンケートの各質問に対する各大学の回答の状況はただいま報告のあったとおりであり、問1)の「入試センターの管理運営」に関して寄せられた諸意見は、国大協の研究だけでなく文部省との折衝によって解決を図るべき問題が多い。問2)の「試験実施時期」については、報告書で提案したE案に対する支持が多かったが、先にも紹介があった或る大学から提案された「共通第一次試験と第二次試験を連続して実施する」という案も検討に価すると思われる。この方法によれば、従来のように試験が1回ですみ、またコンピューター方式の一次試験は入学試験の一部ということになって、共通第一次試験に対するコンピューター方式試験というマイナス的なイメージも薄れることになる。ただ、これによると予備選抜を行うことは困難になる。

問3)の「第二次試験のガイドライン」については、報告書の提案に大体賛成の意見が多かった。しかし、一部には、第二次試験のやり方については規制は不要との意見もあり、またこれとは逆に、このやり方をはっきり決めてほしいとの意見もある。問4)の「実地研究の試験問題の適否」については、全般に量質ともに適当であるとの意見が多かった。

最後の問5)の「共通第一次試験の意義——共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資するか否か」の質問は、今日まで続けてきた入試改善調査研究の成果をこの時点でどう総括するかという締めくくりの意味ももつものである。この質問には、先程の報告でも説明があったように前提条件が付されているが、この前提条件に挙げられている事項は、国大協だけの独自の立場では処理できず文部省との折衝を要するものが多いため、このような表現となったわけである。それでこのような前提条件を付したうえ、「共通第一次試験が大学入試問題の改善に資するか」との意見をきいたわけであるが、その結果は、回答分類A～Cにみられるような肯定的な意見——①設問の条件が満たされれば大学入試の改善に資すると考える、②さらに幾つかの条件つきで大学入試の改善に資すると考える、③現行よりもある程度は大学入試の改善に資すると考える、などの意見——が大学別回答分で約77%あった。なお、これらの回答の中に付せられた「条件または要望事項」は当然処理されるべき性質の事柄であるが、それは主として各大学や文部省において考えるべき事項と思われる。

回答分類のD～Fは、共通第一次試験の大学入試問題に対する改善効果について、疑問視ないし保留態度をとるものであるが、それらの意見の背景は「疑問点の指摘事項」に記されているような考えである。ここでは8項目挙げられているが、その中の1～3の意見（この方法の改善のみでは根本解決にならない、大学間の格差是正が緊要、入試のみ変えても受験地獄は解消にならない）については、われわれも共通第一次試験が大学入試問題の改善に果す限界をわきまえて、その趣旨を報告書にも充分述べてい

るので、このような意見は反対の根拠にはならないと思う。4の意見は「受験生に対する二重負担の疑念」を表明したものであるが、これに対しても報告書では既に見解を述べている。5の意見は「大学の自主性がそなわれるおそれがある」として中央統制化への懸念を表明したものであるが、これはいわゆる国家統制とは別の意味の中央統制化を指しているようで、この点は当然留意されなければならない。6の意見は「まだ不明な点が多いので慎重にしてほしい」との意見表明であり、これは当然のことと思われる。7の意見は「実現の法的根拠を明確にしてほしい」との意見表明であるが、共通入試を行う際に何らかの法的規制が必要かどうかは、現在の強制力を伴わない「大学入学者選抜実施要項」による入試実施の実情をも勘案し、今後さらに検討の要があろう。8の意見は「設問の条件について結論が出ないまま、この問題を統計的に処理するのは適当でない」との意見であるが、この「設問の条件」については、前述したように国大協としての作業の限界を越えるので、文部省との折衝によって処理してゆくべきものと思われる。

以上のような次第であるので、当委員会としては「今回のアンケートの結果よりして、共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると判断したものが多かった」との一応の結論を持ち得るのではないかと考えられるが、これを理事会にどのように報告したらよいか。

以上の説明に関連し、「法的根拠」の問題および「一次、二次連続実施案」についてさらに補足説明があり、これに対し若干意見交換があったのち、次のような論議が交された。

○ 高校側は共通第一次試験の実施決定の発表

がいつ行われるかということに強い関心があるが、これに対してどう考えているか。

- 共通第一次試験をいつから実施するかという問題は国大協の守備範囲の問題ではない。
- 共通第一次試験を実施する際には適当な予告期間が必要であろう。
- 先程の報告で、問5)に対する学部別回答分では昨年より賛成率が低くなっているとの話があったが、学部別回答の統計処理をどう扱うかを検討する必要がある。大学別と学部別両様だと分りにくいので、大学全体の傾向一本にして出した方がよい。

(この問題について種々意見交換があり、その結果、学部別回答分は分数計算に算出し直すことにした)

このあと岡本委員長より、次のような提言があった。

今回のアンケートの結果については、先程も述べたように、国大協としては「共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると判断したものが多かった」と結論できるように思う。なおこの問5)の設問には幾つかの前提があり、また各大学より提起された条件または要望事項や、指摘された疑問点などもあるが、これらのものは実施に向っての具体的問題として文部省と折衝しなければならない問題と考える。それで、現時点において、本委員会として次のような趣旨の答申をすることではどうか。「国立大学協会は共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する。共通第一次試験の実施に関しては、残された問題点があるので、今後、文部省と協議し、慎重に対処すべきものとする。」

以上の提言を異議なく了承し、この趣旨を本

日引続き開催される理事会に報告することとした。

実施方法等調査専門委員会小委員会・各試験実施委員会委員長合同会議議事要録

日時 昭和51年6月2日(水) 10:00~12:30
場所 好仁会301号会議室
出席者 岡本入試改善調査委員会委員長
(実施方法等調査専門委員会)加藤委員長
湊, 小野, 川村, 丸井, 細川各委員
(試験実施委員会)各試験場大学(48校)
試験実施委員会委員長及び事務担当責任者

加藤実施方法等調査専門委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに、岡本入試改善調査委員会委員長より次のとおり挨拶があった。

本日はご多忙のところ本年度の「共通第一次試験試験問題実地研究」のことについてご参集頂き厚くお礼申し上げます。

大学入試の問題は社会問題にもなっており、国大協においては予てよりこれの改善について研究してきたが、その結果、世界の大学入試の動向等も勘案し、共通入試を実施するという方策を考え、このことについて検討を進めることについて各大学の合意が得られたので、去る48年より入試改善調査委員会を結成して「国立大学共通第一次試験」の実施の可否についての調査研究を始めることになった。

この共通第一次試験の構想については既にその大要はご承知のことと思うが、まず第一次試験を全国共通に行い、次いで各大学固有の試験を第二次試験として行うものである。すなわち、共通第一次試験によって受験生の高校にお

ける学習の達成度を評価するとともに、各大学が独自に行う第二次試験によって受験生の志望学部・学科に対する適性を検査し、この両者の成績を組み合わせて総合判定を行い、それによって入学者を選抜しようというものである。

このような構想に基づいてその実施の具体的方法等について検討を始め、48年度以降3年間に亘り、毎年その調査研究結果を報告書として発表し、今日に至った。その結果、この共通第一次試験の計画は社会一般からも注目されるようになったが、これの実施にふみきることにについては慎重を期する要があり、詳細な研究をして結論を出したいと考えている。

この共通第一次試験を実施するとなると膨大な数の受験生を扱うことになり、その業務の操作も複雑になるので、これに対応する体制整備を図らなければならない。それには、小規模でも模擬的な試行をして、そこに出てくる問題点を検討する必要がある。それで、「試験問題実地研究」というものを考え、49年、50年と2回に亘りこれを実施し、本年もさらにこれを行うこととした。

これは上述のように、共通第一次試験を実施する上の方法上の問題の検討に必要な措置であると同時に、各大学を試験場にしてこれを実施することによって、そのやり方の実態を各大学に知って貰うことの意義をも持つものである。また、この実地研究の結果を、出題した試験問題を含めて公表することによって、社会一般の理解を深めることの効果もある。今までの結果でも、実地研究に出題された問題は高校側その他より概ね妥当との評価を受けている。今回の実地研究は3回目であるが、今回は従来より試験場大学を大幅にふやして実施し、着実な実証が得られるよう配慮した。

この共通第一次試験の方式による入試改善を推進するについては、これが入試改善に役立つというしっかりしたフィロソフィーが必要である。そのようなことから、私は関係の方々数人とともに先般共通入試に関する欧米各国の実情視察を行った。私はアメリカだけの視察であったが、欧米諸国の趨勢は、高等教育進学者の増加に対応し共通入試実施の方向に進んでおり、社会一般からもそれが評価されている。この共通入試方式によると、出題される試験問題は衆知を集めて作成されるので、従来より適正な問題が出題される可能性があり、それはひいては高校教育の正常化に寄与するものと思われる。

以上のように、この実地研究は共通第一次試験の可否の検討に重要な意義をもつものであるので、ご多忙中恐縮であるがよろしくご協力のほどお願いしたい。

次いで、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり挨拶があった。

大学入試の改善については、共通第一次試験と第二次試験をあわせて入学者の合否判定をすることが現在の体制の下でいくらかでも改善に役立つのではないかとの考えのもとに、入試改善調査委員会では48年以降その基本的問題について調査研究を続け、その研究の内容もいよいよ大詰の段階にきた。あとはこれの実施上の具体的、技術的問題の詰めがあるが、それには「実地研究」が大きな役割をもっている。

共通第一次試験と第二次試験を行い、両者の結果を総合して合否判定を行うという方式は、大学側には事務的に二重負担となり、また受験生にとっても二重負担になるとの意見もあり、確かに、物理的に負担増となることは避けられない。しかし、受験生については、共通第一次試験は高校における学習の達成度をみるもので

あるから、平常の基礎的な科目履修をしていればそれ以上の特別な準備を必要としない。それに高校の教育課程では選択制が大幅に取り入れられるようになり、適性分化が行われるようになったので、第二次試験をそれに対応させるようにすれば、この入試方式は高校教育の正常化に役立つものと思われる。

他方、大学側として反省すべき事項として、入試に際して高校の履修程度を越えた試験問題を課するというそしりへの対応のことがある。それで、この共通第一次試験を実施するに当たっては、適正妥当な試験問題を出す可能性のことが問題となる。この点については、全国共通入試を行う際には、各大学教官の衆知を集めて作題に当るので、適正な問題が出せる条件もっている。それで、これまでの実地研究で、各科目別研究専門委員会が作成した試験問題について高校生に解答して貰い、その点についての評価を行ってきた。その結果、高校側より、この試験問題は概ね妥当であるとの評価を受けている。

上述したように、一次と二次と2回試験を行うことは、受験生にとっても大学側にとっても、物理的に確かに二重負担にはなるが、この2回の試験を行うことによって、従来より適正な合理的な入学者選抜ができるという大義名分が立つならば、物理的負担の加重という点は忍ばなければならないのではないかと考える。

以上のように、共通第一次試験のメリットの一つは適正な試験問題の作成ということであり、これの良否の検証は実地研究によることになる。共通第一次試験は多数の受験生を対象にして行われるので、その採点集計はコンピューター処理によらざるを得ないため、この試験問題はコンピューター方式に合致した形式のもの

でなければならない。それで、そのような形式による標準問題の作成の検討を行うとともに、全国的規模による試験実施の方法上の諸問題を研究するのが、この実地研究の目的である。

この実地研究は一昨年より始められ、その年は全国7地区（各地区1校）7大学において3,500人の高校3年生を受験対象として行われた。昨年は全国7地区（各地区2校）14大学において、居住地受験の実験をも含めて5,000人を対象に行われた。本年はさらにその規模を拡大し全国48大学で約12,000人を対象にして、主として実施面のテストを重点にして行うことにした。そのようなことで、本日お集まりの各大学には大変ご迷惑をおかけするが何分ともよろしくお願ひしたい。

なお、この国立大学入試改善の調査研究事業は国立大学協会の入試改善調査委員会が総括主体となって実施しており、48~49年は文部省より調査費の交付を受け、事務処理は国大協事務局で行ってきたが、仕事の内容が次第に具体的、事務的な方面に拡大して行ったため、50年度からは調査研究経費も国立学校特別会計に計上されることになり、事務処理も東大の入学主幹室の方で担当することになった。本年は、さらに事務処理内容が増加してきた関係で、この事務処理のための独立機関を設ける必要が生じ、東大に「国立大学入試改善調査施設」が設けられることになり、その施設長には東大の湊教授（入試改善調査委員会委員）が就任された。このように事務的な面は国大協から離れたが、この調査研究の主体は依然として国大協であり、各委員会組織も国大協の機関である。この点充分ご承知おき願ひしたい。

次に実地研究の試験問題の内容に関して一言すると、一昨年の実地研究の際は高校の旧教育

課程に基づいて作題したが、昨年から新教育課程に基づいて出題した。今年も当然新課程による出題となる。なお、このことに関連して、昨年「基礎理科」と「数学一般」を受験科目に加えた。これは、共通第一次試験では高校における学習の達成度をみるのが主眼であるので、高校における必修科目はすべて受験科目に含めるのが筋であるとの観点から、この2科目をも加えることにしたわけである。したがって、今年もこの方針を踏襲することにした。

この試験問題の出題に関連することであるが、科目別研究専門委員会の委員の任期については、2年限度で交代という考えをもっている。ただし、同時に全員交代をすると委員会としての継続性が断たれるので、半舷上陸の方式を考えている。しかし、実際には、各科目別研究専門委員会は昨年度まで3年に亘り同一メンバーで調査研究を続けてきた。これにはそれなりの事情があったわけであるが、しかし3年間も同一メンバーが問題作成にあたると一定のカラーが出てくる心配がある。それで、今年科目別研究専門委員会の構成を全面的に組み替えることにした。この科目別委員会の交代の問題も実地研究の一つの研究題目である。

なお、このような実地研究ではまだ突破できない課題がある。それは事故処理の問題である。例えば試験時間中に発生した問題ミス等の処理について、中央実施本部と現場との効果的な連絡網を整備する必要があるが、これについては本年はまだ十分な手段が考えられていない。これは今後の重要な一つの研究課題であるので、このことについてご意見、ご指示等頂ければ幸いである。

以上のような挨拶があったのち本日の議題についての議事に入った。

議 事

1. 本年度試験問題実地研究の実施について

初めに、湊委員（入試改善調査施設長）より次のとおり説明があった。

この国立大学入試改善調査研究の趣旨や経過等について、ただいま詳細な説明があったが、引き続きこの共通第一次試験について、どういった試験問題を使い、どういう方法で運営すればよいかを研究する「実地研究」のことについてこれからご説明したい。私の方からは総括的な説明をし、細部の点については国立大学入試改善調査施設の総主幹の方より説明申し上げることにする。

以上の前置きののち、資料1「昭和51年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書」に基づき調査研究の「重点事項」および「実施計画」の内容に関し詳細な説明が行われた。

次いで、入試改善調査施設の田保橋総主幹より、まず、資料2「昭和51年度試験問題実地研究実施計画」に基づき各項目の要点について説明があり、さらにこれに関連する諸資料についてそれぞれ説明が行われた。

そのあと、実地研究に関する経費の問題について次のような説明があった。

実地研究に要する経費については、6月1日現在で各関係大学に予算を示達する。本年度の経費については、昨年度より減っているのではないかとの批判の声があるが、これは予算案においては試験場大学を30大学分と予定して積算したものを48大学に配分することになったため、1大学当り経費が昨年より減額されることになったわけで、その点何分ぞ了承頂きたい。

以上の前置きののち、諸謝金（試験実施委員、試験監督、試験問題整理、試験場設営、試験場整理等の諸手当）および校費（会議費、委

員会費、答案返送費、電話架設費等)の内訳について説明があった。

以上の説明ののち次のような質疑応答が行われた。

- 資料9「実地研究受験者収容数調」の(注)1に「収容可能数は受験者を1人おきに着席させた場合で記入してください」とあるが、「1人おきに着席させる」という条件は昨年ではなかったがこのように改めたのは何故か。
- 試験の際に受験者が余り接近して着席するのは適当でないので、間隔をあけるために考えたことであるが、このことは試験室数や監督者数との関係もあり、もし困難な事情があれば必ずしも1人おきにしないでよい。
- 昨年は1試験室当りの受験者数を50人単位にしてほしいとのことであったが、今年もそのような制限があるか。
- 試験室の規模の関係もあり、態様に応じて適当にやって頂ければよい。
- 受験生の受験番号はいつまでに知らせて貰えるか。
- 9月上旬頃には知らせられるつもりである。
- 地理的な関係で試験場を2会場に分けたいが差支えないか。また、高校からの受験希望が多く定員をオーバーしているが、定員に満たない試験場大学の分を回して貰えないか。
- 試験場所を2会場に分けるのはよいが、1試験場大学分として番号を通してほしい。定員オーバーの問題はブロック内で調整できればよいが、総数がふえることになると印刷物の数量やコンピューター処理の作業とも関係するので具合が悪い。
- 3つの点について要望したい。①本年度の

実地研究が従来のものであった点について説明してほしい。②経費のことについて先程原案の説明があったが、30校分の予算で48校の経費を賄うということはおかしいのではないか。この実地研究の実施にたずさわる大学の教職員は連休を犠牲にして協力するのであるから、それ相当の待遇をすべきである。次回の会議の際にはこの数字を修正したはっきりしたものを示してほしい。④英語のヒヤリングのためにカセットを用意することは簡単なことではない。簡単な機械でよいといわれるが、機種がまちまちだと聴解力テストに不公平を生じる。本番の時にはヒヤリングの実施については慎重に考えてほしい。

- 従来と本年度の実地研究の相違点をコンピューター処理の関係から述べると、一つは今年マークリーダーの機種を変えて実施するつもりなので、これの実験の意味がある。また、昨年は解答用紙に受験生の氏名をプレプリントしたが、今年は受験番号だけを印刷し名前は各自に記入して貰うことにした。また、受験番号も各人にマークして貰い、どの程度正確に書けるかをテストすることも考えている。それと、マークシートのつけ方の指示も改良した。その他、資料5の「受験申込書」、資料8の「受験票」の様式も昨年とは若干変更を加えており、その結果を吟味することも一つの研究事項である。
- 先程の実地研究の経費に関する要望については、できるだけご希望に添うよう努力したい。
- 英語のヒヤリングのことは、本番の際にこういう方法で実施できるかどうかをこの実地研究で試験的に行っているわけである。それで、機械の性能その他のことについてお気づ

きの点があれば意見を提出して頂きたい。

- 受験申込者は申し込んだ大学で受験することになるのか。
- 本番の時は受験申込みは大学経由ではないが、実地研究の場合は申し込んだ大学で受験するのが原則である。ただし、試験場大学の収容力の関係で若干調整があるかもしれない。
- 中国地区では島根大学は試験実施校になっていないが、もし島根県の高校から受験したい要望があったら鳥取大学で受験させてよいか。
- 隣接県の高校からの受験生を受入れることは事情によっては差支えないと思う。
- 受験生は公・私立の割振りを考えなくてよいか。
- 設置者別の割振りは特に考えていない。国立大学受験志望者をランダムに選んで受験させることを希望しているが、必ずしもこちらの希望どおりにはならない。
- 試験の答えは受験者番号順に整理するのか。また、未解答用紙はどう処置するのか。選択科目の場合は以上の作業が仲々面倒である。
- 質問の2点については次回の会議の際に指示することにしたい。なお、番号順に整理することは、コンピューター処理上本来必要ではないが、實際上種々の間違いが発見され、それをチェックするには番号を揃えておいて貰った方が便利なので、研究段階ではそうして貰いたいと考えている。
- 受験者の手引や監督者要領の送達は9月15日までとなっているが、試験実施の1カ月前くらい前に送って貰えると都合がよい。次に試験問題、マークシートの送達や解答マーク

シートの返送は、全国ネットワークの業者が指定されているのか。大学個々で決めてやるのか。

- 受験者の手引や監督者要領はなるべく早く送るようにしたい。試験問題、マークシートの送達方法については、こちらからの送達は運送業者に依頼し、大学からの返送は速達便を考えている。本番の場合には運送業者を指定することになる。
- 「社会」「理科」など選択科目の教科の解答マークシートは教科毎にセットして送って貰えるか。そうして貰った方が現場では能率的に処理できる。
- 中央の方に人手があればよいが、現状ではセットする作業はこちらではむずかしい。
- 印刷の段階でセットすることはできないか。
- 機械作業ではそのようなキメ細かいことまでやるのはむずかしい現状である。
- 受験者の質に偏りがあるようだが、募集の際にランダムに選ぶことを強調した方がよいか。
- 趣旨としてはランダムがよいが、協力をお願いしている関係上、そのことを強いることはできない。
- 長崎県の壱岐、対馬は、長崎大学よりも九州大学の方に近い距離にある。しかし、長崎県教育委員会を通して受験者の募集を行うと壱岐、対馬にも通知が行き、遠隔地から応募者が出てくる可能性がある。
- 教育委員会に事務的に頼むのではなく、高校長会と話し合うとかすれば、しかるべき対応ができるのではないか。

概ね以上のような質疑応答があったのち、田

保橋総主幹より次のとおり依頼があった。

資料9「実地研究受験者収容数調」についての報告は7月30日提出期限となっているが、受験申込者数については7月20日までに電話で知らせて頂きたい。また、専用電話番号の確定が遅れる場合には、その個所はブランクにして文書を提出し、後日電話で連絡して頂きたい。なお、受験者の手引、監督者要領、試験場別受験者割当表、一覧名簿、分封数表、分封袋、欠席者数調等の資料は次回会議（9月22日）以前に送ることとする。

以上で協議を終り、次いで、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり述べられた。

以上をもって本日の会議を終るが、次回（9月22日13:30～）の会議では実地研究の実施についてのもっと具体的な打合せをしたい。この実地研究というのは、共通第一次試験に関する試験方式があやまらないようにするための研究であり、そのために高校側の協力を得てやっているのだから、各試験大学には種々ご面倒をおかけするが何分よろしくお願ひしたい。今回は新たに試験場大学をお引受け願った大学も多いが、既にこの経験をもった大学もあるので、準備を進める上の手続上のことについては、それらの経験ある大学に連絡をとりながら作業を進めて頂きたい。この実地研究は、共通第一次試験の本番の際には種々技術的な問題があるため、それらの点を検討するために行うものであるのだから、趣旨ご了承のうえよろしくご協力をお願ひしたい。

最後に、岡本入試改善調査委員会委員長より次のような挨拶があり本日の会議を終了した。

長時間に亘りご協議頂き、また有益なご指示

を頂き感謝に堪えない。先程ご要望のあった実地研究の経費の問題については、入試改善という重要な問題に取り組んでいることでもあり、できるだけご希望に添うよう努力したい。

また英語のヒヤリングの問題については、科目別研究専門委員会の立場で高校の学習の達成度をみたいという趣旨から研究的に行っているものであるのご了承頂きたい。この実地研究も3回目を迎え、同じことの繰返しのようにみられる点もあるが、多くの大学に実地に経験して貰い、その実態について知って頂くとともにいろいろご意見を伺うことができれば、この国立大学入試改善の調査研究の前進に役立つと考える次第であるので、くれぐれもよろしくお願ひしたい。

特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和51年5月8日(土) 10:00~13:00
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 (国大協側) 林議長、飯島、相磯、岡本(道)、岡本(舜)、小泉各委員
岩田、稲野、丁子各専門委員
(文部省側) 岩間、佐野、木田、清水(代
柏木教育施設部長)、井内、宮地各委員
大崎、阿部各専門委員他数名

林議長主宰のもとに開会。

初めに、議長より次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、予算概算編成前の定例会議として、過日文部省からご要求があったのでご参集をお願ひした。

ついで、来年度の予算概算編成方針その他について、文部省からご説明を願ひ、そのうえでご協議をお願ひするが、その前に委員の交替についてご報告し、また専門委員の委嘱についてご了解を願ひたい。

まず、渡辺秋田大学長が退任されたので、飯島広島大学長が国大協第6常置委員長に互選された。また、会長指名の委員として岡本埼玉大学長に就任をご委嘱した。次に専門委員としては、文部省の人事異動の関係で阿部大学課長に、また手塚九州大学事務局長が退任されたので、その後任として稲野筑波大学事務局長にそれぞれ委嘱したのでご承認を願いたい。

以上の挨拶について、岩間委員より次のような挨拶が述べられた。

本年度の予算も本日ようやく成立の見通しがついた。その間、予算編成についてご相談し、格別のご協力をいただいたことにお礼を申し上げたい。なお、この特別会計制度協議会が最も実質的な協議のできる重要な場であるので、今後ともご協力をよろしく願います。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 高等教育懇談会の報告について

これについて、佐野委員より次のようなことが述べられた。

来年度の予算要求編成方針の話に入る前に、高等教育懇談会の報告について概略の報告をしたい。47年度以来高等教育懇談会において高等教育の基本的な方向について審議が行われ、48年度の報告でかなり具体的な方向がついたわけであるが、51年3月15日の懇談会の報告をもって、いわばこの段階における高等教育懇談会としては、最終的な見解のまとめができたということになる。高等教育懇談会の作業がはじまった47年以来、大きな社会的・経済的な状況変化があり、また高等教育をめぐる諸情勢も流動的である。さらに私学の質的充実を図るための私

立学校振興助成法の制定に伴う5カ年間の新增設の抑制措置等のこともあり、これらの状況と18才人口の動態等を考慮して、今回の報告では当面5年間の計画内容を具体的に示している。この報告では、61年度を目標年度として、計画期間を前期(51年度～55年度)と後期(56年度～61年度)に区分し、前期の計画では、特に高等教育の将来の発展のための基盤整備を図る観点に立って、質的充実を図る配慮の下に必要な計画のみを進めるという方向になっている。ところで国立大学についての拡充規模は年間平均2,000人、5年間で10,000人ということであるが、この数字は重要な意味をもっていると思われる。予算は単年度の編成であるがやはり5年間を見通した計画をたてていく必要がある。これらの国・公・私立大学を通じた整備については、大学設置審議会の中に設置計画分科会を設けて検討をお願いすることになっている。いずれにしても来年度の概算編成方針については、高等教育懇談会の示した方向を考慮に入れて進めることにしている。

以上のように「高等教育懇談会の報告について」の報告があった。

2. 昭和52年度国立学校特別会計予算要求編成方針案について

初めに、資料「昭和52年度国立学校特別会計予算の概算要求について(説明資料)(案)」の朗読があったのち、文部省側から各項目の要点について説明があった。

なお、これに関連する個別事項としてそれぞれ次のように報告があった。

(1) 国立学校非常勤職員(日日雇用職員)任用状況

これは、実態調査の結果をまとめたものである。ここに示されている約10,000人の非常勤職員をどのように処置していくかという難しい課

題であるが、今後も検討を続ける必要がある。

(2) 昭和51年度国立学校特別会計予算案基準的経費措置状況

基準経費については、国の財政的状況がよくないということと各省の研究機関に等価的な問題であるということで、国立大学だけを伸ばすということが難しい状況にある。今年度は学生当り積算校費は大学院に重点を置き、かつ格差是正の見地から文科系に重きを置くということにしたい。

教育当り積算校費は、これを一率に上げるのは困難な事情にあるので、特別教育研究経費を新たに設け、教育方法等改善経費、特定研究経費などの経費を積み上げることにした。

次に、補完的経費（清掃費、光熱水料、図書館維持費、学生補導経費等）、設備充実費などのパイプスの経費の充実をはかることによって、基準的経費全体の増の確保を考えた。勿論、基準的経費そのものの増額には最善の努力をほらわねばならないと考えている。

なお、大学間交流の促進の問題がある。これには、特別教育研究経費の中に大学間相互協力交流事業費を設け、促進を図りたいと考えている。次に、大学間の共同利用という観点から演習林、農場、臨海実験所など、既存の施設を各大学が共同に利用するという見地から効率的に整備し、各大学が共同のセミナーを開催し、それを通じて大学間の交流が促進されるように考えた。また、客員講座を設けたり、あるいは外国人講師を客員教授と呼称する制度を設けることにした。他にも大学間交流の促進に役立つ方法が国大協の見解としてあれば伺いたい。

次いで飯島委員（第6常置委員長）より次のような説明があった。

第6常置では、幾つかの意見があったので、

それを理事会に報告し、ここでもそれを述べることにする。

その第一は、予算の成立の中で最大の関心は教職員定員の確保の問題である。これがすべての計画的整備の根本をなすものであって、これが打開されなければ計画的整備に大きな支障をきたすことになる。国大協の方の見解としては、総定員法問題について適切な時期に適切な発言なり行動なりをすることが望ましいということであれば、協力することは吝かではない。そこで、この問題の成行きについては綿密なインフォメーションを頂きたい。

第二は、基準的経費の問題である。これの枠取りは難しい問題ではあるが、大学の財政あるいは機能にとっては基本的な要素をなすものであるので、これの充実には充分のご努力をお願いしたい。

次に、他省庁の研究所との比較がよく話題になるが、他省庁の研究の多くは、プロジェクト研究にウェートを置いているので、基準的経費そのものは研究所の活動にそれほど重要な部分を占めているのではないという意見がある。もう一つは、パイプスの方法の検討は、この際やむを得ない重要なことであるが、さらに現実的な部分として、非実験講座の実験化の促進、人文・社会系の実地調査に対する旅費の増額、紀要等の出版経費が不十分であることなど、細かなことではあるが重要なパイプス部分があることをご承知願いたい。

第三には、特別教育研究経費が、基準的経費を補うものとして新たに設けられたが、これの配分については、大学側の希望も考慮に入れてその運用方を検討されたい。

次に、大学間交流の促進については、理想的には異存はないが、抽象的理念をいかに具体化

していくかという難しい問題がある。例えば、国立と私立間の交流は地方レベルでは可能性が大きい、そのあり方によっては、私学の不完全性を国立大学がカバーするような逆現象も起りうる、大学間交流には平仄をあわせた財政的援助が必要であろう。

その他、52年度の概算要求の個別的事柄についての主な問題としては、(1)計画化を見通しての概算要求ということ、その計画化については、十分なインフォメーションを受けて、大学側もそれに応じて考えをたてていきたい、(2)大学院の問題については、大学院問題懇談会の現時点での大よその考えを伺わなければ、大学側の考えをたてることはできない、(3)医療短期大学を再検討することの問題、(4)教職単位取得のための受講志望者の増加に伴う教官増の問題ならびに教育実習の問題、(5)外国人教師の問題については、これを正規の教授、助教授として採用できるようにすべきだという国際的な見地からの意見、(6)図書館の問題については、大規模の図書館と小規模の図書館との間の交流はアンバランスになりがちであること。

最後に、教官の待遇改善については、総会までに要望書をまとめて提出することになっている。

以上の文部省側ならびに国大協例からの説明ののち、概ね次のような意見交換があった。

- 総定員法の枠から大学が外に出ることは、メリットのみならずデメリットもあるということであるが、どういうデメリットがあるということであろうか。
- 総定員法という大きな枠内にあっては、各省庁の残りの定員をもらうということができたし、外からの風当たりも総定員法全体としてカバーさせることができたが、外に出るとな

ると、国立大学の定員問題についても真正面から議論せざるをえなくなり、外に出たから直ちに定員が増えることにはならない。具体の議論となると欠員の問題などは従来以上にきびしいものになる。技術的にはどういう形で外に出るのか、毎年法改正をするとなった場合に、4月に遡ることができればよいが、遡及しないことにもなりかねない。また、仮に総枠をさきに決めて毎年の数の決定は政令に委任することになっても、その総枠を決めるメドは何かということになる。総定員法の枠から大学が外に出ても必ずしも自由の道は開かれるとは考えられない。

- 平坦な道がないことは確かであるが、高等教育懇談会の計画的整備についての見解もでたし、社会的要請も強いとなれば、何らかの計画的な定員の確保はなければならない。
- 高等教育の将来計画については、国大協においても、第1常置、第6常置をはじめ関係の委員会で、現状とあるべき姿を充分分析し、検討しなければならない課題だと考えている。さらに、それを基礎にすれば大学の新しい定員策定も考えることができると思う。
- 国立大学の定員問題に関連して、行管と文部省との間に交された協定は、その後どのようなになっているのであろうか。
- 昨年、定員削減の際に、国立学校の定員問題については、総定員法改正の際に充分検討する、大学の拡充整備等については充分配慮する、ということ骨子とする内容の協定をした。次に総定員法に関連して文部省関係では数多くの非常勤職員の問題があるが、これも解決しなければならないということであった。51年度には総定員法改正の感触もえていたのであるが、経済事情の大きな変動に伴い

改正は見送らざるをえない情勢になった。しかし、その時点において行管との間で、一昨年の協定を再確認するという手順は踏まえてあるので内容的には変化はない。しかし、事務的には総定員法の数と現員数の差が2,000に迫っているのだから、総定員法はいずれ改正せざるをえない事態にある。問題は、国の財政事情等からして、それが可能かどうかということである。

- 長期的な計画については、国大協でも勿論検討しなければならない問題であるが、折角高等教育懇談会があるのだから、そちらの方で積極的に話を進めてもらいたい。
- それについての具体的問題としては、例えば、5年間に国立大学の学生数を10,000人増やすということであるが、その数字が出てきた根拠は何か、その裏付けは確かな見通しがあるのかどうか、もしこれが不確かであれば当面のガイドラインとしての意味はあるが、各国立大学がそれに即して長期計画を考えるガイドラインとしては余りにも不完全なものである。
- 国立大学の拡充の必要性は地方大学にこそ大きな問題がある。その中でも特に教養部の拡充の必要性がある。それは、一般教育の教官定員はいまなお基準に達していないということである。そのような現状にある大学で学生増をする場合には、現に足らざるところを補い、かつ増に対応するというところまで考えていかなければならない。学生増は単に学生の数を増やすということだけにとどまる問題ではない。一般教育は成立の時から欠陥あるものとして発足はするが、専門と一般の二本立ての教育を新制大学は理念とするということであった。

- 国立大学の定員問題については、行管との約束もあることであり、この際に現行より改善される方向で取り組む姿勢ではあるが、それを財政事情がどこまで組み入れてくれるかということになる。なお、この課題には、社会情勢の動向、日本の高等教育の展望、それに先進諸外国の大学教育との比較も考えなければならぬという難しい問題が含まれている。
- 高等教育懇談会は10,000人増という計画数は示しているが、それをどういう方向に向けるかは明らかにしていない。むしろこのような課題が懇談会の重要なテーマではなかるうか。
- 高等教育の需要予測、社会要求の予測の研究は過去にもあり現在もある。しかし、その効果は不毛に等しい。特に最近のように流動性の激しい社会では、高等教育全体の措置の弾力性と柔軟性を確保しておくにとどめざるをえない。しかし、5年間に10,000人という目標を策定した時に、少なくともこれを行政的に保証する措置はとられるべきであったと思う。
- 高等教育懇談会の最大の悩みは、国立と私立の全体に通じた一つの高等教育マップを策定するというテーマが与えられているところにある。そのうえ、さらに国際比較の問題も入り込んでくることになり、それとの対応はかなり難しい問題である。次に、総定員法の問題については他省庁との兼合いの問題、地方公務員の現状、企業との比較の問題なども考えさせられる問題である。
- 日本の大学教育の将来は国・公・私立を含めてどうあるべきか、という課題が提起されてきたのが高等教育懇談会であった。教育

問題の将来を考える場合には、学生が大学をでてから先の社会のあり方を考えながら、その方向性を検討しなければ日本の教育計画をたてることはできないという意味の論議が、大学の中から提起されることが基本姿勢であって、それが国民の輿論にまで反映されなければならないことだと思う。

- 補完的経費としての清掃費の問題であるが、企業においては生産によってでてくる廃棄物はその企業が処理する原則になっており、その経費は生産コストに入れているということである。大学の教育研究によってでてくる廃棄物も大学自身が処理するのは当然である。しかし、これには多様な問題があってその処理は極めて難しい。いまや、このことは環境についての教育研究の問題であって、これ程難しい現実教育は他にない。そういう意味においてこの経費は経済的要素が強いと思う。
- 大学院の奨学金が単価は多くなったが、奨学金の総額は変っていないので相対的には減になっている。もし貸与金の回収状況が悪くなければ難しく考えないで増額してもらいたい。
- 会計法の弾力的適用という問題がある。教育問題にも不況の波を被ることはやむをえないが、他面では教育にはコンスタントに必要な人と金を確保していかなければならない。それには現行法の可能な中で、あるいは特会法を改正して考えるということも検討課題ではある。問題は単年度の経費であるがために、無駄な使い方になっている一面があるので、これを有効に改めることはできないかということであるが、現行の範囲内でも可能な限りは現実の適用面で解決していきたいと考

えている。

- 大学でも、細かな収入ではあるが、上げようと思えば上げられないことはない。しかし、現行のシステムでは大学で収入を上げて、その大学にとってはむしろマイナスになる。収入を上げることによって多少なりとも財政的メリットがあるということと、動くだけ損になるということとはかなり大きな相異があると思う。
- その問題は重点事項として収支相償うよう検討することにした。
- 今年度から新しく設定された特別教育研究経費の採択される基準を明らかにされ、それによってセレクトした大学側の要求事項を汲み取られるよう要望しておきたい。

以上のようなことについて意見交換が行われたのち、共通一次入試の問題、放送大学の基本計画に関する問題、大学院のあり方と研究所の問題、海外子女教育の推進に関する基本的施策について、などのことが話題として取り上げられ、懇談が行われた。

就職問題懇談会議事要旨

日時 昭和51年6月30日(水) 10:00~12:00
場所 霞山会館梅の間
出席者 大学8団体、高専3団体
(文部省) 十文字学生課長、清見課長補佐
他2名

開会に当り文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

ご多忙中ご参集頂き厚くお礼申し上げる。50年度卒業者の就職状況については、各大学のご努力により別紙資料に示すとおり51年3月末現在で大学関係は83.7%、短大関係は79.5%、高

専関係は98.9%という就職決定（内定）率となった。この就職決定率は、昨年11月調べの就職希望者数に対する本年3月末の就職決定（内定）者数の割合を示したものであるが、この就職希望者の中にはその後進路変更（留年など）をした者も若干あると思われるので、それらの者を除けば就職希望者は大方は全員就職できたのではないかと思われる。

次に本年度（51年度）卒業予定者の就職事務開始時期についてであるが、これについてはいろいろな経緯があり、結局、10月1日求人活動開始、11月日選考開始ということになり、大学側の希望に添い得ず大変ご迷惑をかけた。しかし、これは今年限りの暫定協定であるので、趣旨ご了承のうえ就職事務が円滑に行われるようご協力をお願いする。

さて、本日の協議のことであるが、その主題は「昭和53年3月卒業予定者の就職事務開始時期」に関することである。この就職事務開始時期の問題については、一昨年・昨年は学校側と雇用側の意見の齟齬によって難航した経緯があったので、来年度（52年度）以降の協定については学校側、雇用側双方が納得がいく半恒久的な協定を早い時期に詰めて、皆が一致して守れる体制を作り上げたいと念願している。

それで、52年度以降の協定についてこれからご意見を伺いたいが、これについては、今年の協定成立の経緯からして9月1日求人活動開始、10月1日選考開始という線が妥当なのではないかと思われる。これには高校卒業予定者の選考時期（現在は10月1日開始）との関係が絡み問題点があるが、全体的な調整を図ることを企業側にも要請し、また労働者側の協力も得て、これの実現を図りたいと考えている。いずれにしても、まず各位のご意見を伺い、それを

ベースにして進めていきたいと考えている。

今一つ本日ご協議頂きたいことは、別紙資料「求人就職関係諸証票について」に関することである。これは、就職の際における差別の解消に関することである。この差別解消のことは、従来も企業側に対し、本人の資質能力に関係のない事柄について差別をしないよう抽象的な申入れをしてきたが、これの具体的問題として、就職の際における求人票や応募書類等の内容から差別に関する事項を削除することにはどうかということを考えて。中学や高校においては、就職に関する応募書類はこのような趣旨を取り入れた様式に統一されている。しかし、大学にはまだこの統一様式というものがないので、大学においてもこれに倣ってはどうかと考えて提案した次第である。

私立大学連盟ではこの趣旨に則り、別紙のような統一した「求人申込書」を作製し、これによって企業から求人申込みをして貰うようにしているが、それ以外の就職関係の諸証票（応募関係の履歴書、身上書。求職関係の就職希望登録票、進路票。その他の人物考査書、推せん書等）についても共通の問題点があるのではないかと思われる。それで、できたら各大学団体、高専団体が一致して申合せをして、就職事務を処理するようにはどうかと考える。これについては企業側の問題もあるが、一応この配付資料に基づいてご意見を伺い、お持帰りのうえさらに検討して頂き、できれば何らかの方向を出したいと願っている。

図議 事

1. 昭和53年3月卒業予定者の就職事務開始時期等について

清見学生課課長補佐より、52年度以降の大学

卒業予定者の就職事務開始時期についての各団体の意見を伺いたい旨述べられ、これについて各団体よりそれぞれ次のような意見が述べられた。

国立大学協会：大学卒業予定者の就職事務開始時期の問題についての文部省の種々のご配慮に対し感謝する。当協会としてはその後この問題について協議していないが、51年度の協定についてこの会議で協議した際には、先程学生課長から話しのあった9月1日—10月1日の線を各団体とも希望していたので、当協会としてもこの線を希望するのではないかとと思われる。

公立大学協会：この問題についての当協会としての統一意見は後日決定されることになるが、各加盟大学からの資料を取っているので大体の傾向は分る。それによると、51年度の協定よりも少し早目にして貰いたいとの意見が多い。昨年協定した10月—11月の時期だと前期試験の時期にかかり都合が悪いので、できれば夏休み前にしてほしいとの意向がみられる。それと、この10月—11月の時期にすると、どうしても選考日が一時期に集中して一発勝負ということになり、また試験に落ちた場合にあとの条件が悪くなるので、その辺のことを考慮してほしい。そのほか、この就職事務開始時期の協定に関しては、公務員試験との調整を考慮してほしい。大学では、先に決定した就職先を優先的に扱っているが、公務員試験を受ける者はこれと併行して民間会社の試験を受け、公務員試験に合格すると会社の方を振ってそちらに行ってしまう、大学としては求人先との信義問題が生ずることになる。そのような事情があるので、公務員試験も民間会社の採用試験時期と同一時期にあわせるようにしてほしい。

私立大学連盟：先月会合を持ったが、この問

題についてはまだ漠然とした話合の段階である。しかし大方の考えは昨年、51年度の協定について協議した際に当連盟の意向として申し上げた、①大学の教育計画に則して考えるということ、②卒業生に有利になるように配慮すること、の2点を基本としている。当連盟としては、本年度（51年度）の協定は暫定ということもあり、昨年度（50年度）の協定に際しては当初6月—7月という案が出発点としてあったという経緯にも鑑み、来年度（52年度）以降の協定を考える際には本年度の10月—11月の線を基にして考えるのではなく、それ以前の6月—7月を出発点として考えるべきであるとの声が多い。

私立大学協会：当協会の就職委員会での圧倒的な意見は6月—7月の線に戻すべきであるということである。過去2年間の9月—11月、10月—11月の協定は暫定であるので、52年度以降については6月—7月を中心に検討すべきであるとの意見である。選考開始が11月にズレ込んだため種々支障があり、これは就職率の低下にも現われている。特に当協会加盟大学の中には地方大学が多く、これらの大学では就職事務が1月にまでズレ込んで入試事務と重なり、種々支障があった。そのような点から11月選考開始ということは絶対に避け、6月—7月をベースにして検討してほしい。当協会としてはそのことを強く要望するが、この会議の決定には従うつもりである。

私立大学懇話会：まだ加盟校全体の意見はきいていないが、昨日会長と相談した結果、9月—10月の線が妥当であろうということであった。なお、この就職事務開始時期の問題については採用者側の意向もあるが、その前に大学側で話し合って統一方針を決めることが大事であ

るということであった。各連盟、協会等が意思不統一では困るので、企業側と折衝する前に、まず大学側の意思統一を図るべきであるということと、時期としては9月—10月が適当であろうということが、会長との相談の結論である。

国立短大協会：国立短大は勤労学生が多いという特殊事情があり、新たな就職を希望する者は40%程度しかいない。この就職事務開始時期の問題については、当協会としてはまだ相談していないが、上述のような特殊事情があるので、就職問題については楽観している。

公立短大協会：当協会では本年度の10月—11月の時期については、ごく少数の学校が別な意見をもっているが、大方は現在の協定の線に一致しており、特に考えを変える必要はないと思っている。そのようなことで、52年度以降の協定については、当協会は柔軟性をもっているので、各団体で検討して10月—11月が定着しているというならそれを守るし、変更になっても当協会としてはそれに従う。ただ、極端な変化だと意見が出るかもしれないが、多少の修正なら問題ないと思う。

私立短大協会：まだ委員会を開いていないが、先々週3日間の研修会を行った際にこの就職事務開始時期の問題が話題になった。なお、当協会加盟校420校余りのうちその40%程度は4年制大学併設であり、それらの学校の一部は私大連盟、私大協会、私大懇話会の3つの団体にそれぞれ加入している。それで、そちらの団体からの線で動いている面があるが、これを当協会として統一したいと考えている。

この就職事務開始時期の問題については、総合すると教育的には秋以降の10月—11月がよいが、そうすると大規模大学では年内に就職できない積み残しの者が出てくる。また、小規模大

学では就職関係の事務組織が貧弱なので、この期間内に事務処理をするのが困難である。そのような事情もあるが、私立短大では大体9月—10月の線がよいというのが大多数であると予想している。

なお、私見を申し上げますと、昨年12月2日の四者会談（大学側、企業側、文部省、労働省）の際に述べたように、現在の2段階方式（求人活動開始→選考開始）は無理なやり方であると思う。大学での就職事務開始は求人活動開始よりも当然早くなり、求人側に対する依頼状発送を6月あるいは7月にやっている所がある。これは10月1日求人活動開始という協定を破るもので、よくないことである。それで、この2段階方式を改めて、大学就職事務開始→大学推せん開始→選考開始という3段階方式にするのがよい。そうすれば協定違反がなくなる。なお、就職事務開始時期については10月—11月では遅いので9月—10月が好ましい。

国立高専協会：就職事務開始時期について問題となるのは、技術系と文科系を同一時期に行うやり方のことである。この両者は時期をズラしてやった方がよい。先程私大連盟から提起された6月—7月案は教育的な見地から適当と思われるし、企業側も上半期決算後で採用計画も立てられる時期と思う。ただ、高専の場合を考えると、最近の傾向として大学が高専卒業生の受入れの道を開いてきており、また科学技術大学院も設置されることになっており、その試験時期（編入試験は10月初め頃）との関係を考えて、9月20日頃から選考開始にして貰えると都合がよい。

公立高専協会：当協会加盟校は4校と僅かである。来る7月28日に加盟校が集まり進路指導の問題について協議することになっている。そ

れで、就職事務開始時期についての各大学の意見はきいていないが、先程国立高専協会から話のあったように、秋以降は全員卒業研究をしているので、11月選考開始だと学生は不安定な気分になる。それで、できればもう少し時期を早めて貰いたい。先程6月―7月という話もあったが、9月当初くらいに選考開始にして貰えると都合がよい。

私立高専協会：当協会加盟校は7校で、そのうち3校は大学に移行することになっている。卒業生が少ないので、就職事務開始時期については昨年度の9月―11月でも、本年度の10月―11月のいずれでも差支えないと思う。ただ、夏休み以前にすることには反対である。夏休み以前にやると学生は休暇中遊んでしまう。それで、夏休み以後なら9月―10月でも10月―11月でも、どちらでもよい。

各団体より概ね以上のような意見が述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

- 公務員試験が一般の就職試験より早く行われるのは不合理である。企業の採用試験と足並を揃えるようにするのがよい。
- 就職事務の開始時期については既に論議が尽きていると思うが、先程からの話をきくとまた元に戻って蒸し返しているように思われる。そのようなことをしていると、中央雇用対策協議会の方ではまた独自の決定をするようなことになる。大学側の意見としては昨年論議をして9月―10月の線に固まったものと思う。それで、この就職事務開始時期の協定をこの際半恒久的なものにするためには、大学・企業・関係官庁の三者による協議会を設け、そこで審議決定すべきである。そうしないと大学側と企業側とが別々な決議をし、そ

の結果、労働省がこれの調整を図るというようなことになる。この問題について今さら白紙に返して議論するということになる、大学8団体の意見も仲々まとまらないと思う。

- 昨年大学側の要望として提案した9月―10月の線にも問題はあるが、一応の総意としてまとまったものなので、これを基準にして考えるべきだと思う。なお、公務員試験と民間企業の採用試験とを同一時期にするということについては、公務員試験は狭き門であるので、別々にやった方がよいとの学生側の意見もある。
- この就職事務開始時期の問題については故事来歴がある。初めは各団体それぞれの意見があつて支離滅裂の状態であつたのが、やまとまとまって今日に至つたという経緯がある。先程の理工系と文科系とを別々の時期にした方がよいとの意見も、以前は二本建てであつたのが一昨年5月―7月になつた時に、これを一本化することにしたわけである。その後企業側が51年度は10月―11月に変えたが、これは暫定協定であり、52年度以降については大学側と企業側が合意できる線で半恒久的なものを定着させたいということで本日は話し合いをしているわけである。それで、大学側でよく話し合つて、企業側の事情も考慮しつつ妥当な線を決める必要がある。
- この就職事務開始時期の問題は高校卒業予定者の採用選考時期と関係するが、これについて高校側との交渉はどうなっているか。
- 文部省内部で職業教育課の方と早い時期に交渉を始め、6月初めには高校長会総会にも職業教育課の方からこれの検討方を話して貰つた。ただ、高校側は、いまこれが遅い時期に変わるのには困るという意見がある。それは、

私立高校では、採用選考時期が11月以降になると入試業務と重なって困るということのようである。そのような事情で本来の11月1日選考開始が5、6年前から暫定的に10月1日開始の線に繰り上がったということである。

- この問題についての企業サイドの情報は入っているか。
- 申し入れているが、種々多忙のためまだ本格的には取り組んでいない。予め打診した上で頼もうと思っているが、それについては大学側が9月—10月の線にまともまればよいがバラバラでは困る。
- 9月—10月案に対して絶対反対といているわけではない。
- 就職事務開始時期を決める前に関係者の協議機関をつくってほしい。
- そのことは労働省とも話しているが、事前の下ごしらえをしておく必要がある。
- 一昨年、5月—7月案が9月—11月に変更になったとき、企業側の都合で一方的に変えられるのは困るといった。昨年暮の労働省主催の企業側と大学側との懇談会の席上で、大学側は9月—10月の線を要望し、企業側の方でもこの案に賛成の意見も相当あったが、結局10月—11月ということになった。四者協議会を開く場合には、そこでしっかり決めないとだめである。
- 本日の話し合いに基づいて文部省は労働省に働きかけるのか。或いは労働省の働きかけを待って文部省は動くのか。今後の予定はどうなっているか。
- 本日の意見を早速労働省に伝え、労働省で下ごしらえして四者会議をセットし、そこで相談する。

概ね以上のような意見交換があったのち、学生課長から、大方のご意見も伺ったので、その線で進めたいと思うのでよろしくお願ひしたい、と述べられ、本議題についての協議を終った。

2. 大学での就職事務の取扱いについて

前項の就職事務開始時期の問題に関連し、大学での就職事務の取扱いについて、次のような意見交換があった。

- この就職事務開始時期の問題については、従来は「就職事務に関する申合せ」ということで、「就職事務の開始時期」と「推せん開始時期」についての申合せをしてきた。ところが、その後中央雇用対策協議会の決議が出され「求人活動開始時期」と「選考開始時期」ということになり、卒業予定者と企業側との関係は規定されたが、大学側と企業側との関係は明確になっていない。それで、大学での就職事務の開始時期については各大学まちまちになり、すっきりしない点があるので、私大連盟では傘下大学間でこれを統一することになり、労働省とも折衝して、6月から求人依頼状を発送することにした。そして、学生に対する求人の公示は7月からということにした。
- 大学8団体で、「協定」に基づく事務取扱要綱について話し合い、統一方針を定めた方がよい。例えば、①求人依頼状発送、②求人受付、③ポスター掲示、④推せん状発送等について取り決めれば、基準ができる。
- 10月1日の求人活動開始以前に就職事務を始めることは協定違反にならないか。
- 大学側と企業側との接触は10月以前でもよいわけである。

- 企業側と大学側との関係は「協定」の規定とは別である。それで、過般(51.4.15)「昭和51年度就職事務について(事務連絡)」として、労働省業務指導課長より各都道府県職業安定主管部長宛の行政指導文書である「昭和51年度の大学及び高等専門学校卒業予定者の選考開始時期等について」という文書を添付して各大学、高専団体事務局長宛お送りしたわけである。
- 10月-11月の協定は学生と企業との関係を取り決めたものであるといっても、一般社会ではそうは受け取らない。先程述べたように就職事務開始→推せん開始→選考開始という3段階にすればその点がはっきりする。
- 中央雇用対策協議会の決議は企業側と学生との接触についての協定であり、その時に事前の就職事務の扱いについては固まっていなかったもので、その点については触れられていない。もし、それが必要なら、大学での準備段階の就職事務のことも付け加えればよい。
- 中央雇用対策協議会の決議にいられている「求人のための一切の行為」に関する説明は、大学における就職事務の流れの実態を把握していないものである。来年度はその辺もはっきりさせてガラス張りにした方がよい。
- 協定の時期以前に就職事務を行うことを含みにして中央雇用対策協議会は学生と企業側との関係その決議で規定した。それで、事前準備のことは、この決議からはみ出しているためははっきりしないが、今年は労働省の行政指導の線をふまえてはっきりさせたい。
- その際に大学側を拘束しないようにしてほしい。余り細かい点まで協定せず、基本的な申合せだけにしてほしい。

3. 求人求職関係諸証票について

このことについて、学生課長より次のとおり説明があった。

この件については最初の挨拶の際に述べたように、配付資料に基づき意見交換のうえ各大学に持帰り検討して頂きたいということであるが、要するに求人・求職関係の諸証票の記載事項の中より、本人の資質能力に関係のない事項は省略し、就職の際における差別問題をなくそうというものである。本日配付した資料のうち、1.の「求人申込書」は私大連盟作製の標準様式であり、これは去年から実施されている。2.の応募書類の「履歴書」と「自己紹介書」は関西地方のある大学が使っているものを参考までに示したものである。そのほか、これ以外の求職票(就職希望登録票、進路票等)についても、一定の制限を設けた方がよいかどうかの問題もあり、またその他の証票(人物審査書、推せん書等)についても、同様に一定の記載事項を制限した方がよいかどうかということもある。

以上の点を資料に即して具体的に説明すると、「求人申込書」では採用条件の項の「その他の条件」のところでは例示を省いて空白にしてある。また、「提出書類」の所には戸籍謄本(抄本)を省いてある。これを入れると本籍の詳細が分り、問題があるので省いたわけである。「履歴書」については、本籍地は都道府県どまりにしてあり、「自己紹介書」については家族の職業欄を除いてある。以上のようなことで、就職関係の諸証票の内容から差別に関する事項を削除するようにして、これの統一様式を作ってはどうかということである。

以上の説明に続いて、私立大学連盟よりさら

に次のような説明があった。

当連盟では、各大学同じ条件で就職に対する学生の応募をさせようということで、会社側からの「求人申込書」を一定の様式のものにすることを決め、昨年度よりできるだけ実施することにし、本年度は全面的に実施することにした。この雛型は標準様式であり、差別問題の関係事項を省略してある。「履歴書」の方は当連盟の統一様式というのではなく、関西方面の大学で自主的に使用しているものである。以上のように差別に関わる事項は削除したが、関東と関西とでは事情が違うので、問題が生じないよう慎重に扱った。企業側に対しては、本人の資質能力に関係のないものは省くよう大学指定のものを使用して頂きたいと依頼している。

以上の説明ののち、次のような意見交換が行われた。

- 就職関係の諸証票を統一することは、各大学にとっても企業側にとっても便利なことと思う。就職関係の提出書類について必要妥当なものを企業側と相談して決めることは大事なことである。
- 大学8団体の中で指定用紙を定めることはできないか。
- 労働省に申し入れることはできないか。
- 大学・高専団体で足並が揃えられれば労働省や企業側にお願いできる。このことは労働省は分っているが、企業側がどの程度理解しているかよく分らない。
- この求人・就職関係諸証票を統一することについての申合せができるかどうか、またこの様式よりもっとよいフォームが考えられるか、などについて各団体でご検討願いたい。
- 文部省の方でまとめて貰えるか。

- 各団体の申合せで決まれば考慮する。
- 求人申込書は、同じ様式に統一されれば大学側が作らなくてもすむのではないか。
- そこまで行くためのワンステップである。

概ね以上のような意見があったのち学生課長より、求人票、応募書類以外に就職票（就職希望登録票、進路票等）、その他の証票（人物調査書、推せん書等）についても差別関係事項を除くようご配慮願いたい、と述べられ、本日の議事を終了した。

第58回総会国立大学協会事業報告書

（注）第57回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (87回)

(1) 第57回総会

50. 11. 12 (水)	第1日
11. 13 (木)	第2日

(2) 事務連絡会議

50. 11. 13 (木)	幹事会
11. 14 (金)	第24回事務連絡会議

(3) 理事会 (4回)

50. 12. 12 (金)	理事会
51. 2. 13 (金)	理事会
5. 7 (金)	理事会
6. 21 (月)	理事会

(4) 常置委員会 (30回)

ア) 第1常置委員会

（主要審議事項）「高等教育懇談会高等教育部会中間報告」ならびに「本報告」を審議し、これに対する国立大学協会としての見解案のとりまとめを行った。なお、技術系職員の問題についても審議した。

- 51. 3. 10 (水) 常置委員会
- 4. 28 (水) 常置委員会
- 5. 1 (土) 小委員会
- 5. 6 (木) 小委員会
- 6. 7 (月) 常置委員会

イ) 第2常置委員会

(注) 今期は第2常置委員会の開催はなかった。

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 昭和51年度卒業予定者の就職事務開始時期につき、文部省、労働省、各大学団体と協議し申合せを行った。また、学寮問題につき第4常置委員会と合同して討議し、小委員会を設け各大学に対するアンケート案を審議した。その他課外活動振興に関する要望書を再度提出することについて検討した。

- 50. 11. 17 (月) 就職問題懇談会(文部省)
- 12. 2 (火) 就職協議会(労働省)
- 12. 9 (火) 就職問題懇談会(文部省)
- 12. 23 (火) 就職問題懇談会(文部省)
- 12. 25 (木) 常置委員会(第4と合同)
- 51. 1. 23 (金) 就職問題懇談会(文部省)
- 2. 23 (月) 常置委員会(第4と合同)
- 5. 14 (金) 小委員会(第4と合同)
- 5. 25 (火) 常置委員会(第4と合同)
- 5. 25 (火) 常置委員会

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学生の教育研究災害補償制度の実施推進について協議した。また、学寮問題につき第3常置委員会と合同して討議し、小委員会を設け各大学に対するアンケート案を審議した。その他学生の厚生等に関する諸要望書案について検討した。

- 50. 12. 8 (月) 教育研究災害補償制度懇談会(学徒援護会)

- 12. 25 (木) 常置委員会(第3と合同)

- 51. 2. 23 (月) 常置委員会(第3と合同)
- 5. 14 (金) 小委員会(第3と合同)
- 5. 25 (火) 常置委員会(第3と合同)
- 5. 25 (火) 常置委員会

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 昭和51年度大学間の交流関係予算について文部省より説明をきくとともに、常置委員会として今後取り上げるべき問題点を協議した。なお、学長の国際交流についてタイ国の学長等招致の計画をたてて文部省とも協議し実施計画を審議した。

- 51. 1. 16 (金) 常置委員会
- 4. 17 (土) 常置委員会

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 大学財政小委員会において取り上げるべき問題点について協議し、各委員が作業を分担した。また、昭和52年度予算に関し文部省の考え方をきき意見交換を行った。なお、国立大学教官等の待遇改善について審議するとともに要望書案をとりまとめた。

- 51. 1. 26 (月) 小委員会(財政)
- 1. 27 (火) 常置委員会
- 2. 25 (水) 小委員会(財政)
- 5. 7 (金) 常置委員会
- 5. 22 (土) 小委員会(給与)
- 6. 4 (金) 常置委員会
- 6. 14 (月) 小委員会(財政)

(5) 特別委員会(40回)

ア) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) 小委員会において審議した「格差是正に関する報告書(案)」を各大学に送付し、これに対する意見を照会した上、その回答によって案の修正を行い、総会に提出すべき成案を得た。

- 50. 12. 19 (金) 小委員会
- 51. 1. 26 (月) 特別委員会
- 6. 1 (火) 小委員会
- 6. 7 (月) 特別委員会
- 6. 9 (水) 小委員会
- 6. 21 (月) 特別委員会

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 「医学教育改革に関する調査研究報告書案」に対する各大学の意見により所要の修正を行って最終案を得た。理事会に付議したのちこれを文部省、厚生省その他関係各方面に送付し参考に供せられるよう要望した。さらに大学設置審議会大学基準分科会の「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について(中間報告)」に対する各国立大学の意見を基にして特別別委員会の意見をとりまとめ、文部省に提出した。

- 51. 2. 3 (火) 特別委員会
- 3. 11 (木) 特別委員会

ウ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について(第二次報告案)」の最終修正の作業を行った。

- 50. 11. 29 (土) 小委員会

エ) 入試調査特別委員会

(主要審議事項) 国立大学共通第一次試験に関し昭和50年度標準問題地区実地研究を行った。また、50年度事業計画に従い各専門委員会等においてそれぞれ残された調査研究ならびにアンケートに示された問題点の検討を行い、50年度版「調査研究報告書」をとりまとめた。さらに新年度においては東大付設入試改善調査施設の発足を見、51年度事業計画を定めて報告書に対するアンケート照会、各地区説明会の開催、各委員会の開催等本年度の調査研究を進め

た。

- 50. 11. 15 (土) コンピューター委員会
- 11. 23 (日) 実施方法、コンピューター各小委員会(実地研究実施)
- 11. 24 (月) 同上
- 12. 23 (火) 実施方法等小委員会
- 51. 1. 16 (金) 科目別委員長、実施方法等合同
- 1. 17 (土) 実施方法等小委員会
- 2. 4 (水) コンピューター委員会
- 2. 4 (水) コンピューター小委員会
- 2. 18 (水) 実施方法等小委員会
- 2. 19 (木) 入試改善調査、実施方法等合同
- 2. 29 (日) 実施方法等小委員会
- 3. 27 (火) 実施方法等小委員会
- 4. 12 (月) 入試改善調査小委員会
- 4. 30 (金) 入試改善、調査実施方法等合同
- 4. 30 (金) 科目別委員長、実施方法等小合同
- 5. 7 (金) 会長副会長入試改善副委員長打合せ会
- 5. 11 (火) 報告書説明会(北海道地区)
- 5. 12 (水) 説明会(近畿地区)
- 5. 13 (木) 説明会(東北地区)
- 5. 13 (木) 説明会(中部地区)
- 5. 17 (月) 説明会(中国四国地区)
- 5. 18 (火) 説明会(九州地区)
- 5. 21 (金) 説明会(関東甲信越地区)
- 5. 20 (木) コンピューター委員会
- 5. 25 (火) コンピューター小委員会
- 6. 2 (水) 実施委員長担当者会議

- 6. 21 (月) 実施方法等小委員会
- 6. 21 (月) 入試改善調査委員会
- 6. 21 (月) 会長副会長等打合せ会

オ) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 教員大学院大学の構想ならびにその準備状況について、文部省および準備室長の説明をきき意見交換を行った。さらに、教員養成系大学・学部を設置基準の問題について全般的な自由討議を行った。

- 51. 1. 26 (月) 特別委員会
- 5. 19 (水) 特別委員会

(注) 今期は科学技術行政、教養課程、研究所、入試期、教職員の厚生等各特別委員会の開催はなかった。

なお、大学運営協議会も開催されなかった。

(6) 特別会計制度協議会 (4回)

(主要審議事項) 昭和51年度概算要求のその後の状況について、文部省側より説明をきき意見交換を行った。また、同政府案の決定に伴い同案ならびに関連する問題について協議した。なお、その間に協議会懇談会を開催した。さらに、昭和52年度予算概算編成方針等について審議した。

- 50. 12. 20 (土) 第26回協議会
- 12. 25 (木) 協議会懇談会
- 51. 1. 14 (水) 第27回協議会
- 5. 8 (土) 第28回協議会

(7) その他の諸会合 (5回)

- 50. 11. 19 (水) 日教組との会見
- 51. 3. 10 (水) 公立大学協会との懇談会
(文部省)
- 3. 15 (月) 高等教育懇談会(文部省)
- 4. 26 (月) 監事会
- 6. 14 (月) 日教組との会見

2. 要望書その他諸活動 (25件)

(対外的諸活動)

50. 11. 12 第57回総会において決議された①身体障害者の大学受入れのための施策について(要望)ならびに、②大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書、については両要望書を持参し、谷田第2常置委員長ならびに川上図書館特別委員長が文部省および大蔵省を訪問し説明の上要望した。

50. 12. 12 国立大学の授業料について、昭和51年度予算編成に際しその引上げが検討されている由であるが、国立大学の性格とわが国民生活の実情を考慮し善処方につき配慮を文部大臣宛要望した。

50. 12. 20 第26回特別会計制度協議会に際し、国大協側各委員より文部省側に対し、学費の問題について意見交換を行うとともに慎重な配慮方を要望した。

50. 12. 20 文部大臣との懇談会の席上、林会長、岡本、相磯両副会長より永井文部大臣に対し、学費問題について改めて慎重な取扱い方を要望した。

50. 12. 24 林会長、岡本、相磯両副会長、渡辺第6常置委員長が国立大学の授業料について要望書を大蔵省に持参し、また、竹内大蔵事務次官に面談し国立大学の実情を述べ慎重な配慮方を要望した。

50. 12. 25 特別会計制度協議会懇談会に際し、学費の問題について国大協側林、岡本、相磯、渡辺、飯島各委員と文部省側との間に重ねて意見交換が行われ、文部省側において国大協側の意向を了とされ、大蔵省側に対し最後まで折衝を尽されるよう要望した。

50. 12. 26 林会長、岡本、相磯両副会長、渡辺第6常置委員長、飯島第6常置委員が再び永

井文部大臣と会見し、国立大学の授業料の問題について予算折衝の場において文部大臣の一層の努力を要望した。

51. 1. 30 「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書」を参考資料として会長から人事院総裁に提出した。

51. 2. 13 医学教育に関する特別委員会において検討中の「医学教育改革に関する調査研究報告書」がまとまったので、文部省、厚生省その他関係各方面に国立大学協会の意見として要望した。

51. 2. 15 昭和51年度予算通過の上は入試改善調査施設を東京大学に付設されたい旨2. 13開催の理事会の議を経て会長より東京大学総長宛に依頼し、2. 18付東京大学総長より会長宛若干の条件をつけて承諾の回答があった。

51. 2. 17 国立大学の授業料について、会長から衆参両文教委員長宛国の高等教育の社会的役割と教育の機会均等を確保することの重要な意義に鑑み、国会の慎重な審議を要望した。

51. 3. 15 高等教育懇談会総会にあたり高等教育計画部会の中間報告に対し、整備計画の規模等弾力的取扱いを望む旨その他の意見を口頭申入れを行った。

51. 5. 13 大学設置審議会の「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について（中間報告）」に対する医学教育に関する特別委員会の意見を文部省大学局長宛提出した。

（各国立大学への意見照会）

51. 2. 13 大学格差問題特別委員会において予て検討中の大学格差問題について、「格差是正に関する報告書(案)」がまとまったので、特別委員長から各国立大学長にこれを送付し検討を依頼した。

51. 4. 5 「国立大学入試改善調査研究報告書（昭和51年3月）」について、入試改善調査委員会委員長から各国立大学長宛アンケート調査を依頼した。

（資料・連絡強化等）

50. 12. 13 学生の教育研究災害補償制度実施に伴う協力方について、会長から各国立大学長宛依頼した。

50. 12. 13 国立大学授業料引上げの問題について12月12日開催の理事会において審議の結果、取敢えず文部省に対し要望書を提出することになり、同日、林会長、岡本、相磯両副会長ならびに飯島、今村両第6常置委員が文部省に岩間事務次官、佐野大学局長を訪ね善処方を要望した旨事務局長から各国立大学長宛事務連絡した。

50. 12. 25 学費の問題についてその後の経過を述べ、12月20日第26回特別会計制度協議会の状況、同日夜の永井文部大臣との懇談会の際の要望、さらに、12月24日大蔵省に対しても要望書を提出し、慎重な配慮方を要望した旨各国立大学長宛事務局長から事務連絡した。

50. 12. 26 学費の問題について、12月25日特別会計制度協議会懇談会の際の状況ならびに12月26日の林会長、岡本、相磯両副会長、渡辺第6常置委員長ならびに飯島第6常置委員が再び永井文部大臣と会見し、この問題についての大臣の一層の尽力を要望した旨を各国立大学長に対し事務局長から事務連絡した。

51. 2. 3 昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期について、去る1月23日開催の各国・公・私立大学団体代表者による就職問題懇談会において行われた申合せを、会長名をもって各国立大学長宛通知し関係者に対する

趣旨の徹底方につき依頼した。

51. 2. 13 「医学教育の改革に関する調査研究報告書」がとりまとめられたので、医学教育に関する特別委員会委員長から各国立大学長宛これを通知した。

51. 2. 17 学費について2月13日開催の理事会において昭和51年度予算を審議中の国会に対し、授業料をできるだけ低廉に止めるよう要望することになり、同日衆参両院の文教委員長宛提出したのでこの旨各国立大学長宛事務局長から事務連絡を行った。

51. 3. 10 大学卒業予定者の就職につき労働省職業安定局より「本年度進路決定者名簿」に関する連絡があったので、各国立大学長宛事務

局長名をもって事務連絡した。

51. 4. 26 昭和51年度の大学卒業予定者の選考開始時期等について、労働省より都道府県職業安定主管部局長宛通知の旨文部省より当協会宛連絡があったので、その趣旨内容につき各国立大学長宛事務局長名をもって事務連絡した。

51. 5. 1 昭和51年度における国立大学入試改善調査施設の業務について各大学の協力分担に関し、会長から各国立大学長宛依頼した。

(要望書等の受理)

国立大学協会会長宛各種団体等から下記のとおり要望書等の提出があったので、理事会に報告するとともにそれぞれ関係委員会宛送付した。

日 付	団 体 等 名 称	事 項
50. 10. 14	日本商工会議所	新卒大学卒業生の就職促進に関する提唱について
50. 11. 5	全日本農水産関係大学学部長協議会	教官当り校費節減、補正追加
50. 11. 8	全日本学生自治会総連合	学費、学割、就職等
50. 11. 10	全国高等学校長協会	共通第一次試験について
50. 11. 10	公立大学協会	大学入試の改善について
50. 11. 12	全国普通科高等学校長協会	大学入試改善
50. 12. 6	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会	国立大学教員就職、第2外国語採用等
50. 12. 17	奈良教育大学教授会	国立大学の授業料について
51. 2. 12	北見工業大学長	授業料値上げについて
51. 3. 10	大阪教育大学教授会	授業料値上げについて(声明)
51. 4.	留学生問題を考える会	留学生と入試改善について
51. 4. 15	日本弁護士連合会	少年法「改正」反対について
51. 4. 26	東北地区教官待遇改善懇談会委員長	教官の停年退職手当法に関する意見
51. 4. 26	同 上	国立大学協会「要望書」に関する意見
51. 5. 12	国立大学一般教育担当部局協議会(香川大)	一般教育部長等の法制化に関する要望について
51. 5. 20	中国四国地区国立大学学長会議(愛媛大)	学内共同利用施設の要員確保について
51. 5. 25	博士課程をおく国立大学教育学部長会議	教育学部の緊急改善事項について
51. 6. 9	九州地区国立大学長会議(大分大)	内地研究員のわくの拡大について
51. 6. 10	全国大学院生協議会	大学院生の研究・生活条件の改善について

3. 刊 行 物

(1) 50. 11 「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書」
(第6常置委員会)

(2) 50. 12 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について(第二次報告)」(国立大学協会)

- (3) 50. 1 「格差是正に関する報告書(案)」 (5) 51. 3 「国立大学入試改善調査報告書」
 (大学格差問題特別委員会) (入試改善調査委員会)
- (4) 51. 2 「医学教育の改革に関する調査研 (6) 51. 2 会報第71号
 究報告書」(国立大学協会) (7) 51. 6 同 第72号

窓

湖底に眠る漁村

浜名湖と遠州灘をつなぐ湖口に、東海道新幹線が一瞬のうちに通過する鉄橋がかかっている。この今切口とよばれている湖口が完成したのは余り古いことではなく、足利時代・明応七(1498)年、地震によって付近の漁村と共に陥没し一夜にして出現したという記録が残っている。

先年(1961・74年)二回にわたる発掘調査でつきとめた湖底の遺跡は、今切口の北東約二軒の地点、弁天島の北側で発見したのであるが、この明応地震によって湖面下に水没し今日に至ったと考えられている。現地を踏査したところ、湖干狩による後世の攪乱を受けてはいるものの、遺物包含層が確実に存在することを確認したので発掘に着手した。

干潮時に湖干狩を行なう場所とはいえ、陸上の遺跡とちがって、大潮の干潮時でも数時間だけ顔を出す地形である。このような条件の遺跡を発掘した前例は国内には一つもなく、すべて暗中模索であったが、発掘地点を建築用パネルで囲い水中ポンプを併用することで満潮時にも調査を続けることができた。これは、浅い水面下の遺跡調査に先鞭をつけることでもあった。

そして、木製の井筒で囲んだ井戸三カ所と、井戸の中や周辺から土器をはじめ、漁網に使われたと考えられる五十点程の土錘などを発見した。採集した土器は、弥生時代中期以後、七世紀代におよぶものであって、この八百年程の間に湖底の遺跡で何回かにわたる生活が営まれていたことを示している。そのうち、井戸は五世紀代と七世紀代のものであることも、中から発見した土器によって知ることができた。

井戸が使用されていた頃が、この遺跡のもっともさかんな時であるが、海岸平野からその頃の浜名湖と遠州灘にはさまれて、細長く西にのびた砂嘴の上で生活が行なわれていたことになり、井戸から飲料水がえられたとはいえ、その頃の生業の基本である稲作など行なえるような場所でないことは明瞭である。また、ちょっとした時化でも冠水するような地形であったことはいうまでもない。

一方、発見した資料の中に土錘のような漁具があることから、この遺跡で生活を営んだ人々の生業が漁業によっていたことを疑う必要はないと思うが、地理的環境からここで年間を通じての生活を想定することは不可能である。おそらく、周辺の大遺跡(伊場・中薄)から、漁業に従事するために季節的に設けられたキャンプとしての性格をもつ遺跡としての可能性が強いと判断している。

この遺跡より時期はさらに降るのであるが、奈良・平城宮跡出土の木筒には、すでに「浜名郷」より調物として鮓が都に送られていたことを示している木筒がある。奈良朝に海産物を産した浜名湖辺における漁村の姿は、われわれが湖底において調査した遺跡と程遠くない、ひっそりとした状況であったと想定している。

(静岡大学人文学部教授 市原寿文)

諸 会 合

(51年5月～6月)

- | | | |
|----------|--------|----------------------|
| 5. 1(土) | 13時30分 | 第1常置小委員会 |
| 5. 7(金) | 10時 | 第6常置委員会 |
| | 12時30分 | 入試問題懇談会 |
| | 14時 | 理事会 |
| 5. 8(土) | 10時 | 特別会計制度協議会 |
| 5. 11(火) | 13時 | 入試改善調査委員会説明会(北海道地区) |
| | 13時 | 〃 (中部地区) |
| 5. 12(水) | 13時 | 〃 (近畿地区) |
| | 13時 | 〃 (東北地区) |
| 5. 14(金) | 13時30分 | コンピューター専門委員会小委員会 |
| | 13時30分 | 第3・第4常置委員会合同小委員会 |
| 5. 17(月) | 13時 | 入試改善調査委員会説明会(中・四国地区) |
| 5. 18(火) | 13時 | 〃 (九州地区) |
| 5. 19(水) | 10時 | 教員養成制度特別委員会 |
| 5. 20(木) | 10時 | コンピューター専門委員会 |
| 5. 21(金) | 13時 | 入試改善調査委員会説明会(東京地区) |
| 5. 22(土) | 9時30分 | 第6常置委員会給与問題小委員会 |
| 5. 25(火) | 14時 | コンピューター専門委員会小委員会 |
| | 14時 | 第3・第4常置委員会合同会議 |
| 6. 1(火) | 10時 | 大学格差問題特別委員会小委員会 |
| 6. 2(水) | 10時 | 試験実施委員会委員長会議 |
| 6. 4(金) | 10時 | 第6常置委員会 |
| 6. 7(月) | 10時 | 大学格差問題特別委員会 |
| | 13時30分 | 第1常置委員会 |
| 6. 9(水) | 14時 | 大学格差問題特別委員会小委員会 |
| 6. 11(金) | 10時 | 入試問題懇談会 |
| 6. 14(月) | 10時 | 第6常置委員会大学財政小委員会 |
| | 11時30分 | 国大協・日教組会見 |
| 6. 21(月) | 10時 | 実施方法等調査専門委員会小委員会 |
| | 13時 | 大学格差問題特別委員会 |
| | 13時 | 入試改善調査委員会 |
| | 15時30分 | 理事会 |
| | 17時30分 | 入試問題懇談会 |
| 6. 22(火) | 10時 | 第58回総会(第1日) |
| 6. 23(水) | 13時 | 第58回総会(第2日) |
| | 10時 | 第1常置委員会 |
| | 10時 | 第2常置委員会 |

	10時	第3常置委員会
	10時	第4常置委員会
	10時	第5常置委員会
	10時	第6常置委員会
6.24(木)	17時30分	幹事会
6.25(金)	10時	第25回事務連絡会議
6.30(水)	10時	就職問題懇談会

窓

ミズバショウと尾瀬

「尾瀬」ときくと、「ミズバショウ」を連想する人が多いことでしょう。一年ほど前のNHKの連想ゲームでも、「ミズバショウ」という問題からみごとに「尾瀬」をあてた人がいましたね。このように、ミズバショウをたくさんの人たちが知ることになったのはなぜでしょう。

まず思い出されるのは江間章子作詞「夏の思い出」です。この歌は、昭和24年6月13日より同17日までラジオ歌謡として放送されました。

昭和24年といえば終戦4年目で、まだ敗戦の痛手の中にいました。この年には、「古橋の相次ぐ世界新記録」「湯川博士のノーベル科学賞」などの、私たちにふるい立たせるニュースがありました。一方には、「三鷹事件」「下山事件」や「法隆寺金堂を焼く」というような暗いニュースもありました。

このような世相の中なので、いっそうの効果があつたのでしょうか。この歌の美しいメロディはたちまち全国にひろまり、特に若い人たちの集まりで好んで合唱されました。

この歌をうたっていると、すぐ気がつくことは、「はるか」「やさしい影」「夢みている」「たそがれる」「^は勾っている」「なつかしい」などの、それこそ「霧」のようにぼやとした言葉が多いことです。

具体的な形をもっているのは、ミズバショウだけです。それだけにミズバショウが印象的にこの歌の中に浮かび上がってきます。

また歌の中で、ミズバショウは夏に咲くことになっていますが、この花のシーズンは5月の終りから6月のはじめにまたが一週間、長くても10日間です。

その頃は至仏山はまだ雪におおわれ、ところどころに雪の残る枯草色の湿原には、リュウキンカの黄とミズバショウの白とだけが目立ち、夏どころか春も未だしといったときです。

私はミズバショウをみると、いつものことながら「清楚な美しさ」とか、「きよらかな白さ」にうたれるのですが、こんな感じはあの「夏の思い出」の中にはありません。

あれやこれや考えていると、江間さんは尾瀬を見ずして作詞したのではないか、とも思われてきます。

しかし、不粋な^{みだ}穿鑿はやめにしましょう。美しいリズムにのせて、こんなにも「ミズバショウ」を世に広め、「尾瀬」を紹介した「夏の思い出」は、すばらしい歌であることには変わりはありませんからね。

ミズバショウは尾瀬の代表みたいですが、このほかにも美しい草、珍しい草がたくさん生育しています。尾瀬を一度訪ねると、またもう一度訪ねてみたいと思うのが、尾瀬です。四季を通じて魅力がいっぱいのところなのです。

(群馬大学教育学部教授 堀 正一)

要 望 書 等

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

昭和51年6月23日
国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターの一部に教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和52年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

大学保健管理施設の増設・充実について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、救急処置など、およびその他の修学上の相談のほか、精神衛生、災害保障、公害防止などに関する諸問題に直接間接関与する必要を生じ、その業務はますます重大性を加えている。

ついては、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その

施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和51年6月23日
国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

昭和51年6月23日
国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年度以降逐次実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取り上げて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず、教員ならびに学生がすぐれた自然環境のなかで共同生活を通じ

て一体となって相互の研磨に努め、学部自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいままでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、次のとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事業

この施設は、次の目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ 200 名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約 3,000m²
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために十分な用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当り、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも 2カ所を設置する。

大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

昭和51年6月23日

国立大学協会

会長 林 健太郎

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における物価水準の上昇に比べて、貸与金額の改善がなお依然として立ち遅れを示していることや、貸与人員の枠の狭い現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

昭和51年度において改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の大幅な上昇に伴い、奨学生の生活費にシめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

昭和51年6月23日

文部大臣
永井 道雄 殿

国立大学協会
会長 林 健太郎

学生部関係職員は学生の厚生補導という重責を担うとともに大学の管理運営に関して重要な役割を果たしているが、この職責に見合う処遇が充分でない実情に鑑み、次の諸点について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- (1) 大学の規模の大小にかかわらず、すべての学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。
- (2) 学生部の課長の特別調整額については、実情に応じ部内の均衡を考慮するとともに、事務局課長との権衡を図るよう措置されたい。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和51年6月22日

国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第58回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、現下における国立大学教官等の処遇の実情に鑑み、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官は、その職務の重要性と専門性

が社会的に広く認識されているにもかかわらず、遺憾ながら、それにふさわしい処遇を受けていない。ことに現在、高等教育機関の計画的な拡充・整備が緊急課題となっているが、これに充分に応え、かつ有為な人材を大学に確保するに足りる待遇とはなっていない。大学教官と同程度の専門職に比べても、待遇改善が著しく遅れているのが現状ですらある。

こうした点をふまえ、ここに次の諸点の実現方を強く要望する。

1. 大学教官の俸給水準を大幅に引き上げること。

大学教官の俸給は、職務の特殊性と重要性とを充分配慮して決定されなければならない。大学教官は、専門職者として学術研究に従事し、進歩発展しつつある研究成果を摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく責務と同時に研究成果に基づいて高度の専門教育を行う特殊かつ重要な社会的責務を負っている。

いわゆる「人材確保法」に基づいて、義務教育教員については格段の待遇改善が行われた。これに伴い人事院勧告によって国立大学教官の俸給との調整措置がなされたが、それは未だ甚だしく不十分で義務教育教員との格差の逆転現象は解消していない。

大学教官の俸給をその責務にふさわしい水準に引き上げ、あわせて義務教育教員の俸給との権衡を図ることが社会的にみて公正妥当な措置であると考える。

2. 俸給体系の大幅な是正を図ること。

国立大学教官の俸給の上下格差を縮小し、初任給ならびに下位等級者の俸給を大幅に引き上げると同時に、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高号俸に到達できるよう

「中ぶくらみ」の形に改める必要性は高い。これなくしては、大学は、高度の専門的研究・教育者にふさわしい有能な人材、とくに若手・中堅教官を確保することも、また大学教官の研究・教育能力の標準を不断に引き上げることも困難であるといわなければならない。

そのさい、次の点は具体的に配慮されてよい。すなわち、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大差がない。そこで現行俸給表における講師3等級格付けを助教授2等級格付けに変更し、両等級の一本化を図ること。

3. 指定職の定数を大幅に増加させ、すべての部局長（学生部長を含む）に指定職を適用すること。

昭和48年度より指定職甲乙の区別が撤廃され部局長への指定職の適用拡大が図られてきたが、未だその定数は少なく一部の部局長に適用されているにとどまる。

よってこのさい、指定職の定数をさらに大幅に増加させるよう引き続き配慮されたい。具体的には大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職をすべての部局長にその在職期間中適用するよう定数を増加させる。

なお、暫定措置として、未だ指定職の適用を受けていない部局長については、現行の管理職手当の支給率を大幅に引き上げることを強く要望したい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情を考慮し、全学段階の学生委員、補導委員等の学内教育行政の激職にあるものには管理職手当を適用するよう配慮さ

れたい。

5. 大学教官の全般的待遇改善に資する方向で大学研究調整額（仮称）を設けること。

周知のように義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がある。大学教官も研究・教育上の特殊性に鑑み多様な職務を長期間にわたって遂行している。よって、この際、こうした職務遂行に見合った手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給することを配慮されたい。

6. 研究教育補助職員の待遇を大幅に改善すること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果たす役割は大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれらの職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これら職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために、別建ての俸給表を新設し、あわせて俸給水準を大幅に引き上げることを強く要望する。

昭和51年6月22日

国立大学協会

会長 林 健太郎

「高等教育の計画的整備について」に対する見解

国立大学協会

昭和51年6月22日

高等教育懇談会は、昨年12月6日標記の計画について高等教育計画部会の中間報告を発表

し、次いで本年3月15日その正式な報告（以下「報告」という。）を提出した。その中には賛意を表すべき内容も少なくないが、ここでは特に問題があると思われる諸点を取り上げ、国立大学協会の見解を述べる。これが今後の高等教育の整備の実施の上に反映されることを期待する。

1. 基本方針について

(1) 高等教育計画の基本理念について

本「報告」の内容は、昭和48年度の報告から引きつがれてきたものであり、今後10年間のわが国の高等教育を、主として量的な側面から計画的に整備するための方向と内容を明らかにしたものである。その基調は、経済・社会情勢の変化によって生じた進学志望者の増大に如何に合理的に対応できうるにかおかれており、この数を地域、構造の両面から配分することを策定したものである。したがって計画の骨子は、地域間格差の解消、専門分野構成の不均衡の是正、人材の計画的養成に必要なものに対して述べられている。

しかしながら、もし高等教育の計画が、進学志望者の増加というデータにより、その数を機械的に割り振るということをその方針としているとすれば、基本理念を欠いているといわざるをえない。

高等教育の基本計画の策定にあたっては、その基本理念を明らかにし、量的拡大とともに、現在の高等教育にみられる格差のひずみや、教育の空洞化の根因を探り、それらを是正し、研究教育の質を向上せしめるための方策を明示する必要がある。

本「報告」は、このような基本理念についての検討を欠いているといえよう。

(2) 計画的整備における方法について

「報告」は、前期（昭和55年まで）における、人材の計画養成を必要とする分野の学生数の算定を第一にあげ、併せて地方国立大学の整備、私立大学の質的充実、教育制度の流動化を提示している。しかしながらわれわれは、これらの整備にあたっては、前述したように、まず教育機関のあり方に関し総体的な枠組みや規模をどのようにすべきかが明確にされていなければならないと考える。また、研究教育上の目的や任務や機能を、どのように把握するかによって、その設置形態や種類の違いが生ずるが、これに関する明確な指針を欠き、その計画的整備の方法の上できめ細かな配慮がなされず、単に数値を目途とした画一的、形式的な策定がなされているように思われる。したがって、本「報告」が一つの柱としている地方国立大学の整備についてみても、たとえ学生定員増による講座・学科目の拡大がなされ、あるいは又構造の柔軟化、流動化による再編成がなされたとしても、もしそれらが現行基準による枠内にとどまるとすれば、それが内蔵する不合理なひずみや停滞が残されたまま形式的な整備が行われることになる。

また本「報告」では、大学院に関する問題は、“大学院問題懇談会”の審議に委ねられているが、今日、学部教育と大学院教育とは密接に関連しており、大学院のあり方の検討や位置づけを含まない高等教育の整備は、最も重要な中心の柱を欠いているものといえよう。大学院を含む高等教育機関の全体系を総合的にとらえ、これらを正しく位置づける高等教育の計画的整備の方法の速やかな確立が要請されるのである。

(3) 拡充計画の所要経費について

いうまでもなく、高等教育の拡充は、その財政的基盤の確立なしには、その現実的な策案は提示されえない筈である。昭和48年度と49年度の報告は、国民経済の中において高等教育に充当すべき経費の規模や、資源配分の効率等について検討を加えている。それによれば、目標年度における高等教育の経費は、私立大学の学生1人当りの経費を国立大学なみとしても、国民総生産に対して1.09%の比率であり、このような規模は、将来諸条件の変動があるとしても、決して国民経済に対して過大なものではないと明言している。さらに、その報告では、現実には昭和46年度の経費は8,000億円で、比率にして0.99%であったものが、40年代を通じて大学の規模が拡大したにもかかわらず、むしろ漸減の傾向にあるのであると指摘し、教育費の負担について種々の分析が行われている。

しかるに、本「報告」では、この問題の検討がなされず、教育経費の内容や予測の部分が全く削除され、これに関しては一言も触れられていない。

高等教育の問題は国の百年の計にかかわる国政の基本的な柱であって重みをもつべきものであり、これに必要な経費の規模や内容を具体的な数字として明らかにし、それに基づく諸種の施策を提言することこそ「報告」の重要課題であると考えられる。

(4) 大学院の拡充・整備について

前述のように今日のわが国の大学の拡充整備は、直接間接に大学院問題と関連しており、両者を分離して高等教育を考えることはできない状況にある。

昭和49年度の報告では、学問の高度化や専門的分化に応じて研究教育の水準を高めるためにも、また、高度の専門職業人や高等教育機関の

教員・研究者を確保するためにも、大学院を計画的に拡充する必要があるとしている。さらにその拡充にあたっては、現状のままの量的拡大ではなく、研究教育の内容や条件の改善を図ることが必要であり、特にその教員組織については格段の充実を提案している。これに加えて大学の規模に関して、将来の需要に見合ういくつかの仮定を設けて試算し、その設置形態についても新たな構想を示している。

しかるに、本「報告」は、この問題を、“大学院問題懇談会”の検討に委ねたとしている。大学院問題と切り離された拡充整備は、その内容の空洞化を意味するにほかならない。なお、当協会が全国立大学の意見を背景にして昭和48年10月に発表した「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」に対する見解には、今日の大学院問題に関するわれわれの見解が示されており、今後の施策に反映されることを要望する。

2. 整備計画の内容について

(1) 国立大学の整備の規模について

「報告」は、昭和49年の報告をうけて、これからの10年間を昭和55年を境として前期と後期に分け、その重点を前期におき、これを基盤整備のための高等教育の質的な整備充実のための期間として、その重点事項に(1)計画養成を必要とする医師・歯科医師・医療技術者、初等教育教員等の養成、(2)地方国立大学の整備、(3)規模の拡大を伴わない私立大学の質的充実、(4)社会的要請にこたえる新たな分野の開拓、等をあげている。

ここで“整備の規模”について考察すると、学生増に対する対応としてその数的な基礎が示されているが、それは、諸条件の整備が行われ

た場合、昭和55年度において18才人口に占める大学等の入学者数の比率は40.3%、国公立大学と私立大学との比率は18.5:81.5となることを予想し、昭和50年度に対して31,500人の増加を見込んでいます。

そのうち、国立の担当すべき数は10,000人と策定し、その内訳は医歯・医療技術に対し2,900人、教員養成に1,600人、一般に5,500人となっている。

これらの配分数の根拠は必ずしも明らかではないが、従来の拡充の実績をふまえて年平均2,000人と見込み、そこから5年間で10,000人の増員と算出されているようにみえる。

このうち特に問題となると思われるのは、“一般”とされている領域の内容であろう。因みに、昨年12月の中間報告では、医歯・医療技術3,300人、一般5,100人とされていたものが、本「報告」では、それぞれ2,900人と5,500人となっている。これは総数を一定とし、ある分野を適当に決めた残りを“一般”としたという印象が強く、“一般”の領域についての数的な根拠は明確でない。

また、この計画を推進するにあたって、必要な教職員の増員が現在の総定員法の枠をそのままにして、果して実行しうるものかどうか、現行基準のまま、所期の成果があげられるものかどうか、前述した質の向上に関する予算措置

なしに充実がはかれるものか、疑問に思われる。

(2) 地域配置計画について

「報告」は、高等教育機関の地域配置における不均衡を是正するために、一方においては大都市圏を含む広域ブロックの区分を想定すると同時に、新增設を行わない地域を指定することによって、需要の増加に対応しようとしている。

しかし、配置計画の問題は、研究教育要員・研究費・施設費・旅費等の予算上の新たな配分計画と密接不可分に結びついており、優秀な人材を地方に吸収し、定着させるための方策を含まない計画では、整備は形骸化されざるをえないであろう。

以上、「高等教育の計画的整備について」で示されたわが国の高等教育の拡充整備計画の基本方針やその実施にあたっての主要な問題について、国立大学協会の見解を述べてきたが、その実施にあたってはこの「見解」が充分反映されることを期待する。

さらに、将来の高等教育の拡充整備の計画にあたっては、「見解」に示した問題点を充分考慮し、論理性、説得性のある内容のものが策定されるべきであると考えます。

資 料

学長以外の委員の会議出席旅費支給基準の一部改正について

学長以外の委員の会議出席旅費支給基準の一部を次のとおり改正する。

学長以外の委員の会議出席旅費支給基準第2項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

この改正は昭和51年6月22日から施行し昭和51年4月1日から適用する。

理 由

最近の交通費等の値上りに伴い支給基準を改正する必要があるによる。

昭和51年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書

昭和51年度においては、従来の入試改善調査委員会および附属専門委員会を存置して、昭和48、49、50年度に引き続きそれぞれの担当事項について更に検討を進め、次の諸点に重点を置いて調査研究を行う。

- ① 昭和49、50年度にまとめられた「国立大学入試改善調査研究報告書」について、説明会の開催、アンケート調査等により、全国立大学にその趣旨を伝え、意見を求める。
- ② 高等学校関係者に対しても報告書の趣旨の周知を図り、広く意見を求める。
- ③ 上記の意見等により、専門的・技術的問題や「試験問題実地研究」を含め、再検討を必要とする問題の調査研究を行う。

④ 国立大学共通第一次試験の実施機関である国立大学入試センター（仮称）についての調査研究を行う。

⑤ 以上の調査研究を基礎として、国立大学共通第一次試験についての国立大学協会の意見をとりまとめる。

実施計画

1. 国立大学共通第一次試験の実施に関する調査研究

(1) 入試改善調査委員会を設け、各専門委員会の調査研究と緊密な連携のもとに国立大学共通第一次試験実施に関する総括的調査研究を行う。

入試改善調査委員会は、委員25人をもって構成する。

(2) 実施方法等調査専門委員会を設け、国立大学共通第一次試験を実施する場合の実施方法等具体的諸問題について調査研究を行う。

実施方法等調査専門委員会は、委員16人をもって構成する。

2. 標準問題の作成等に関する調査研究

(1) 国語、社会、数学、理科および外国語の5教科16科目について、13の科目別研究専門委員会を設け、標準問題の作成、問題の妥当性について分析、研究を行うとともに、電子計算機により処理可能な新問題形式等の調査研究を行う。

科目別研究専門委員会は16科目につき、13の委員会を次の大学に置く。

[16科目の科目名および設置大学]

(国 語) 現代国語, 古典I 甲 (九州大学)
(社 会) 倫 理・社 会 (奈良教育大学)
政 治・経 済 (東京大学)

	日	本	史	(名古屋大学)
	世	界	史	(名古屋大学)
	地	理	A, 地理 B	(熊本大学)
(数 学)	数	学	一般, 数学 I	(京都大学)
(理 科)	基	礎	理 科	(東北大学)
	物	理	I	(新潟大学)
	化	学	I	(東京大学)
	生	物	I	(北海道大学)
	地	学	I	(千葉大学)
(外国語)	英	語	B	(広島大学)

各科目別研究専門委員会は、委員約10人をもって構成する。

科目別研究専門委員会の委員長は、当該専門委員会を置く大学の教官をもって充てる。

- (2) 科目別研究専門委員会委員長連絡会議を設け、標準問題の形式、内容、程度等について全科目共通の基本方針を検討するとともに、科目間の調整等を行う。

科目別研究専門委員会委員長連絡会議は、科目別研究専門委員会の委員長13人をもって構成する。

- (3) コンピューター専門委員会を設け、科目別研究専門委員会その他の委員会と連携をとり、国立大学共通第一次試験の試験問題について電子計算機を試験的に使用し、大量処理方式等の検討を行う。

コンピューター専門委員会は、委員18人(内13人は各科目別研究専門委員会の委員1人をもって充てる。)をもって構成する。

3. 試験問題実地研究調査

実施方法等調査専門委員会が実施主体となり、全国約50試験場、計約12,000人の高校生につき、科目別研究専門委員会作成の試験問題につき実地試験を行い、その結果に基づき、各専門委員会はそれぞれの担当事項について更に検討を進める。

4. 報告書の作成等

国立大学共通第一次試験の実施に関する調査研究および標準問題の作成等に関する調査研究の結果について報告書を作成し、関係方面に配布する。

5. 事業は昭和51年4月から昭和52年3月までの間に実施する。

なお、昭和51年度においては、東京大学に付設された国立大学入試改善調査施設が、全国立大学の協力を得て上記事業の事務を担当する。また、事業に要する経費は国立学校特別会計により配賦を受けた関係大学において支出する。

国立大学協会第58回総会における「大学入試改善に関する意見」ならびに「国立大学入試改善調査研究報告書(昭和51年3月)」に関するアンケートについて

このたび、昭和51年4月5日付国入改第1号をもって「国立大学入試改善調査研究報告書(昭和51年3月)」についてのアンケートを各国立大学長あて依頼いたしましたところ、御多忙中にもかかわらず6月10日の締切りまでに82大学からご回答をいただきました。御協力に心から感謝いたします。

これを実施方法等調査専門委員会において設問毎に集計・整理し、入試改善調査委員会できりまとめ、国立大学協会理事会に報告しました。

国立大学協会第58回総会では、別紙のとおり、アンケートの結果について審議を行い、その結果、理事会から提案された「大学入試改善に関する意見」を全会一致で承認しましたので御報告申し上げます。

I 大学入試改善に関する意見

国立大学協会は、共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する。

しかし、この共通第一次試験を実施することについては、種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し、慎重に検討した上で国立大学協会の方針を決定したい。

(昭和51年6月22日国立大学協会第58回総会承認)

II アンケート回答の集計

問1) 入試センターの管理運営のあり方については、昭和50年3月報告書(P. 20)および昭和51年3月報告書(P. 21)に述べられてありますが、さらにお気づきの点があればご意見をお示しください。

回答の傾向を集約し、意見の多い順から並べると以下の如くとなる。

1 入試センターに各大学の意思が充分反映する組織を	30
2 運営委員会、評議員会、各種専門委員会の選出母体に関する事	19
3 入試センターと大学それぞれの責任と分担について	19
4 入試センターにおける各委員会の性格、権限の明確化	10
5 入試センターのみならず、対応する大学または地区組織の強化	9
6 委員の分布が偏在することを警戒したもの	7
7 選出された委員の身分、任期、性格に関するもの	6
8 このシステム(センター・大学を含め)の経費、手当に関するもの	5
9 入試センターの独立性(文部省、特定大学からの)	5
10 入試センターの機構の積極的改変	5
11 入試センターと地区または大学との連絡方法	4
12 委員となった大学教官の負担軽減(母体大学の)	4
13 試験問題その他に対する高校意見の反映	4
14 研究部(評価)と専門委員会の関係	2
15 この制度への参加の任意性	1
この他 ① 特に意見なし(賛成)とするもの	47
(大学として……15, 学部として……32)	
② 反対、疑問、否定的なもの	7

国立大学全体の意思が充分に反映する組織でなければならないという趣旨の回答が、各種委員会の選出母体の性格などに言及しながら上位を占めた。

また、入試センターと大学との責任分担を明確にするとともに、センターに対応する各大学の実施組織の充実、強化が肝要であることが指摘された。

問2) 実施時期の再検討の結果について下記の欄にご回答ください。

(51年3月報告書P. 23参照)

	可	否	理	由
A 案				
B 案				
C 案				
D 案				
E 案				
F 案				
G 案				

- 「可否」欄は、
1. 実施可能。
 2. 無理はあろうが、何とか実施可能と見込まれる。
 3. 実施可能とは思われない。

に従って数字でお答えください。

上記以外のご意見がありましたらお示しください。

回答の分類

実施時期	実施の可能性	実施可能	何とか実施可能	実施不可能	記入なし
A案：共通一次を1月下旬の土・日曜日、各大学の二次を3月実施		24	38	13	3
B案：一次を夏休みの終りに、各大学の二次を3月実施		2	17	55	4
C案：一次を10月中旬実施、各大学の二次を3月実施		2	19	54	3
D案：一次を冬休み中に、各大学の二次を3月実施		13	32	31	2
E案：一次を2月末～3月初旬、各大学の二次を3月下旬に		49	15	12	2
F案：一次を2月末～3月初旬、各大学の二次を4月下旬に		2	19	53	4
G案：共通一次を6月に実施、各大学の二次を7月に実施		1	4	69	4

(各案についての付帯意見の主なもの)

A案について

- 賛成意見として、高校への影響が少ない。大学の学年暦の変更が少なくすむ。

B案について

- 否定的意見として、気候条件がよくない、出題範囲が制限される。夏休みを利用した計画に支障がある。夏休み中に出勤を要請するのはよくない。

C案について

- 賛成意見として、気候条件がよい。
- 否定的意見として、出題範囲が制限される。大学教官の研究、学会、大学院入試等に障害がある。試験場の確保が困難である。

D案について

- 否定的意見として、郵便事情、交通事情の悪い時期である。地域によっては気候条件が悪い。学会等で教官が多忙である。冬休み中の出勤要請は困る。

E案について

- 賛成意見として、入試期が一元化されると試験期間が短く、受験生にとって有利である。
- 否定的意見として、一次と二次との間が短かすぎる。特に再試験、追試験、予備選抜などの実施に支障がある。二次試験の採点期間も短かすぎる。私立大学の入試シーズンである。新年度の準備、大学の業務、学会等のため多忙である。交通の混雑する時期である。地域によっては気候が悪い。

F案について

- 否定的意見として、5月入学はよくない。カリキュラムにも問題がある。学年始めは多忙。学会の開催に支障がある。一次と二次との間が短かすぎる。再試験、追試験の実施に支障がある。私立大学入試との関連で問題がある。教育実習の時期にあたる。
- この他、新しい提案として1月中旬、2月中旬という案もあった。

(入試改善調査委員会の意見)

上記のように、E案に賛成が最も多く、次いでA案が、さらにD案が実施可能または何とか実施可能と回答された。

これに基づき、E案を基礎として、A案、D案および新提案も考慮して、実施時期を繰上げる必要があるとうことで意見が一致した。

問3) 昭和51年3月報告書に記した「第二次試験のガイドラインについて」(P. 26)に関連してご意見があればお示しください。

回答の分類

	大学単位での回答	学部別に回答
A 賛成である。適切である。同意する。	28.2%	30.0%
B 異論なし、理解した。可能である。	16.7%	20.0%
C 特に意見なし	21.8%	20.0%
上記のように肯定的なものだけで	66.7%	70.0%
D 賛否の意見が明確でないもの	11.5%	14.0%
E 賛否の表現がないもの	12.8%	12.0%

F 目下検討中である	3.8%	2.0%
G 回答を差控える	3.8%	0%

特に極端な否定論がなかった。なおDの回答には賛成のものも含まれているが、意思表示が明らかでないためA～C欄に入れなかった。

問4) 共通第一次試験の实地研究について出題数が多過ぎはしないかとの意見もあります。51年3月報告書をご検討のうえ、問題の難易のほか時間に対する配分量の関係などについてご意見があればお聞かせください。

回答について

全般的に、今回の实地研究の試験問題に対しては、この程度が量質ともに適当であるという意見が多かった。

細かい意見の分類

	問題量				問題の質				その他	
	多すぎる		少なすぎる		難しい		易しい		大 学 別	学 部 別
	大学学部別									
全 般	5	1			1	1			社会の量が多い 2 科目によって量が多い 1 理科は過密である 2 量を多くせよ 1 量を多過ぎないように 1 科目間の難易の差が心配 11 理科・社会を1科目に 1 科目数を少なく 1 出題範囲を広げる 1 数学一般廃止 3 基礎理科廃止 1	科目間の難易が心配 1 数学一般廃止 1 理系・文系の区別せよ 1
国 語	8	1			2	0	3	0	詩の出題に疑問 3 更に工夫が必要 1 設問別意見あり 1	
社	倫理・社会	4	1						倫・社の問題配分を注意 2 この科目廃止 2	
	政治・経済	8	0			4	1		基礎理論が少ない 1 経済の問題配分悪い 1 この科目廃止 1 設問別意見あり 1	
会	日本史	2	1			2	0		出題にかたよりあり 3 暗記重点のきらいあり 2 易しい問題を除く 1	

	世界史	9	1			5	0			問題に疑点あり 去年より質低下, 細かい問題あり 現代を出題せよ 解答箇所を60位にせよ	1 1 2 1	
	地理	7	0			2	0			出題にかたよりあり	1	人文地理多く, 自然地理少ない 1
理科	数学	3	0	2	0	2	0	1	1	マークシート方式では無理 出題範囲を広げよ	4 2	出題範囲を広げよ 1
	物理	2	0	0	1	1	0			出題に制約あり 時間が少ない	1 1	
	化学	5	1			2	0			出題の種がつきる 化学Iの範囲を研究せよ 時間が少ない	1 3 2	時間が少ない 1
	生物	7	0			2	0			問題別意見あり 時間が少ない	1	時間が少ない 1
	地学	1	1	1	0			2	0	時間が少ない	1	
英語	4	0	0	1						本番で hearing は無理 不適当な問あり (問I (26), II (6)) hearing をせよ	5 1 1	

なお、細かい設問別の意見については、種々問題があるため、今後とも研究を続ける必要があると考えられるので、その旨を科目別研究専門委員会に伝えることとした。

若干数であるが、各教科とも試験時間を短縮することを検討すべきであるとの意見があった。(大学別4, 学部1)

また、理科・社会において、科目間の難易の調整について具体的検討をする必要があるとされた。

問5) 共通第一次試験実施に当っては、入試センターの組織・機構、各大学における入試事務組織の整備・充実、居住地受験の具体的処理、事故処理問題、身体障害者問題等今後具体的に調査研究すべきことが残されておりますが、これらの問題が適切に処理できた場合、共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると考えられますが、ご意見をお示しください。

なお、その他検討すべきお気づきのことがあればお示しください。

この集計に当っては、学部・部局別に回答された12大学89部局の意見を大学当りに換算し、大学別の意見に算入した。

例えば5部局ある大学で、3部局がA意見、2部局がB意見であった場合、5分の3をA意見の校数に換算した。

回答の分類

	大 学 数	比 率 %
A：設問の条件が満たされれば、大学入試の改善に資すると考える。	25.5	31.9
B：更にいくつかの条件付きで、大学入試の改善に資すると考える。	16.0	20.0
C：現行よりもある程度は大学入試の改善に資すると考える。	19.3	24.1
以上を賛成意見とすると、 小 計	60.8	76.0
D：現状では疑問である。	10.1	12.7
E：賛否決しがたい。	2.1	2.6
F：保 留	4.8	6.0
G：意見なし	1.9	2.3
H：反 対	0.3	0.4
小 計	19.2	24.0
I：回答を差控える	2	
合 計	82大学	

Dの「現状では疑問である」という意見の中には、賛成と反対の両論があり、昨年のように一概に否定的意見とみることができない。

さらに、Hの全く反対という意見は2学部のみで全体の0.4%に止まった。

なお、比率の中には「回答を差控える」という2大学を含めず算出した。

(付帯意見)

B, Cについての条件または要望事項の主なもの

- 1 出題の内容の一層の適正化
- 2 機密漏洩の防止
- 3 事故処理の慎重の対策
- 4 出題問題のミスのないように
- 5 マークリーダーの読み取りのミスの処理の適正化
- 6 第二次試験との組合せ如何による。
- 7 入試期の一元化の実施
- 8 大学入試事務の予算、定員の充実、整備が緊要
- 9 大学側の負担の軽減化
(二重の負担増にならないように)
- 10 実地研究を地区に集中し、技術的な細部を更に検討すること

(入試改善調査委員会の意見)

1～5は昨年度の実地研究における試験問題、または技術の問題であり、6以下についても大学の

入試体制の整備を含め、当然処置してゆかねばならぬ問題である。しかし、国大協のみで解決できる問題を超えており、文部省との交渉、協議が必要である。

D以下についての疑問点または指摘事項の主なもの

- 1 この方法の改善のみでは根本解決にならない。
- 2 大学間格差の是正が緊要
- 3 入試のみをかえても、受験地獄は解消にならない。
- 4 受験生に二重の負担をかけることになる疑念がある。
- 5 大学の自主性がそこなわれるおそれがある。——中央統制化
- 6 まだ不明な点が多いので慎重にしてほしい。時期尚早である。
- 7 実現の法的根拠を明確にしてほしい。
- 8 設問の条件が、適切に処理出来たらということで結論が出ないままに統計的に処理をするのは問題である。

(入試改善調査委員会の意見)

1～3の「共通一次試験のみでは大学の入試改善にならぬ」という意見については、当然のことであって、報告書にもふれてあるので、反対の根拠にはならない。

7の「実現の法的根拠を明確にしてほしい」という意見には重要な問題を含んでいる。すなわち、法的な拘束がなければ、当該大学に入学を志望しているとは限らない受験生の試験監督を、当該大学の教官に対して学長が業務命令を出す権限があるのか、また、共通第一次試験方式を採用する、しない、の自由裁量権が各大学にあるのではないかと、ということである。現行の「大学入学者選抜試験実施要項」は大学局長の通達であり、法的根拠が不明確のまま、いわばガイドラインの形をとっている。しかし、各大学は概ねこれに準拠して入試を実施しており、慣習化している。共通第一次試験も、国立大学の自主的発意で実施するのであり、各大学のコンセンサスとなれば、法令で規定する必要はないのではないかと、この意見があったが、現実の実施の際には、法的な根拠に基づく通知等の措置が必要であろうとされた。

特定大学から、共通第一次と二次とを連続して入学を志望する大学で行い、一次試験の問題は全国共通とし、電算機を分散してこれを処理してはどうか、という提案があることが披露された。

この提案を検討した結果、予備選抜が不可能であること、一次試験の結果処理を入試センターで行うことになれば、時間的に困難なこと、等が挙げられたが、今後の研究課題とすることとした。

昭和50年度大学及び高等専門学校 卒業予定者の就職決定（内定）状 況調査中間集計について

1. 調査の経緯

文部省は、昨今の経済情勢等にかんがみ、昨秋二度にわたり全国の大学及び高等専門学校に対し、今年3月卒業予定者の職業指導及び就職あっ旋により一層の配慮を求めるとともに、求人申込状況調査及び就職決定（内定）状況調査を依頼した。

このたびの中間集計によると、3月末日現在の就職決定（内定）状況は次のとおりである。

2. 中間集計結果の概要

設置者別・学生の専攻分野別就職決定（内定）率
(51. 3. 31 現在)

	国立	公立	私立	文科系	理科系	その他	計
大学	85.6%	91.9%	82.6%	81.5%	89.0%	81.1%	83.7%
短大	91.7	84.2	79.2	77.2	86.1	79.7	79.5
高専	99.0	97.7	98.5	—	98.9	—	98.9

(注) 内定率=(決定(内定)者数/就職希望者数)

(1) これによると、3月末日までに、大学の就職希望者の84%、短大については80%、高専についてはほとんどの学生が就職決定（内定）した。

(2) 先の求人申込状況調査により、50年度の求人申込状況について求人活動開始から1ヵ月間の求人件数及び求人数を49年度と比較すると、大学及び短大についてはほとんど変化がなかったため、就職希望者の全員就職は充分可能と考えていたが、このたびの集計結果は、50年度卒業者の就職決定（内定）が予想どおり進んだことを示すものと考えられる。

すなわち、就職希望者の内には、いわゆる留年者や、進学、家事手伝、自由業等の可能性を留保した者がかなり含まれていること、また、大学・短大においては、卒業試験終了後は、決定（内定）状況の把握が必ずしも完全には行い得ない事情もあることなどが考えられるからである。

学生教育研究災害傷害保険加入状況調 (昭和51年4月分)

生徒援護会

設置者別	大学・短大別	学校数 (A)	賛助会 員校数 (B)	加盟 率 (C)	在籍者数 (D)	加入者数 (E)			加入 率 E/D (F)	保険適用区分別学生数					保険料 納入額
						新入生	在学生	計		A	B	C	D	E	
										(昼間部 文科系)	(昼間部 理工体 育系)	(夜間部 文科系)	(夜間部 理工体 育系)	(通信教育)	
国立	大学	83	82	99	人	68,354	17,061	85,415	%	33,259	51,149	501	506	人	千円 168,482
	短期大学	31	25	81		2,947	481	3,428		153	1,017	785	1,473		5,199
	計	114	107	94		71,301	17,542	88,843		33,412	52,166	1,286	1,979		173,681
公立	大学	33	21	64		4,655	2,452	7,107		3,305	3,490	205	107		12,031
	短期大学	47	36	77		6,053	3,201	9,254		3,334	5,405	515			9,219
	計	80	57	71		10,708	5,653	16,361		6,639	8,895	720	107		21,250
私立	大学	307	67	22		29,416	35,433	64,849		19,301	40,957	1,001	3,590		112,268
	短期大学	434	119	27		29,177	19,377	48,554		30,662	15,676	1,826	390		37,443
	計	741	186	25		58,593	54,810	113,403		49,963	56,633	2,827	3,980		149,711
合計	大学	423	170	40		102,425	54,946	157,371		55,865	95,596	1,707	4,203		292,781
	短期大学	512	180	35		38,177	23,059	61,236		34,149	22,098	3,126	1,863		51,861
	計	935	350	37		140,602	78,005	218,607		90,014	117,694	4,833	6,066		344,642

<注> 賛助会員校数には5月以降加盟見込の13校を含む。

そ の 他

学長等の異動について

○学長の交代

大 学 名	旧	新
電気通信大学	博田 五六	平島 正喜
筑波大学	三輪 知雄	宮島 龍興
千葉大学	相磯 和嘉	香月 秀雄

○役員の交代

	旧	新
副会長	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
理 事	川上 正光 (東工大)	香月 秀雄 (千葉大)

○常置委員会委員の交代

委員会名	旧	新
第2常置委員会	川上 正光 (東工大)	香月 秀雄 (千葉大)
(教員委員)菅	好雄 (岡山大)	片山 嘉雄 (同 大)

○特別委員会委員の交代

委員会名	旧	新
入試調査	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
(教員委員)長瀬	正二三 (佐賀大)	河原 一男 (長崎大)
(")菅	好雄 (岡山大)	片山 嘉雄 (同 大)
研究所	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
科学技術行政	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
職員厚生	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
"	池田 数好 (佐賀大)	山岡 亮一 (高知大)
"	渡辺 武雄 (秋田大)	飯島 宗一 (広島大)

○特別委員会専門委員の委嘱

大学格差問題 福間 敏矩 (埼玉大事務局長)

大学設置審議会（大学設置分 科会）委員の委嘱について

かねて当協会から推せんしている大学設置審議会（大学設置分科会）委員のうち、近く任期満了となる2名の委員とお茶の水女子大谷田学長のあとの委員の計3名の委員の補充について、文部省から4月10日までに候補者を推せんされたい旨の依頼があったので、両副会長とも協議し、複数の候補者を推せんしていたが、このほど岡本埼玉、太田東京学芸、大山東京教育の3学長にご委嘱の旨連絡があった。

(51. 5. 7 理事会報告)

寄贈図書

我が国の教育水準 50年度（文部省）
学校基本調査速報 50年度（文部省）
大学図書館実態調査結果報告 49年度（文部省）
同 50年度（文部省）
厚生補導 6月号（120号）（文部省）
昭和五十年「英文大学要覧」（大学基準協会）
HBF（放送文化基金報）No. 4（放送文化基金）
産業と教育 7月号（産業教育振興中央会）
姿勢と生活 18 幼児の姿勢（姿勢研究所）
同 19 日本人の姿勢を考える（姿勢研究所）
共通一次試験についての調査報告 50年度（私学教育研究所）
全国私立大学白書 50年度（国庫助成に関する全国私立大学教授連合会）
教育関係学部設置基準要項（試案）50年6月（日本教育大学協会）
IDE（現代の高等教育）6月号 No. 169（民主教育協会）
筑波フォーラム Vol. 1（筑波大学）
弘前大学医学部三十年史（弘前大学）
学士会会報 No. 732（学士会）
大学院研究年報 Vol. 5（中央大学）
東海大学紀要 学生生活研究所 第6輯（東海大学）
明治大学大学院紀要 13集1~6（明治大学大学院）
研究紀要 第8巻（佐賀大学教養部）
理工学部集報 第4号（佐賀大学理工学部）
昭和50年度入試方法改善検討委員会報告書（徳島大学）

●編集後記

- * 特別寄稿ならびに窓欄にご寄稿いただいた諸先生に、ご多忙のところを誠にありがとうございました。
- * 会報の諸会議議事要録はどれだけ参考になっているだろうか。
- * 本号には第58回総会記事も載せてある。この総会で、共通一次入試について「大学入試改善に関する意見」が採択された。これ等の総会記事が若干でも各大学のお役にたてばさいわいである。(C)

昭和51年8月28日 印刷 (非売品)
昭和51年8月31日 発行

会 報 第 73 号

編集兼
発行者

丁 子 尚

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113

東京都文京区本郷7丁目3番1号
(東京大学構内)

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)
(直通) 03 (813) 0647